

水質汚濁の現況

(平成15年度)



表紙写真 「黒部ダム（黒部湖）」

県東部を流れる黒部川の上流に位置する黒部ダムは、高さ日本一を誇り、多くの観光客が訪れる名所となっています。

黒部湖の水質は、基準値が設定された平成2年以来、環境基準を達成しており、清浄な水質を維持しています。

目 次

1	水質汚濁の現況	1
(1)	水質汚濁の概況	1
(2)	水域別の水質汚濁状況	6
(3)	地下水の汚染状況	13
2	公共用水域及び地下水の監視測定体制	17
(1)	公共用水域の水質測定計画	17
(2)	地下水の水質測定計画	19
(3)	水質常時監視所	21
3	水質汚濁防止法の施行状況	25
(1)	水質汚濁防止法に基づく届出状況	25
(2)	排水基準が適用される特定事業場	25
4	工場・事業場監視調査	27
(1)	工場・事業場立入調査	27
(2)	ゴルフ場農薬実態調査	28
(3)	毒物劇物の監視指導	30
5	水質環境の保全施策	31
(1)	水質環境計画（クリーンウォーター計画）の推進	31
(2)	ゴルフ場における農薬安全使用指導要綱に基づく指導	35
(3)	「親子の水とのふれあいバス教室」の開催	36
6	水質環境の各種調査	37
(1)	重金属底質調査	37
(2)	PCB底質調査	38
(3)	窒素・りん環境調査	38
(4)	要監視項目環境調査	38
(5)	海水浴場水質調査	41
(6)	湖沼水質調査	42
(7)	工場周辺地下水調査	43
(8)	立山環境調査	44
(9)	水生生物調査	45
(10)	ダイオキシン類環境調査	45
(11)	環境ホルモン調査	50
7	水質汚濁に係る事故等	51
8	16年度において実施する主な取組み	54

(資料 1)

公共用水域水質測定結果 (平成 15 年度)	55
------------------------	----

(資料 2)

1 水質汚濁に係る環境基準	88
2 環境基準の水域類型の指定	98
3 水質汚濁防止関係法令の概要	107
4 水質汚濁防止法に基づく届出について	109
水質汚濁防止法に基づく特定施設	110
富山県公害防止条例に基づく特定施設 (水質関係)	116
5 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準	118
6 水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準	122
7 水質汚濁防止法に基づく地下浸透基準	139
8 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出について	140
9 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準	142
10 その他の基準等	143
(1) 海水浴場の水質判定基準	143
(2) 底質の暫定除去基準	144
(3) 土壌の汚染に係る環境基準	144
(4) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る基準	146
(5) 公共用水域等における農薬の水質評価指針	147
(6) 下水道基準	148
(7) し尿浄化槽及び合併処理浄化槽における処理性能基準	149
(8) 飲料水基準等	150
(9) 水産用水基準	153
(10) 農業用水基準	156
(11) 食品中の PCB 暫定的規制値	156
(12) 魚介類の水銀暫定的規制値	156
(13) 悪臭防止法に基づく排出水中における特定悪臭物質の規制基準	157
(14) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) の概要	158
(15) 内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質	161
11 水質環境計画の概要	164
12 窒素・りん削減対策技術マニュアルの概要	167
13 とやまの名水	172
14 下水道の普及状況	175
15 水質年表 (昭和 33 年～平成 16 年)	176

1 水質汚濁の現況

(1) 水質汚濁の現況

県では、水環境の状況を監視するため、図 1-1 のとおり、27 河川で 51 水域 90 地点、3 湖沼で 3 水域 6 地点、2 海域で 7 水域 28 地点の合計 61 水域 124 地点で定期的に測定を行っている。河川、湖沼、海域等の公共用水域における環境基準の達成状況は、カドミウムや水銀などの人の健康に関して定められた項目（有害物質又は健康項目）については、調査を開始した 46 年度以降全ての水域で環境基準を達成している。

また、生物化学的酸素要求量（BOD）などの生活環境の保全に関連して、水域の利用目的に応じて定められた項目（生活環境項目）の環境基準の達成状況については、表 1-1 のとおり、河川及び湖沼では 100%の達成率であったが、海域では 88%で、全体では 96%の達成率となっている。

水質の推移を見ると、図 1-2 のとおり、過去に著しい汚濁がみられた小矢部川や神通川などは大幅に改善され、近年は清浄になっている。また、庄川や常願寺川、黒部川などは現在もその清流を保っている。また、中小の河川のうち、生活排水の影響がみられた都市河川でも、徐々に改善されている。それぞれの河川の水質の状況は、ほとんど環境基準の AA～A 類型に相当する清浄な水質を維持している。

湖沼については、清浄な水質を維持しており、すべての湖沼で環境基準を達成している。

海域については、9 年度以降、環境基準達成率は低い状況で推移していたが、15 年度は 88%と向上した。しかしながら、汚濁メカニズムなど未解明な部分もあり、今後とも調査研究を継続していくことにしている。

さらに、地下水については、2 年度から計画的にカドミウムや水銀などの人の健康に関する項目の水質測定を実施してきており、現在、平野部の 76 地点で測定している。その結果、ほとんどの地域において良好な水質が維持されている。なお、過去に汚染がみられた地域においても、汚染範囲の拡大はみられない。

これらの公共用水域及び地下水の水質を保全するため、「クリーンウォーター計画」に基づき、公共下水道、農村下水道の整備や合併処理浄化槽の設置などの事業を積極的に行っていくとともに、有害化学物質等汚染防止対策、国際協力の推進などの施策を推進していくことにしている。

また、富山湾の水質汚濁については、学識者で構成する「富山湾水質保全研究会」で汚濁メカニズムの解明と改善対策について検討した結果、汚濁の原因は窒素、りん起因する内部生産であるとされた。このため、クリーンウォーター計画の改定において富山湾に窒素、りんの水質環境目標を設定し、海域の水質保全対策を推進している。

表 1-1 河川、湖沼、海域における環境基準達成率の推移

(単位：%)

区分	51年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
河川	81	100	100	100	100	100
湖沼	—	100	100	100	100	100
海域	85	32	60	44	84	88
全体	83	80	88	83	95	96

注1 有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD（河川）、COD（湖沼及び海域）による。

2 環境基準達成率は、環境基準点数に対する環境基準達成地点数の割合である。

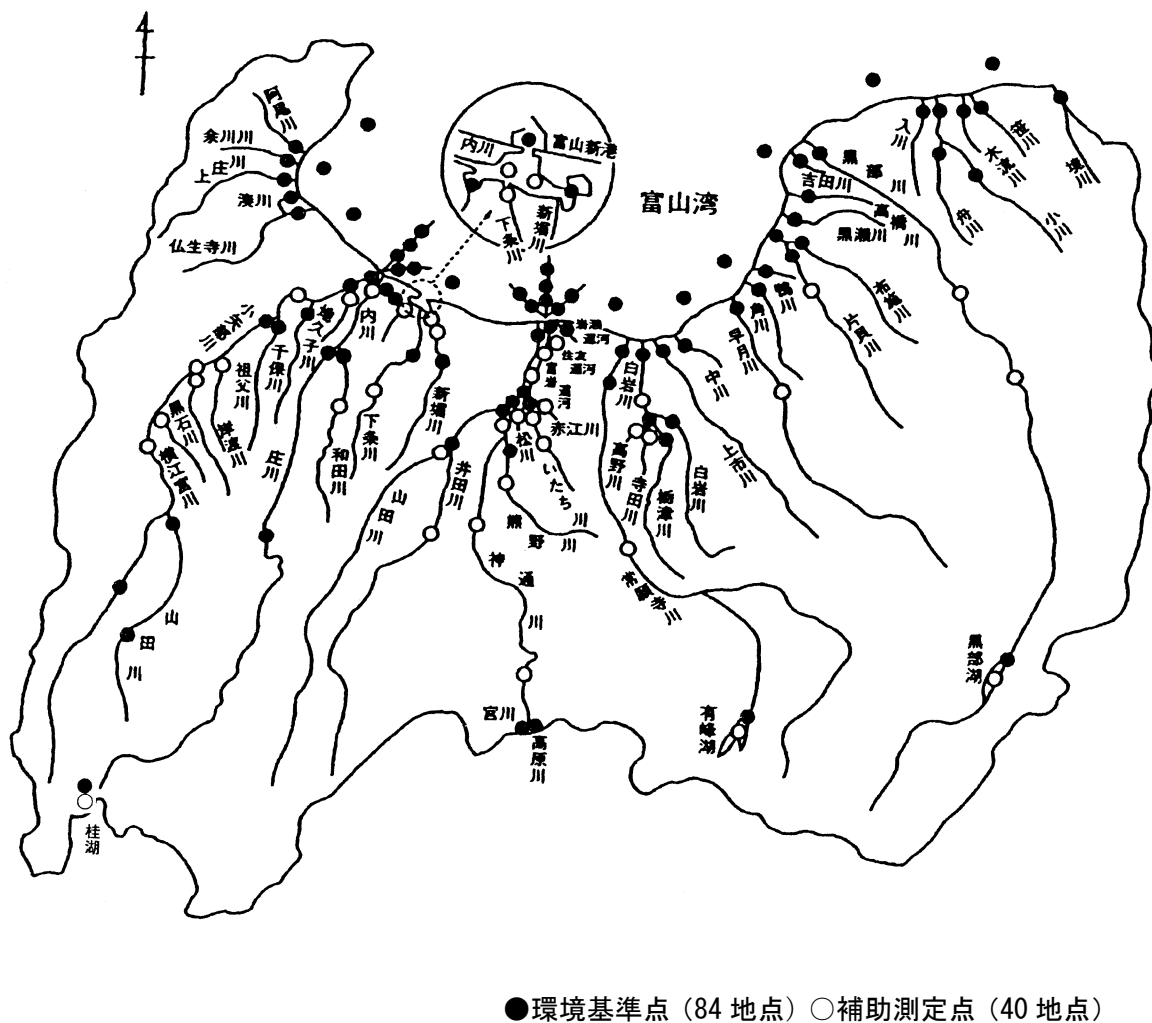
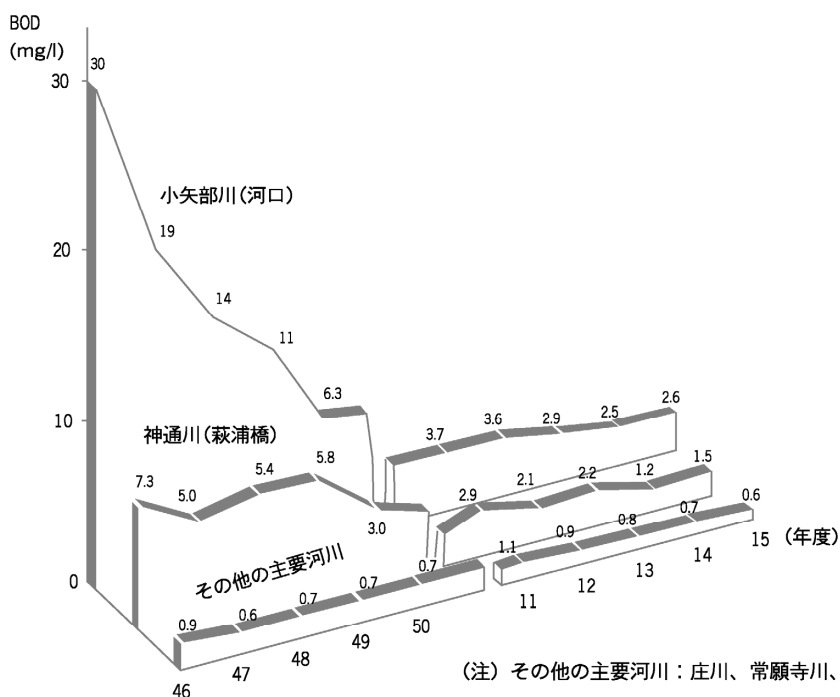
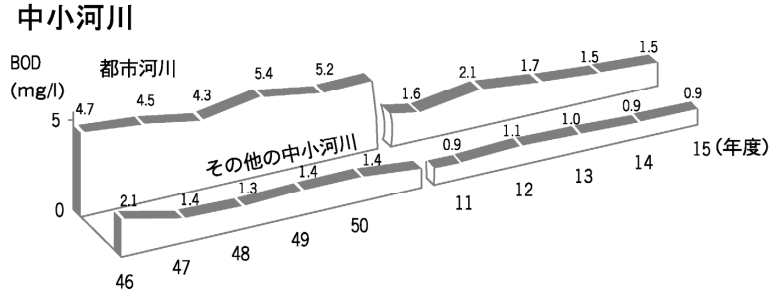


図 1-1 水質の監視測定地点

(1) 主要河川

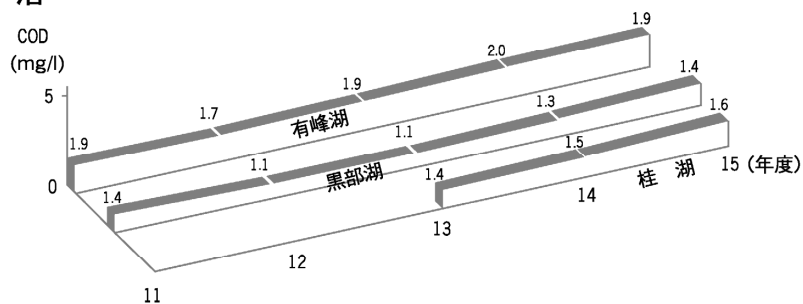


(2) 中小河川

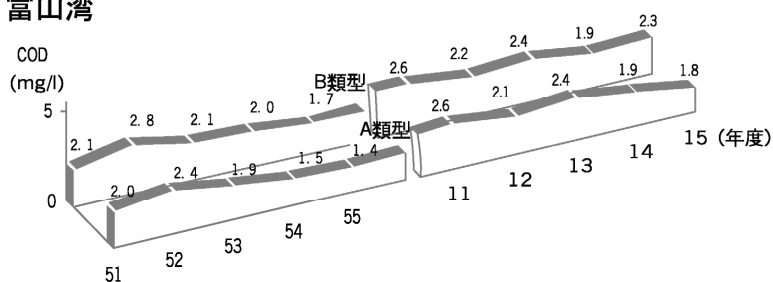


(注) 都市河川：上庄川、仏生寺川(湊川)、内川、下条川、中川、角川、鴨川、黒瀬川、高橋川、木流川
 その他の中小河川：阿尾川、余川川、新堀川、白岩川、上市川、早月川、片貝川(布施川)、吉田川、入川、小川、笹川、境川

(3) 湖沼



(4) 富山湾



(注) B類型：小矢部川河口及び神通川河口海域のうちB類型海域
 A類型：小矢部川河口及び神通川河口海域のうちA類型海域並びにその他地先海域

図 1-2 公共用水域における水質の経年変化

表 1-2 河川末端における水質（BOD）の経年変化

(単位：mg/ℓ)

水 域		水 域	類 型	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	
			基準値						
主 要 5 河 川	小矢部川	D	8	3.7	3.6	2.9	2.5	2.6	
	庄川	A	2	1.6	1.0	0.7	0.6	0.5	
	神通川	C	5	2.9	2.1	2.2	1.2	1.5	
	常願寺川	A	2	1.0	0.9	0.9	0.9	0.7	
	黒部川	AA	1	0.8	0.9	0.7	0.6	0.7	
中 小 22 河 川	都 市 河 川	上庄川	B	3	1.5	2.3	2.7	1.8	1.6
		仏生寺川(湊川)	C	5	2.3	3.8	2.7	2.4	2.7
		内川	C	5	1.3	2.3	1.2	2.0	1.6
		下条川	B	3	1.2	1.6	2.2	1.4	1.6
		中川	B	3	2.1	2.7	2.0	1.9	1.5
		角川	A	2	1.4	1.5	1.0	1.2	0.9
		鴨川	B	3	2.0	2.4	1.8	1.4	1.3
		黒瀬川	A	2	1.3	1.6	1.3	1.1	1.4
		高橋川	B	3	1.1	1.2	0.9	0.9	0.9
		木流川	B	3	1.4	1.6	1.3	1.5	1.1
	そ の 他 の 河 川	阿尾川	A	2	1.0	1.5	1.2	1.1	1.1
		余川川	A	2	1.4	1.6	1.5	1.2	1.0
		新堀川	B	3	1.5	1.9	1.9	1.5	1.6
		白岩川	B	3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2
		上市川	A	2	0.7	0.9	0.6	0.7	0.9
		早月川	AA	1	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
		片貝川(布施川)	A	2	0.8	1.2	0.9	0.8	0.8
		吉田川	B	3	1.3	1.1	1.4	1.0	1.0
		入川	A	2	0.8	0.6	0.9	0.8	0.8
		小川	A	2	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5
		笹川	A	2	0.5	0.8	0.5 未満	0.5	0.6
		境川	A	2	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満

注 測定値は、75%水質値である。

※ 「75%水質値」

全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数) の値。
($0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

表 1-3 湖沼における水質（COD、全りん）の経年変化

(単位：mg/l)

水 域	項 目	水 域	水 域 類 型	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
			基準値					
桂湖	COD	A	3	—	—	1.4	1.5	1.6
	全りん	II	0.01	—	—	0.003	0.003	0.004
有峰湖	COD	A	3	1.9	1.7	1.9	2.0	1.9
	全りん	II	0.01	0.006	0.004	0.004	0.004	0.004
黒部湖	COD	A	3	1.4	1.1	1.1	1.3	1.4
	全りん	II	0.01	0.010	0.006	0.004	0.008	0.008

注 測定値は、年平均値である。(ただし、COD の測定値は 75%水質値である。)

表 1-4 海域における水質（COD）の経年変化

(単位：mg/l)

水 域		水域類型		11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
			基準値					
富山湾沿岸海域 (下記を除く富山湾全域)		A	2	2.5	2.0	2.4	2.0	1.6
小矢部川 河口海域	河口から 1200m の 範囲内	B	3	3.1	2.2	2.5	1.8	2.1
	河口から 2200m の 範囲内 (上記を除く)	A	2	3.1	2.2	2.5	1.9	1.9
神通川 河口海域	河口から 1800m の 範囲内	B	3	2.3	2.3	2.3	2.0	2.4
	河口から 2400m の 範囲内 (上記を除く)	A	2	2.5	2.2	2.6	1.9	2.2
富山新港 海域	第 1 貯木場及び 中野整理場	C	8	4.7	4.4	4.2	4.2	4.0
	富山新港港内 (上記を除く)	B	3	2.5	3.1	3.2	2.6	2.9

注 各調査地点の 75%水質値を各水域毎に平均した値である。

(2) 水域別の水質汚濁状況

ア 河川の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づき、県、国土交通省、富山市が 15 年度に調査を実施した、河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表 1-5 のとおりであった。

環境基準の達成状況を BOD でみると、全 56 地点で達成しており、また、それぞれの河川の水質状況は、図 1-4 のとおり、ほとんどの河川で環境基準の AA～A 類型に相当する清浄な水質であった。

なお、カドミウム、水銀等の健康項目については、全ての地点で環境基準を達成していた。

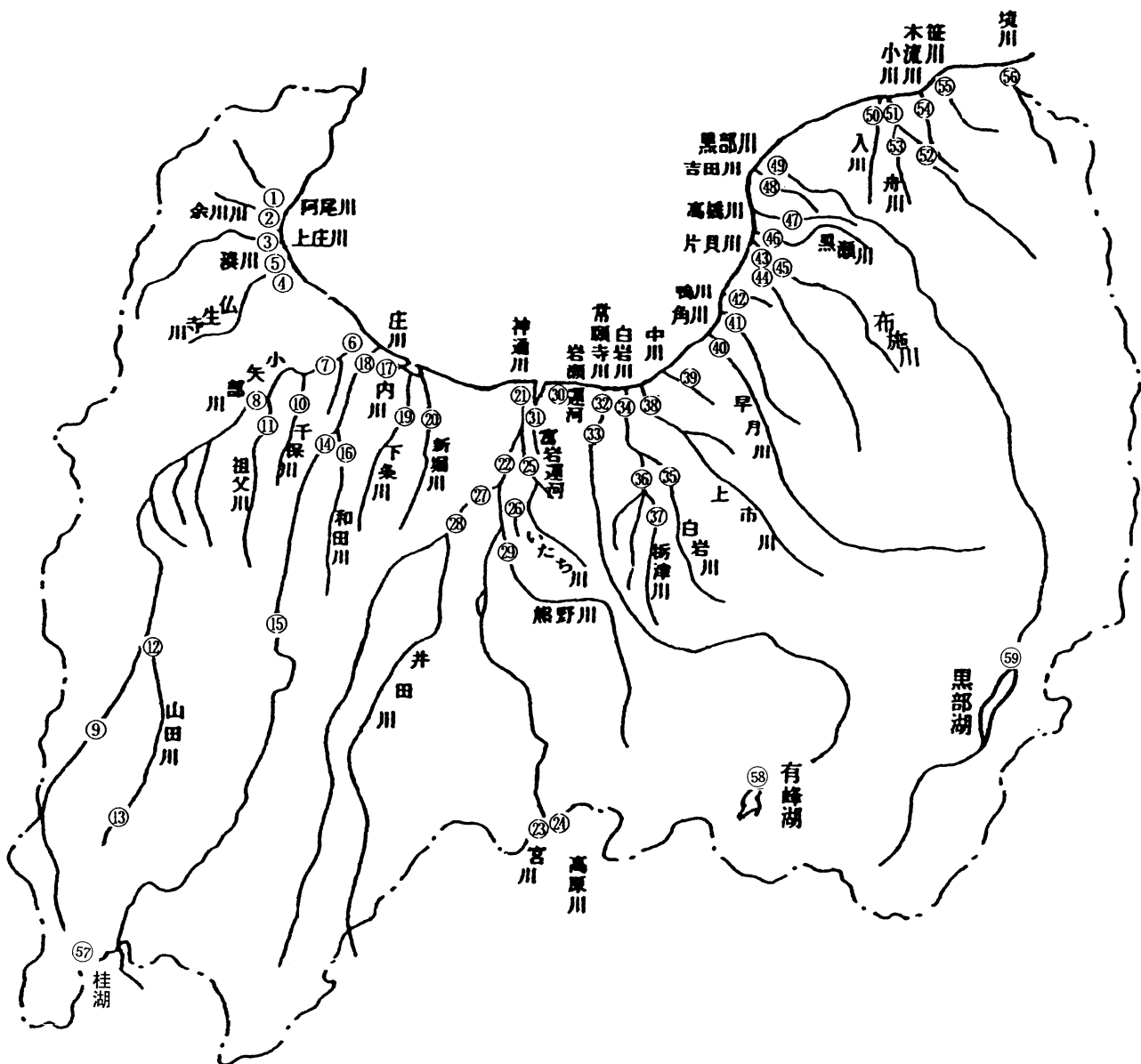


図 1-3 河川及び湖沼の主要測定地点（環境基準点）

表1-5 河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（15年度）

No.	水域名	調査地点	水域 類型	pH	DO (mg/l)	SS (mg/l)	BOD (mg/l)	適否
1	阿尾川	阿尾橋	A	7.4	11	10	1.1	
2	余川川	間島橋	A	7.4	10	10	1.0	
3	上庄川	北の橋	B	7.3	9.8	12	1.6	
4	仏生寺川	八幡橋	C	7.4	9.1	11	2.1	
5	湊川	中の橋	C	7.5	8.6	16	2.7	
6	小矢部川	河口	D	7.0	8.9	6	2.6	
7		城光寺橋	C	7.2	9.2	6	1.6	
8		国条橋	A	7.3	10	6	1.2	
9		太美橋	AA	7.6	11	9	0.7	
10	千保川	地子木橋	D	7.3	9.5	4	2.0	
11	祖父川	新祖父川橋	B	7.3	11	5	0.9	
12	山田川	福野橋	A	7.7	11	14	0.9	
13		二ヶ淵えん堤	AA	7.7	10	4	0.5	
14	庄川	大門大橋	A	7.6	11	3	0.5	
15		雄神橋	AA	7.8	11	5	< 0.5	
16	和田川	末端	A	7.4	11	7	0.6	
17	内川	山王橋	C	7.2	8.3	6	1.8	
18		西橋	C	7.3	8.9	7	1.6	
19	下条川	稲積橋	B	7.0	8.9	11	1.6	
20	新堀川	白石橋	B	7.0	8.8	9	1.6	
21	神通川	萩浦橋	C	7.4	10	7	1.5	
22		神通大橋	A	7.6	11	6	1.3	
23	宮川	新国境橋	A	7.3	10	4	0.7	
24	高原川	新猪谷橋	A	7.5	11	2	0.6	
25	いたち川	四ッ屋橋	C	7.4	11	4	1.0	
26	松川	桜橋	B	7.4	10	4	1.1	
27	井田川	高田橋	B	7.6	11	8	1.8	
28		落合橋	A	7.7	11	8	1.0	
29	熊野川	八幡橋	A	7.6	11	7	1.2	
30	富岩運河	千原崎地内水路橋	E	7.0	8.9	3	1.2	
31	岩瀬運河	岩瀬橋	E	7.1	7.8	4	2.5	
32	常願寺川	今川橋	A	7.6	11	9	0.7	
33		常願寺橋	AA	7.6	11	6	0.5	
34	白岩川	東西橋	B	7.4	9.7	5	1.2	
35		泉正橋	A	7.6	10	4	1.2	
36	栃津川	流観橋	C	7.6	10	6	2.7	
37		寺田橋	A	7.7	10	5	0.7	
38	上市川	魚躬橋	A	7.2	10	3	0.9	
39	中川	落合橋	B	7.2	9.8	3	1.5	
40	早月川	早月橋	AA	7.4	11	3	< 0.5	
41	角川	角川橋	A	7.4	11	4	0.9	
42	鴨川	港橋	B	7.5	11	4	1.3	
43	片貝川	末端	A	7.5	10	3	0.7	
44		落合橋	AA	7.6	11	6	0.9	
45	布施川	落合橋	A	7.7	10	12	0.8	
46	黒瀬川	石田橋	A	7.3	10	13	1.4	
47	高橋川	堀切橋	B	7.4	11	14	0.9	
48	吉田川	吉田橋	B	7.5	10	11	1.0	
49	黒部川	下黒部橋	AA	7.6	11	6	0.7	
50	入川	末端	A	7.7	11	20	0.8	
51	小川	赤川橋	A	7.5	11	16	0.5	
52		上朝日橋	AA	7.4	11	7	< 0.5	
53	舟川	舟川橋	A	7.3	11	12	0.8	
54	木流川	末端	B	7.5	11	14	1.1	
55	笹川	笹川橋	A	7.7	10	14	0.6	
56	境川	境橋	A	7.4	10	11	< 0.5	

注 1 測定値は、年平均値である。（ただし、BODの測定値は、75%水質値である。）
 2 適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適（印）とした。
 3 「水域類型」のAA、A、B、C、D及びEは、「水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「河川」の類型をいう。

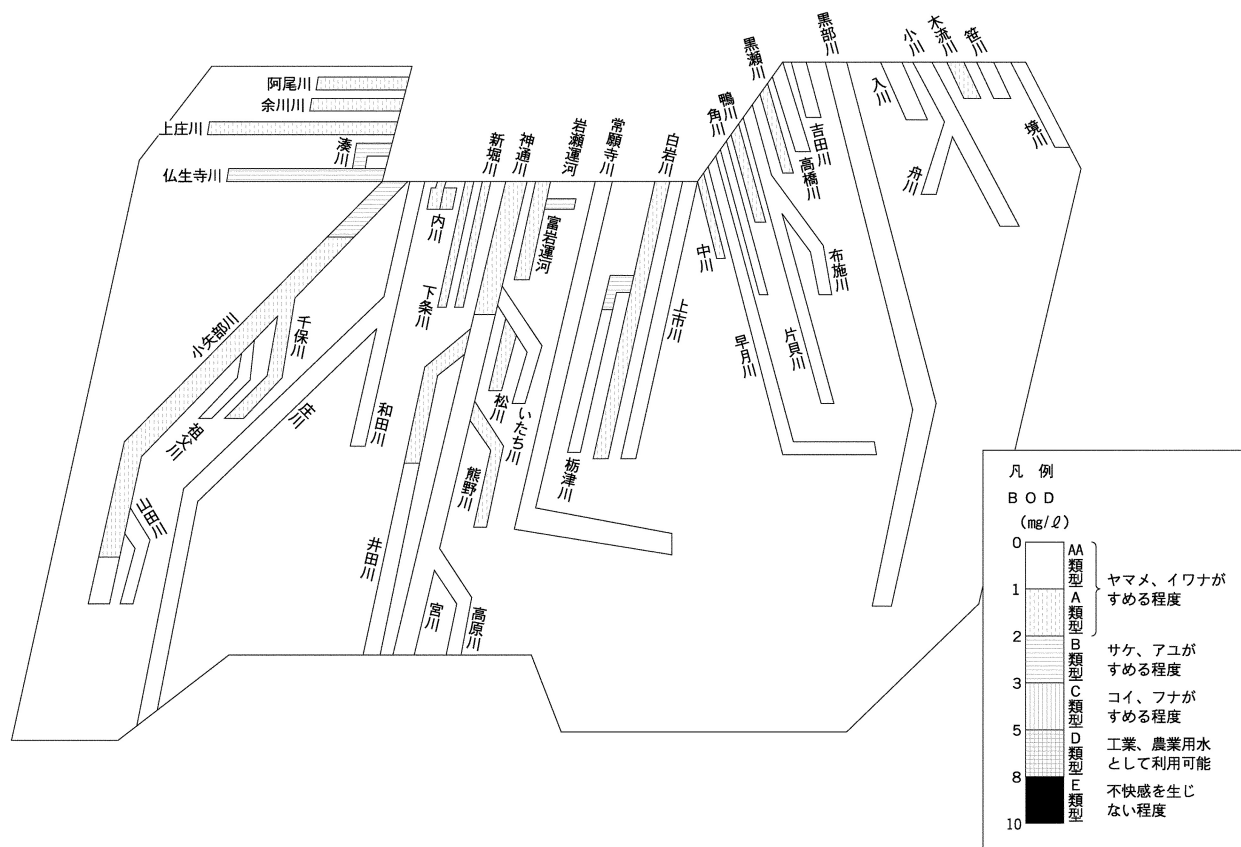


図 1-4 河川の水質状況 (15 年度)

(ア) 小矢部川水域

本水域については、46 年度に県下で初めて環境基準の水域類型が指定され、上乘せ排水基準を設定した。その後、50 年度に環境基準の見直しを行い、本川下流部及び千保川を E 類型 (BOD 10 mg/l) から D 類型 (BOD 8 mg/l) に格上げするとともに、上乘せ排水基準を強化した。

主要地点における水質は図 1-5 のとおりで、本川河口及び千保川 (地子木橋) の汚濁状況を BOD についてみると、河口部 2.6 mg/l、地子木橋 2.0 mg/l で、いずれも環境基準を達成していた。

また、その他の地点においても、全て環境基準を達成していた。

(イ) 神通川水域

本水域については、47 年度に小矢部川に次いで環境基準の水域類型を指定し、併せて上乘せ排水基準を設定した。

さらに、56 年度には、松川についても水域類型の指定を行い、浄化用水の導入、下水道の整備等により水質の改善を図ってきた。

主要地点における水質は図 1-6 のとおりで、本川 (萩浦橋、神通大橋) 及びいたち川 (四ツ谷橋) の汚濁状況を BOD についてみると、萩浦橋が 1.5 mg/l、神通大橋が 1.3 mg/l、四ツ屋橋が 1.0 mg/l で、いずれも環境基準を達成していた。

また、その他の地点においても、全て環境基準を達成していた。

なお、神岡鉱業（株）との「環境保全に関する基本協定」に基づきカドミウムについて、神通川第一発電所ダムで毎月、1日5回の測定を実施した。その結果、不検出（0.0001 mg/l未満）～0.0001 mg/lであり、環境基準値（0.01 mg/l以下）の1/100以下の極めて低い値であった。

(ウ) その他の河川

小矢部川、神通川以外の25河川についても、50年度までに全ての環境基準水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。

汚濁状況をBODについてみると、主要河川の庄川、常願寺川及び黒部川については、いずれも環境基準のAA類型（1 mg/l以下）に相当する良好な水質であった。

また、他の中小河川については、生活排水の影響がみられた都市河川でも、徐々に水質が改善されてきており、全て環境基準を達成していた。

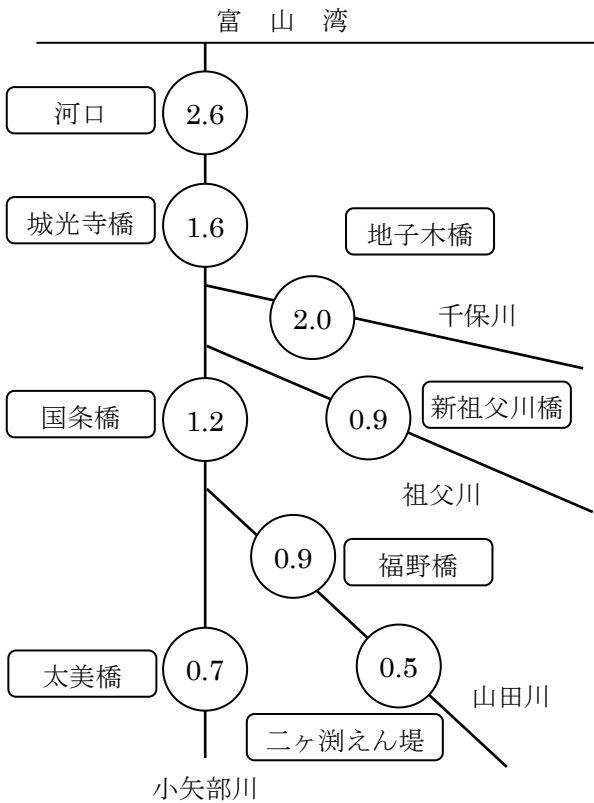


図 1-5 小矢部川主要地点の水質測定結果
(15年度、BOD75%水質値 (mg/l))

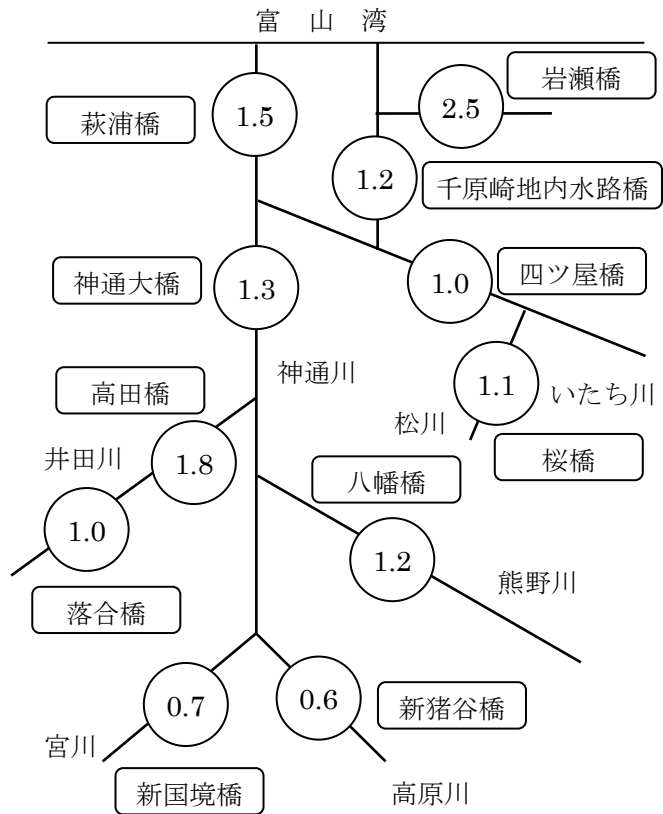


図 1-6 神通川主要地点の水質測定結果
(15年度、BOD75%水質値 (mg/l))

イ 湖沼の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、15 年度に調査した湖沼の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表 1-6 のとおりであった。

環境基準の達成状況を COD 及び全りんについてみると、いずれの項目も環境基準を達成していた。

表 1-6 湖沼の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（15 年度）

No.	水域名	調査地点	水域 類型	pH	DO mg/l	SS mg/l	COD mg/l	全りん		
								適否	mg/l	適否
57	桂湖	えん堤付近	A II	7.0	8.6	3	1.6	○	0.004	○
58	有峰湖	えん堤付近	A II	6.9	9.6	1	1.9	○	0.004	○
59	黒部湖	えん堤付近	A II	6.6	9.5	5	1.4	○	0.008	○

注1 測定値は、年平均値である。（ただし、COD の測定値は 75%水質値である。）

2 適否は、CODについては、全データのうち 75%以上のデータが環境基準を満足しているもの、全りんについては、年平均値が環境基準を満足しているものを適（○印）とした。

3 「水域類型」の A 及び II は、「水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）」に示された「湖沼」の類型をいう。

ウ 海域の汚濁状況

（ア）概況

公共用水域の水質測定計画に基づいて 15 年度に調査した海域の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表 1-7 のとおりであった。

環境基準の達成状況を COD についてみると、25 地点中 3 地点で未達成であった。

なお、カドミウム、水銀等の健康項目については、河川・湖沼と同様に、全ての地点で環境基準を達成していた。

表 1-7 海域の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（15 年度）

No.	水 域		調 査 地 点	水域 類型	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	適否
								適否
1	小 矢 部 川 河 口 海 域		小矢部川河口海域 No.2	B	8.4	8.2	2.0	○
2			小矢部川河口海域 No.3	B	8.3	8.1	2.1	○
3			小矢部川河口海域 No.5	A	8.3	8.2	1.8	○
4			小矢部川河口海域 No.6	A	8.3	8.2	2.0	○
5	神 通 川 河 口 海 域		神通川河口海域 No.1	B	8.4	8.6	2.5	○
6			神通川河口海域 No.2	B	8.4	8.6	2.3	○
7			神通川河口海域 No.3	B	8.4	8.6	2.4	○
8			神通川河口海域 No.4	A	8.4	8.7	2.3	×
9			神通川河口海域 No.5	A	8.4	8.7	2.2	×
10			神通川河口海域 No.6	A	8.4	8.6	2.0	○
11	そ の 他 富 山 湾 海 域		小矢部川河口海域 No.7	A	8.4	8.4	2.2	×
12			神通川河口海域 No.7	A	8.4	8.6	2.0	○
13			その他地先海域 No.1	A	8.2	8.0	1.3	○
14			その他地先海域 No.2	A	8.3	7.8	1.5	○
15			その他地先海域 No.3	A	8.3	8.1	2.0	○
16			その他地先海域 No.4	A	8.2	8.4	1.5	○
17			その他地先海域 No.5	A	8.3	8.2	1.6	○
18			その他地先海域 No.6	A	8.3	8.3	1.8	○
19			その他地先海域 No.7	A	8.4	8.3	1.7	○
20			その他地先海域 No.8	A	8.4	8.1	1.2	○
21	その他地先海域 No.9	A	8.3	8.1	1.3	○		
22	その他地先海域 No.10	A	8.3	8.0	1.5	○		
23	富 山 新 港 海 域		富 山 新 港 N o . 1	B	8.2	8.4	2.9	○
24	第一貯木場		姫 野 橋	C	7.9	8.3	3.9	○
25	中野整理場		中 央	C	7.5	7.0	4.0	○

注 1 測定値は、年平均値である。（ただし、COD の測定値は、75%水質値である。）

2 適否は、全データのうち 75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適（○印）とした。

3 「水域類型」の A、B 及び C は、「水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）」に示された「海域」の類型をいう。

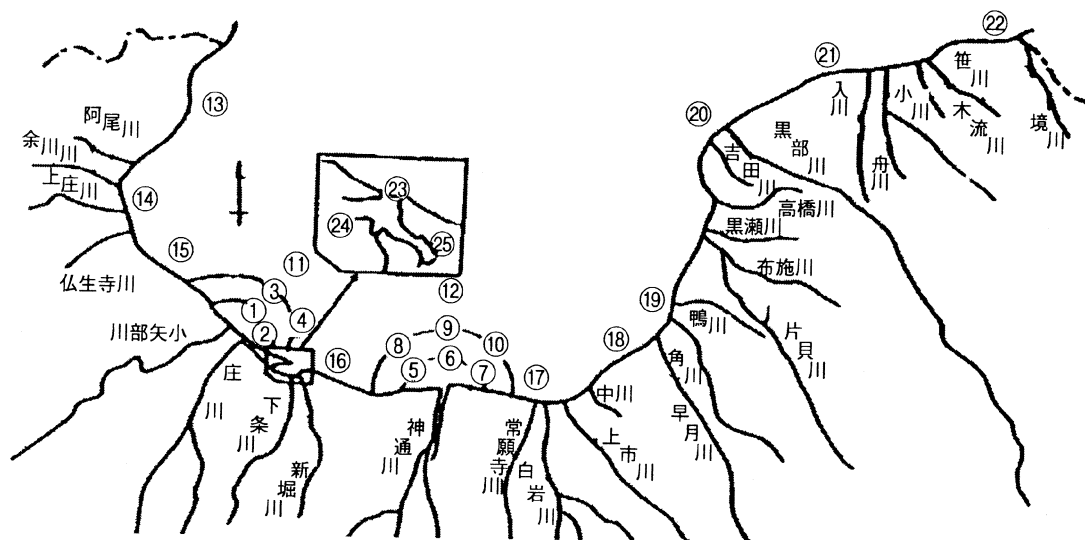


図 1-7 海域の主要測定地点（環境基準点）

(3) 地下水の汚染状況

ア 環境監視調査

地下水の水質測定計画に基づいて、15年度に実施した県下の平野部76地点（4kmメッシュに1地点）における水質測定結果は、表1-8のとおりであった。

健康項目24項目のうち、検出された項目はひ素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目であった。

ひ素は1地点、ふっ素は22地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は69地点で検出されたが、いずれも環境基準値以下であった。

表1-8 地下水の環境監視（定期モニタリング）調査結果（15年度）

（単位：mg/ℓ）

調査項目	調査地点数	検出地点数	測定結果	環境基準超過地点数	環境基準値	定量限界
カドミウム	76	0	ND	0	0.01	0.001
全シアン	76	0	ND	0	検出されないこと	0.1
鉛	76	0	ND	0	0.01	0.005
六価クロム	76	0	ND	0	0.05	0.04
ひ素	76	1	ND～0.007	0	0.01	0.005
総水銀	76	0	ND	0	0.0005	0.0005
アルキル水銀	0	0	—	—	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	76	0	ND	0	0.02	0.002
四塩化炭素	76	0	ND	0	0.002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	76	0	ND	0	0.004	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	76	0	ND	0	0.02	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	76	0	ND	0	0.04	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	76	0	ND	0	1	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	76	0	ND	0	0.006	0.0006
トリクロロエチレン	76	0	ND	0	0.03	0.002
テトラクロロエチレン	76	0	ND	0	0.01	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	76	0	ND	0	0.002	0.0002
チウラム	76	0	ND	0	0.006	0.0006
シマジン	76	0	ND	0	0.003	0.0003
チオベンカルブ	76	0	ND	0	0.02	0.002
ベンゼン	76	0	ND	0	0.01	0.001
セレン	76	0	ND	0	0.01	0.002
ほう素	76	0	ND	0	1	0.05
ふっ素	76	22	ND～0.32	0	0.8	0.08
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	76	69	ND～3.0	0	10	0.2

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

イ 汚染井戸周辺地区調査

ひ素が検出された地区において、周辺地区調査を実施した。4地点で調査を実施したところ、全ての地点で検出されなかった。この原因は自然由来（地質の影響）によるものと考えられる。

ウ 汚染井戸調査

過去の調査で汚染が明らかになった井波町等の 18 地域で、汚染の推移をみるために調査を実施した結果は、表 1-9 及び 1-10 のとおりで、いずれの地域においても汚染の拡大はみられなかった。

(ア) ひ素

新湊市堀江千石、小矢部市埴生、小杉町黒河、下村加茂、福野町三清の 5 地域 5 地点において、環境基準値を超えていた。

小矢部市五郎丸、小矢部市棚田、小杉町白石、福光町館の 4 地域では、それぞれ 2 地点のうち 1 地点で検出されたが、いずれも環境基準値以下であった。

その他の小杉町三ヶ地域では、調査地点すべてで検出されなかった。

(イ) 総水銀

小杉町黒河地域では、調査地点すべてで検出されなかった。

(ウ) トリクロロエチレン

小矢部市埴生地域では、3 地点のうち 2 地点で検出され、八尾町福島地域では、3 地点のうち 1 地点で検出されたが、いずれも環境基準値以下であった。

(エ) テトラクロロエチレン

小矢部市埴生地域では、3 地点のうち 2 地点で検出され、このうちの 1 地点では環境基準値を超えていた。

井波町本町地域では、3 地点のうち 1 地点で検出され、環境基準値を超えていた。

高岡市戸出地域では、3 地点のうち 2 地点で検出され、魚津市三ヶ地域では、3 地点のうち 1 地点で検出されたが、いずれも環境基準値以下であった。

(オ) ほう素

高岡市長慶寺地域の 2 地点で検出され、このうち 1 地点で環境基準値を超えていた。

表 1-9 汚染井戸調査結果（15 年度）

（単位：mg/l）

調査項目	調査地域	調査地点数	検出地点数	測定結果	環境基準超過地点数	環境基準値	定量限界
ひ素	新湊市堀江千石	2	1	ND～0.032	1	0.01	0.005
	小矢部市埴生	2	1	ND～0.029	1		
	小矢部市五郎丸	2	1	ND～0.008	0		
	小矢部市棚田	2	1	ND～0.005	0		
	小杉町三ヶ	2	0	ND	0		
	小杉町白石	2	1	ND～0.009	0		
	小杉町黒河	2	1	ND～0.019	1		
	下村加茂	2	1	ND～0.013	1		
	福野町三清	2	1	ND～0.021	1		
	福光町館	2	1	ND～0.010	0		
総水銀	小杉町黒河	2	0	ND	0	0.0005	0.0005
トリクロロエチレン	小矢部市埴生	3	2	ND～0.028	0	0.03	0.002
	八尾町福島	3	1	ND～0.008	0		
テトラクロロエチレン	高岡市戸出	3	2	ND～0.0073	0	0.01	0.0005
	魚津市三ヶ	3	1	ND～0.0009	0		
	小矢部市埴生	3	2	ND～0.029	1		
	井波町本町	3	1	ND～0.14	1		
ほう素	高岡市長慶寺	2	2	0.25～1.3	1	1.0	0.05

注1 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

2 測定結果は年平均値である。

表 1-10 汚染井戸における水質の年度別推移（15年度）

(単位：mg/l)

調査項目 [環境基準値]	調査地域	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
ひ素 [0.01]	新湊市堀江千石	ND～0.039 (0.039)	ND～0.023 (0.023)	ND～0.036 (0.036)	ND～0.035 (0.035)	ND～0.032 (0.032)
	小矢部市埴生	ND～0.012 (0.012)	ND～0.010 (0.010)	ND～0.019 (0.019)	ND～0.024 (0.024)	ND～0.029 (0.029)
	小矢部市五郎丸	ND～0.008 (0.008)	ND～0.007 (0.007)	ND～0.008 (0.008)	ND～0.007 (0.007)	ND～0.008 (0.008)
	小矢部市棚田	ND～0.006 (0.006)	ND	ND～0.005 (0.005)	ND	ND～0.005 (0.005)
	小杉町三ヶ	ND～0.010 (0.010)	ND～0.008 (0.008)	ND～0.006 (0.006)	ND	ND
	小杉町白石	ND～0.008 (0.008)	ND～0.007 (0.007)	ND～0.008 (0.008)	ND～0.006 (0.006)	ND～0.009 (0.009)
	小杉町黒河	ND～0.023 (0.023)	ND	ND～0.006 (0.006)	ND～0.007 (0.007)	ND～0.019 (0.019)
	下村加茂	ND～0.014 (0.014)	ND～0.009 (0.009)	ND～0.014 (0.014)	ND～0.012 (0.012)	ND～0.013 (0.013)
	福野町三清	ND～0.010 (0.010)	ND～0.016 (0.016)	ND～0.024 (0.024)	ND～0.019 (0.019)	ND～0.021 (0.021)
	福光町館	ND～0.020 (0.020)	ND～0.008 (0.008)	ND～0.008 (0.008)	ND～0.008 (0.008)	ND～0.010 (0.010)
総水銀 [0.0005]	小杉町黒河	—	—	ND～0.0009 (0.0007)	ND	ND
トリクロロ エチレン [0.03]	小矢部市埴生	ND～0.025 (0.019)	ND～0.034 (0.026)	ND～0.056 (0.045)	ND～0.040 (0.021)	ND～0.028 (0.028)
	八尾町福島	ND～0.019 (0.016)	ND～0.015 (0.013)	ND～0.011 (0.009)	ND～0.014 (0.012)	ND～0.010 (0.008)
テトラクロロ エチレン [0.01]	高岡市戸出	ND～0.043 (0.029)	ND～0.095 (0.053)	ND～0.033 (0.020)	ND～0.0067 (0.0058)	ND～0.011 (0.0073)
	魚津市三ヶ	ND～0.0015 (0.0012)	ND～0.0012 (0.0009)	ND～0.0008 (0.0008)	ND～0.0015 (0.0013)	ND～0.0009 (0.0009)
	小矢部市埴生	ND～0.0088 (0.0084)	ND～0.018 (0.016)	ND～0.10 (0.078)	ND～0.049 (0.044)	ND～0.030 (0.029)
	井波町本町	ND～0.46 (0.27)	ND～0.25 (0.14)	ND～0.12 (0.10)	ND～0.10 (0.068)	ND～0.22 (0.14)
ほう素 [1.0]	高岡市長慶寺	—	—	—	0.40～2.5 (2.5)	0.25～1.3 (1.3)

注1 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

定量限界 ひ素：0.005 mg/l、総水銀：0.0005 mg/l、トリクロロエチレン：0.002 mg/l、
テトラクロロエチレン：0.0005 mg/l

2 測定結果の上段は、最小値～最大値を表す。下段の（ ）内は最高濃度検出地点における平均値である。

2 公共用水域及び地下水の監視測定体制

(1) 公共用水域の水質測定計画

ア 測定地点

水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、富山県の区域に属する公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）の水質測定計画を定め、県、富山市、国土交通省が調査を実施した。

測定地点は、表 2-1 に掲げる 27 河川、3 湖沼及び 2 海域の 124 地点である。

イ 測定項目

(ア) 生活環境項目

pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、油分等、全窒素、全りん

(イ) 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀（総水銀が検出された地点のみ実施）、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(ウ) 要監視項目

イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン

(エ) 特殊項目等

銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、フェノール類、クロロフィル a

表 2-1 測定地点総括表（15 年度）

区分	水 域 名	水域数	測 定 地 点 数			
			富山県	富山市	国土交通省	計
河 川	阿尾川、余川川、 上庄川、仏生寺川	4	5 (5)			5 (5)
	小矢部川	1	9 (5)		6 (3)	15 (8)
	庄川	1	2 (1)		3 (2)	5 (3)
	内川、下条川、新堀川 (主幹排水路を含む。)	3	8 (4)			8 (4)
	神通川 (運河を含む。)	1	4 (2)	12 (4)	8 (5)	24 (11)
	常願寺川	1			3 (2)	3 (2)
	白岩川	1	5 (3)	2 (1)		7 (4)
	上市川、中川、早月川、 角川、鴨川、片貝川、 黒瀬川、高橋川、吉田川	9	13 (11)			13 (11)
	黒部川	1			3 (1)	3 (1)
	入川、小川、木流川、 笹川、境川	5	7 (7)			7 (7)
	小 計	27	53 (38)	14 (5)	23 (13)	90 (56)
湖 沼	境川ダム貯水池 (桂湖)	1	2 (1)			2 (1)
	有峰ダム貯水池 (有峰湖)	1	2 (1)			2 (1)
	黒部ダム貯水池 (黒部湖)	1	2 (1)			2 (1)
	小 計	3	6 (3)			6 (3)
海 域	富山新港	1	6 (3)			6 (3)
	富山湾	1	22 (22)			22 (22)
	小 計	2	28 (25)			28 (25)
合 計		32	87 (66)	14 (5)	23 (13)	124 (84)

注 () 内は環境基準点数である。

(2) 地下水の水質測定計画

ア 調査区分、調査地点

水質汚濁防止法に基づき、地下水の水質測定計画を作成し、次の区分で水質調査を実施した。調査は表 2-2 のとおり、環境監視調査を県下の平野部 9 市 14 町 1 村の 76 地点、汚染井戸調査を 4 市 5 町 1 村の 39 地点で実施した。

(ア) 定期モニタリング調査

a 環境監視調査（年 1 回）

平野部を 4 km 程度のメッシュに区分し、各メッシュの代表的な井戸で、健康項目等についての調査を実施した。

b 汚染井戸調査（年 1～2 回）

過去の調査で明らかになった汚染を監視していくため、汚染地域の代表的な井戸で、汚染項目についての調査を実施した。

(イ) 汚染井戸周辺地区調査

環境監視調査等により新たな汚染が明らかになった場合は、検出された項目について、その汚染範囲を確認するため、検出地点の周辺で詳細な調査を実施する。15 年度は、1 地域で周辺地区調査を実施した。

イ 測定項目

(ア) 定期モニタリング調査

a 環境監視調査

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀（総水銀が検出された地点のみ実施）、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

b 汚染井戸調査

総水銀、ひ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素

(イ) 汚染井戸周辺地区調査

環境監視調査等により汚染が明らかとなった項目

（15 年度は、ひ素について調査を実施した。）

表 2-2 地下水の水質測定地点数（15 年度）

市町村名	環境監視調査		汚染井戸調査	
	測定地点数	測定機関	測定地点数	測定機関
富山市	13	富山市	—	—
高岡市	9	富山県	5	富山県
新湊市	2	富山県	3	富山県
魚津市	3	富山県	3	富山県
氷見市	3	富山県	—	—
滑川市	3	富山県	—	—
黒部市	5	富山県	—	—
砺波市	3	富山県	—	—
小矢部市	6	富山県	9	富山県
大沢野町	2	富山県	—	—
上市町	2	富山県	—	—
立山町	4	富山県	—	—
入善町	5	富山県	—	—
朝日町	2	富山県	—	—
八尾町	1	富山県	3	富山県
婦中町	2	富山県	—	—
小杉町	—	—	7	富山県
大門町	1	富山県	—	—
下村	1	富山県	2	富山県
大島町	1	富山県		
城端町	1	富山県	—	—
井波町	1	富山県	3	富山県
福野町	2	富山県	2	富山県
福光町	3	富山県	2	富山県
福岡町	1	富山県	—	—
合計	76	—	39	—

(3) 水質常時監視所

河川の水質を常時監視するため、表 2-3 のとおり、小矢部川の城光寺橋及び国条橋、庄川の高岡大橋、神通川の萩浦橋、常願寺川の常願寺橋、黒部川の愛本橋の各監視所において、水質測定を実施している。

県が管理している小矢部川の城光寺橋における、測定装置及びデータ処理装置の概略は図 2-1 のとおりである。

表 2-3 水質常時監視所の概要

測定地点		測定項目	設置年度	管理者
小矢部川	城光寺橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、COD	46年度 (元年度更新)	県
	国条橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、有害物質、TOC、TN	51年度 (14年度更新)	国土交通省
庄川	高岡大橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、有害物質	12年度	国土交通省
神通川	萩浦橋	水温、pH、DO、濁度、塩素、シアン	48年度 (11年度更新)	国土交通省
常願寺川	常願寺橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、有害物質	12年度	国土交通省
黒部川	愛本橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、有害物質	12年度	国土交通省

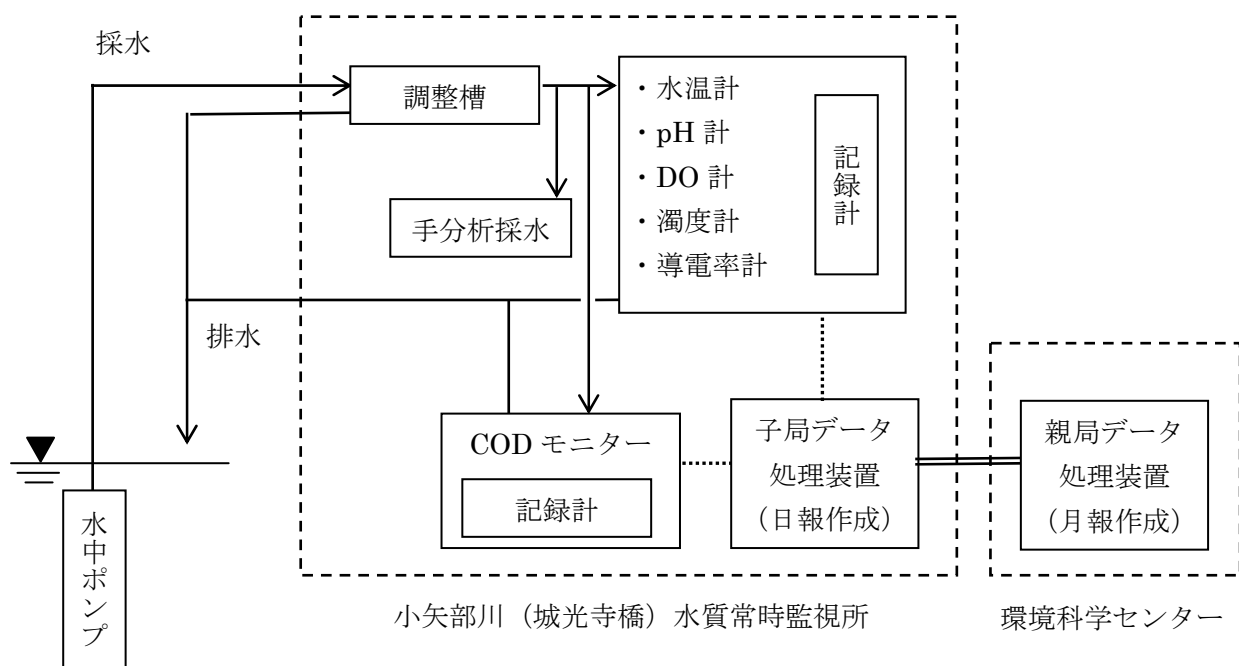


図 2-1 測定装置及びデータ処理装置の概略

ア 小矢部川水質常時監視所（城光寺橋）測定結果

15年度の項目別の水質は、表 2-4 及び図 2-2～2-7 のとおりであった。

表 2-4 小矢部川水質常時監視所（城光寺橋）測定結果（15年度）

項目		水温 (°C)	pH	DO (mg/l)	濁度 (mg/l)	導電率 (mS/m)	COD (mg/l)
平成 15 年 4 月	平均	11.9	7.0	8.7	15	15.2	3.1
	範囲	9.7～14.8	6.9～7.2	7.6～10.0	3～61	9.8～59.5	1.5～6.5
5 月	平均	16.5	7.0	7.8	11	15.8	2.9
	範囲	12.8～20.5	6.9～7.1	6.8～9.1	2～48	12.1～18.4	1.8～6.7
6 月	平均	19.9	6.9	6.8	8	17.6	2.8
	範囲	18.3～21.3	6.9～7.0	5.8～8.0	3～71	11.5～48.4	1.4～9.3
7 月	平均	20.2	6.9	7.9	8	15.2	2.8
	範囲	18.4～22.3	6.8～7.2	7.0～8.9	1～55	10.2～40.4	1.8～9.0
8 月	平均	22.6	7.0	7.5	5	32.3	3.5
	範囲	20.4～24.7	6.8～7.4	6.7～8.4	1～28	11.1～98.7	1.7～8.2
9 月	平均	20.8	7.0	7.5	9	40.9	4.6
	範囲	17.9～23.0	6.8～7.4	6.6～9.0	0～131	8.7～100	2.1～12.5
10 月	平均	17.0	7.3	8.9	2	93.9	10.6
	範囲	14.0～18.8	7.0～7.4	7.6～10.1	0～17	27.6～100	5.4～14.4
11 月	平均	14.1	7.1	9.7	7	64.0	7.6
	範囲	11.7～17.1	6.9～7.3	8.4～11.2	1～38	13.1～100	1.6～12.8
12 月	平均	9.2	7.0	11.3	8	17.3	2.5
	範囲	5.2～12.9	6.9～7.1	10.1～12.5	3～28	13.8～24.3	1.5～5.7
平成 16 年 1 月	平均	6.6	7.1	12.3	5	19.3	2.2
	範囲	2.4～9.3	7.0～7.1	11.2～13.6	2～19	12.8～22.6	1.5～4.7
2 月	平均	6.1	7.0	12.3	10	16.0	2.5
	範囲	3.5～8.5	6.9～7.1	11.3～13.2	2～105	7.5～20.2	0.9～11.5
3 月	平均	9.1	7.1	11.0	3	19.5	2.1
	範囲	5.9～12.9	7.0～7.2	9.6～11.9	2～13	12.0～71.0	1.2～5.2
年 間	平均	14.5	7.0	9.3	8	30.6	3.9
	範囲	2.4～24.7	6.8～7.4	5.8～13.6	0～131	7.5～100	0.9～14.4
環境基準	C 類型	—	6.5～8.5	5 以上	—	—	—

注 1 範囲は、日間平均値の最小値～最大値を表す。

- 2 濁度については、測定値が 200 mg/l を超える場合、数値を 200 mg/l として評価した。
- 3 導電率については、測定値が 100 mS/m を超える場合、数値を 100 mS/m として評価した。
- 4 COD については、測定値が 20.0 mg/l を超える場合は、数値を 20.0 mg/l として評価した。
- 5 実測率は、88～99 %であった。



図2-2 水温の月別推移

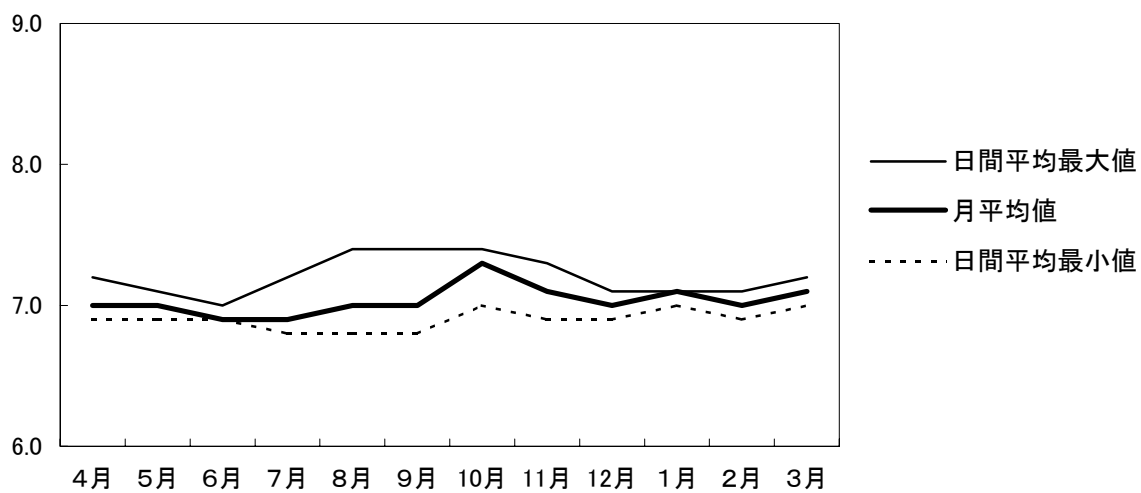


図2-3 pHの月別推移

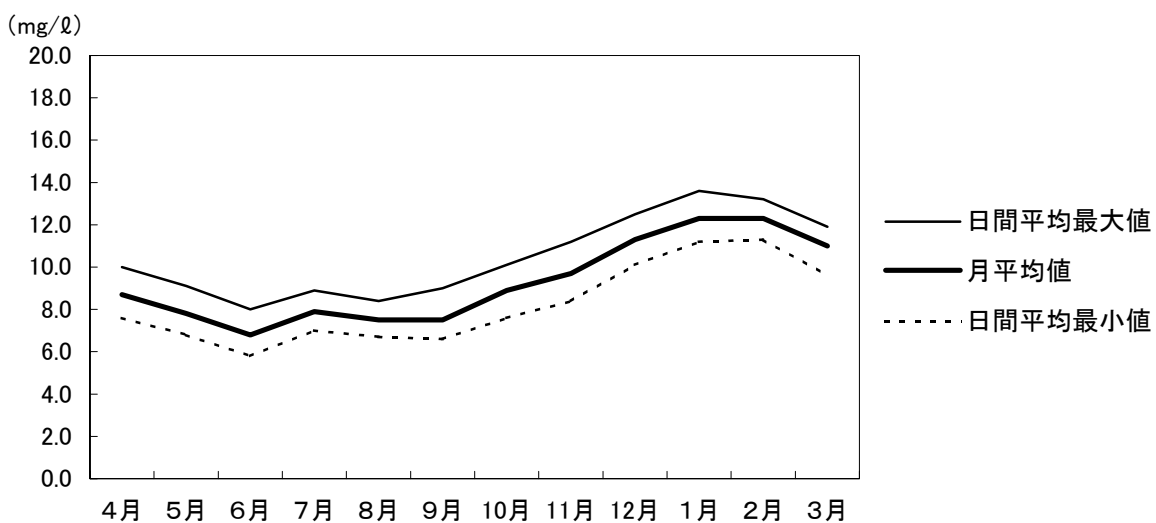


図2-4 DOの月別推移

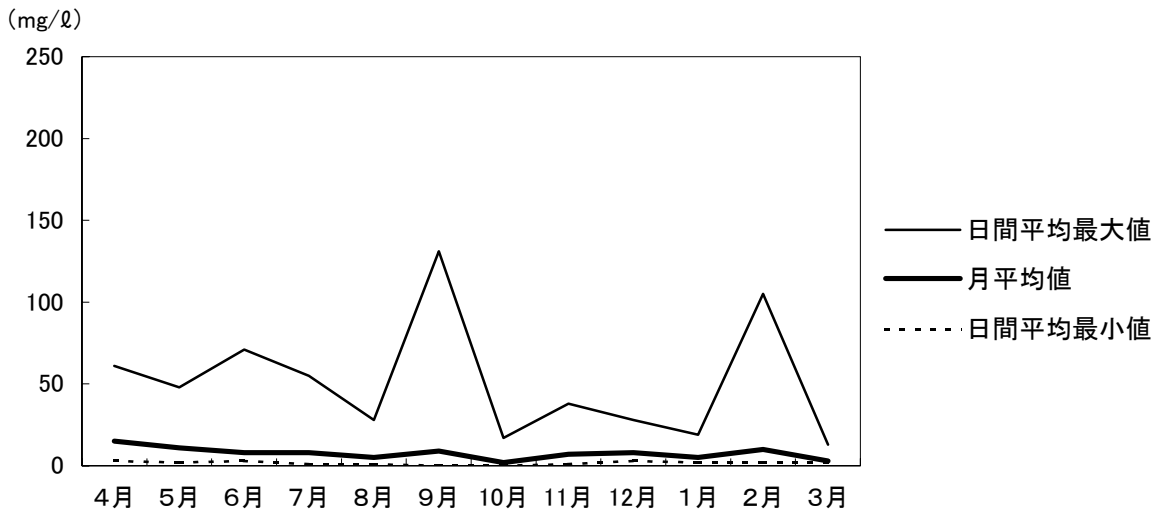


図2-5 濁度の月別推移

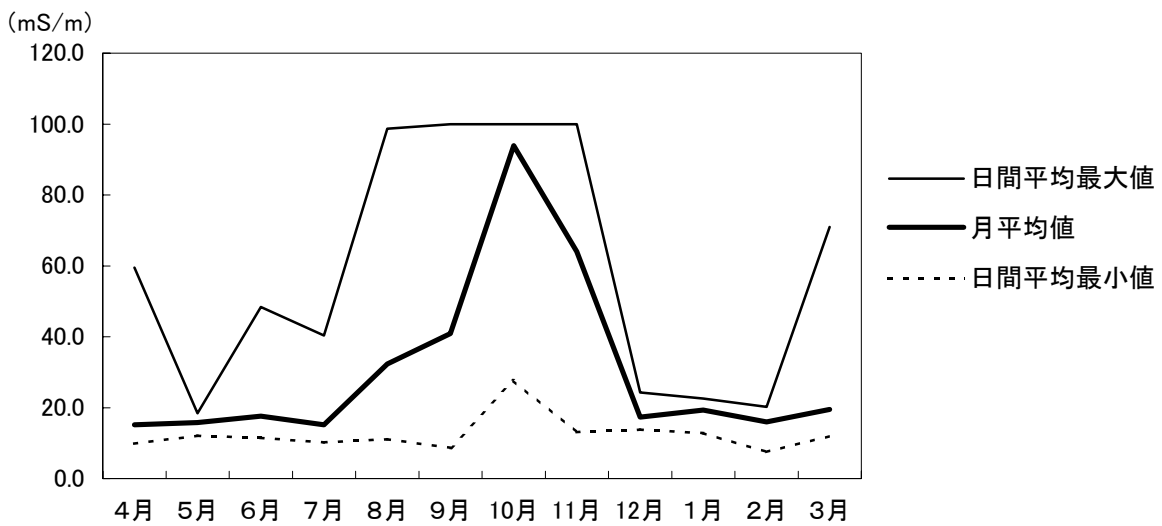


図2-6 導電率の月別推移

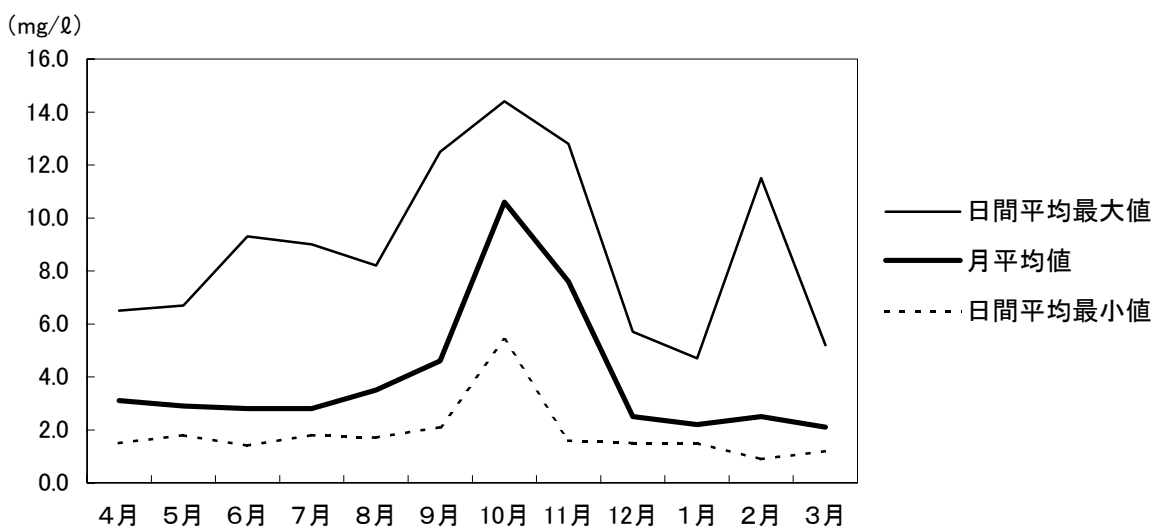


図2-7 CODの月別推移

3 水質汚濁防止法の施行状況

(1) 水質汚濁防止法に基づく届出状況

特定施設を設置して公共用水域に水を排出する工場・事業場（特定事業場）は、水質汚濁防止法に基づき、届出が義務付けられている。

15年度末における届出状況は表3-1のとおりで、県下全体の特定事業場数は3,382であり、これを地域別にみると富山市が597（構成比18%）、高岡市が397（同12%）と両市で全体の30%を占めている。

業種別では、宿泊業が633（構成比19%）、食料品製造業が533（同16%）、洗濯・理容・美容・浴場業が363（同11%）、農業が326（同10%）となっており、この4業種で全体の55%を占めている。

(2) 排水基準が適用される特定事業場

排水量が50m³/日以上又は有害物質を排出する特定事業場は、水質汚濁防止法に基づく排水基準が適用される。

15年度末における排水基準が適用される特定事業場数は789で、特定事業場全体の23%を占めている。

表 3-1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

業種 市郡名	農 業	鉱 業	食 料 品 製 造 業	飲 料・た ばこ・飼 料製造業	木 材・木 製品製 造業	化 学 工 業	窯 業・土 石製品 製造業	非 鉄金 属製 造業	金 属製 品製 造業	電 気機 械器 具製 造業	水 道 業	飲 食 料 品 小 売 業	そ の 他 の 小 売 業	洗 濯・理 容・美 容・浴 場業	そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	宿 泊 業	娯 楽 業	廃 棄 物 処 理 業	学 校 教 育	学 術・開 発研 究機 関	そ の 他	計
富山市	22	19	39	10	4	29	25	2	10	3	23	53	57	120	2	52	5	4	10	6	102	597
高岡市	15	6	44	4	13	9	15	11	46	1	7	5	62	43	7	55	1	2	2	2	47	397
新湊市	0	0	27	0	10	3	4	5	12	0	5	2	2	18	0	4	0	1	0	0	13	106
魚津市	8	4	62	1	1	3	1	0	0	1	6	1	6	23	4	24	3	3	3	0	15	169
氷見市	41	1	64	2	2	0	7	0	7	1	5	1	7	16	4	99	2	1	1	0	16	277
滑川市	13	2	31	5	2	6	4	1	4	4	4	2	7	9	0	4	0	1	3	1	5	108
黒部市	33	4	29	3	1	0	7	2	4	0	5	1	8	9	4	14	0	0	2	0	9	135
砺波市	35	4	27	4	0	0	14	2	6	2	4	2	13	10	2	9	2	2	4	1	19	162
小矢部市	12	11	36	1	0	0	8	0	4	0	4	1	18	15	4	14	2	1	3	0	21	155
上新川郡	6	2	8	2	0	1	7	0	1	1	4	0	5	10	0	66	2	2	3	0	8	128
中新川郡	39	11	28	1	0	6	16	0	3	4	4	1	3	12	3	48	2	3	2	1	21	208
下新川郡	30	2	35	3	2	0	5	0	3	3	9	0	6	20	4	77	2	3	1	1	15	221
婦負郡	18	3	26	4	1	9	15	0	5	5	5	0	6	18	4	27	2	3	0	1	29	181
射水郡	9	2	20	1	0	3	8	0	7	0	11	2	27	15	4	8	2	0	2	1	24	146
東砺波郡	35	4	30	3	3	2	14	0	4	3	10	0	12	14	1	110	1	2	3	1	19	271
西砺波郡	10	1	27	2	1	1	2	0	6	1	7	1	11	11	1	22	2	3	3	0	9	121
合 計	326	76	533	46	40	72	152	23	122	29	113	72	250	363	44	633	28	31	42	15	372	3,382

4 工場・事業場監視調査

(1) 工場・事業場立入調査

水質汚濁防止法及び富山県公害防止条例に基づく規制工場・事業場等を対象に排水基準の適合状況及び排水処理施設の維持管理状況等について、表 4-1 のとおり立入調査を行い、改善を要する 5 事業場に対しては、表 4-2 のとおり改善指導を行った。(富山市実施分を除く。)

表 4-1 水質関係立入調査状況 (15 年度)

業種 区分	食料品製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	繊維工業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	水道業	洗濯・理容・浴場業	旅館、その他の宿泊所	娯楽業	廃棄物処理業	その他	計
立入調査件数	28	8	10	11	32	7	10	5	39	5	18	5	32	7	24	35	37	31	344
指導件数	1	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5

表 4-2 改善指導内容 (15 年度)

業種	指導件数	対象項目	指導内容
食料品製造業	1	pH	排水処理方法の改善
繊維工業	1	pH	薬品の取り扱い作業の改善
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	BOD	誤操作防止のための設備改善
金属製品製造業	2	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	工程の改善
		ふっ素	工程管理の徹底 排水処理施設の維持管理の徹底

(2) ゴルフ場農薬実態調査

ア 農薬使用状況

ゴルフ場農薬安全使用指導要綱に基づき、16ヶ所のゴルフ場から報告された、平成15年1月～12月の農薬使用総量は、表4-3のとおりであった。

表4-3 ゴルフ場農薬使用総量（平成15年）

	殺虫剤	殺菌剤	除草剤	計
使用量 (kg)	7,205	5,216	8,614	21,035
種類数	29	47	52	128

イ 水質調査

ゴルフ場排水の農薬による汚染の実態を把握するため、水質調査を実施した。調査結果は表4-4のとおりで、調査した16ゴルフ場中2ゴルフ場から、殺虫剤1種類、殺菌剤1種類、除草剤2種類、計4種類の農薬が検出された

測定結果はいずれも、環境省の暫定指導指針値及び県の指導値以下であった。

表4-4 ゴルフ場排水の農薬調査結果(15年度)

(単位: mg/l)

分類	農薬名	検出ゴルフ場数/ 調査ゴルフ場数	検出数/ 検体数	調査結果	暫定指導 指針値	県指導値	定量下限値
殺 虫 剤	アセフェート	0/16	0/32	ND	0.8	0.08	0.001
	イソキサチオン	0/16	0/32	ND	0.08	0.008	0.001
	イソフェンホス	0/16	0/32	ND	0.01	0.001	0.001
	エトフェンブロックス	0/16	0/16	ND	0.8	-	0.008
	クロルピリホス	0/16	0/32	ND	0.04	0.004	0.001
	ダイアジノン	0/16	0/32	ND	0.05	0.005	0.001
	チオジカルブ	0/16	0/16	ND	0.8	-	0.008
	トリクロルホン(DEP)	1/16	1/32	ND~0.004	0.3	0.03	0.001
	ピリダフェンチオン	0/16	0/32	ND	0.02	0.002	0.001
	フェニトロチオン(MEP)	0/16	0/32	ND	0.03	0.003	0.001
殺 菌 剤	アゾキシストロピン	0/16	0/32	ND	5	-	0.05
	イソプロチオラン	0/16	0/32	ND	0.4	0.04	0.001
	イプロジオン	0/16	0/32	ND	3	0.3	0.001
	イミノクタジン酢酸塩	0/16	0/16	ND	0.06	-	0.006
	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0/16	0/32	ND	0.04	0.004	0.001
	オキシ銅(有機銅)	0/16	0/32	ND	0.4	0.04	0.001
	キャプタン	0/16	0/32	ND	3	0.3	0.001
	クロロタロニル(TPN)	0/16	0/32	ND	0.4	0.04	0.001
	クロロネブ	0/16	0/32	ND	0.5	0.05	0.001
	チウラム(チラム)	0/16	0/32	ND	0.06	0.006	0.001
	トルクロホスメチル	0/16	0/32	ND	0.8	0.08	0.001
	フルトラニル	0/16	0/32	ND	2	0.2	0.001
	プロピコナゾール	0/16	0/32	ND	0.5	-	0.005
	ベンシクロン	2/16	2/32	ND~0.007	0.4	0.04	0.001
	ホセチル	0/16	0/16	ND	23	-	0.23
	ポリカーバメート	0/16	0/16	ND	0.3	-	0.003
メタラキシル	0/16	0/32	ND	0.5	0.05	0.001	
メプロニル	0/16	0/32	ND	1	0.1	0.001	
除 草 剤	アシュラム	0/16	0/32	ND	2	0.2	0.001
	ジチオビル	0/16	0/32	ND	0.08	0.008	0.001
	シデュロン	0/16	0/32	ND	3	-	0.03
	シマジン(CAT)	0/16	0/32	ND	0.03	0.003	0.001
	テルブカルブ(MBPMC)	0/16	0/32	ND	0.2	0.02	0.001
	トリクロビル	1/16	1/32	ND~0.006	0.06	0.006	0.001
	ナプロパミド	0/16	0/32	ND	0.3	0.03	0.001
	ハロスルフロンメチル	0/16	0/32	ND	0.3	-	0.003
	ピリブチカルブ	0/16	0/32	ND	0.2	0.02	0.001
	ブタミホス	0/16	0/32	ND	0.04	0.004	0.001
	フラザスルフロン	0/16	0/32	ND	0.3	-	0.003
	プロピザミド	0/16	0/32	ND	0.08	0.008	0.001
	ベンスリド(SAP)	0/16	0/32	ND	1	0.1	0.001
	ベンディメタリン	1/16	1/32	ND~0.001	0.5	0.05	0.001
	ベンフルラリン(ベスロジン)	0/16	0/32	ND	0.8	0.08	0.001
	メコプロップ(MCPP)	0/16	0/32	ND	0.05	0.005	0.001
メチルダイムロン	0/16	0/32	ND	0.3	0.03	0.001	

注 ND(検出されず)とは、定量下限値未満をいう。

(3) 毒物劇物の監視指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出対象である毒物劇物業務上取扱者延べ73工場・事業場を対象に、飛散、流出等の防止措置及び保管管理の状況等について立入検査を実施し、表4-5のとおり、延べ8工場・事業場について表示不備や保管管理の徹底を指導した。

また、講習会を開催し、適正な毒物劇物の保管管理について指導した。

表4-5 要届出毒物劇物業務上取扱者監視状況（15年度）

	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	合計
工場・事業場	32	1	22	55
立入件数	54 (5)	2 (0)	17 (3) [4]	73 (8) [4]

注1 ()内は指導件数である。

2 []内は、県警の依頼により実施した路上取締り件数である。

5 水質環境の保全施策

(1) 水質環境計画（クリーンウォーター計画）の推進

ア 水質環境計画の概要

水質環境計画は、「富山県環境基本条例」に定める水質汚濁の防止に関する個別計画であり、河川、湖沼、海域及び地下水の水質環境を保全するための基本となる方向を示すとともに、県及び市町村の事業、事業者の活動など水環境を利用する際の指針となるものである。

計画では、将来にわたって確保すべき望ましい環境目標として、「きれいな水」及び「うるおいのある水辺」を定めるとともに、具体的な目標を表 5-1 のとおり設定し、長期的展望に立って目標の実現を目指している。また、表 5-2 に示す施策を、行政、事業者、県民が一体となって、総合的、計画的に推進することとしている。

県では、13 年度に近年の富山湾の水質汚濁の顕在化やダイオキシン類等の有害化学物質による新たな環境問題に適切に対応するため、計画の改訂を行った。

改訂に際しては、河川の水質の具体的な目標をこれまでの C 類型相当以上から、B 類型相当以上としてよりよい水質を目指すほか、富山湾の水質改善対策として、海域へ流入する窒素、リンの削減対策を総合的、計画的に推進するとともに、有害化学物質対策として有害化学物質の環境への排出状況の把握や適正な管理を推進することとした。

表 5-1 水質環境計画の具体的な目標

きれいな水	公共用水域	有害物質	環境基準
		河川の水質	環境基準の B 類型相当以上※
		湖沼の水質	環境基準の A 類型相当以上
	海域の水質	環境基準の B 類型相当以上※	
	地下水域	有害物質	環境基準
うるおいのある水辺	水辺空間	周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然と触れ合うことができ、散策など憩いの場が確保されていること。	

※ 環境基準が AA 類型や A 類型に指定されている水域については、その環境基準の達成維持を目的とする。

表 5-2 水質環境計画の推進施策

①水質調査	公共用水域等の水質監視及び調査、有害化学物質等の調査
②排水対策	生活系排水対策、産業系排水対策、面源系排水対策、有害化学物質等汚染防止対策
③水域の保全	水域浄化対策、水辺の保全対策、海域の水質保全対策、国際環境協力の推進
④環境保全活動等	水辺の美化、調査研究の推進、その他関連対策

イ 計画の推進

(ア) 水質環境計画推進協議会の開催

推進協議会を開催し、生活排水対策等の具体的な推進について検討を行った。

a 委員の構成 (表 5-5)

関係団体……富山県消費者協会等 9 団体

行政機関……国土交通省北陸地方整備局等 7 機関

b 15 年度推進事業

(a) 「きれいな水」の確保

- ・下水道・農村下水道の整備・促進
- ・合併処理浄化槽の普及促進
- ・生活排水対策推進事業の推進
- ・工場・事業場排水対策の推進
- ・浚渫等の実施、河川流量の確保
- ・地下水の水質保全対策の推進

(b) 「うるおいのある水辺」の確保

- ・河川環境整備事業等の推進
- ・「親子の水とのふれあいバス教室」の開催
- ・県土美化推進運動の展開

(イ) とやまの名水のPR等の実施

とやまの優れた水環境を普及啓発するとともに、飲用事故等を防止するため、「とやまの名水」PR冊子を改訂し、配布している。

(ウ) 富山湾水質改善対策

富山湾海域の水質保全対策を推進するため、14年3月にクリーンウォーター計画を改定し、表5-3のとおり、県独自に富山湾海域に窒素、りんの水質環境目標値を設定するとともに、海域に流入する窒素、りんの排出負荷量の削減を図るための排水対策を推進している。

工場・事業場対策として、主要な100工場・事業場において排水中の窒素、りん含有量を調査し、窒素、りん削減の技術指導を行った。

また、排出量が50m³/日以上 of 工場・事業場を対象に窒素、りんの排出量実態調査を実施したところ、表5-4のとおりであった。15年度における窒素、りんの年間排出量は、クリーンウォーター計画の基準年度である11年度と比較すると、減少傾向にあった。

さらに、事業者、行政等から構成する「富山湾水質改善対策推進協議会」を設置し、窒素、りんの削減に関する効率的、効果的な技術の情報交換、事例紹介等を行い、工場・事業場に対する意識啓発を行った。

表 5-3 富山湾海域における窒素・りんの水質環境目標

水 域 名	窒 素	り ん
小矢部川河口海域 (乙)	0.17 mg/l以下	0.016 mg/l以下
神通川河口海域 (乙)	0.23 mg/l以下	0.017 mg/l以下
その他富山湾海域	0.14 mg/l以下	0.010 mg/l以下

表 5-4 水質汚濁防止法の規制対象工場・事業場からの排出負荷量 (50m³/日以上)

(単位：t/日)

区 分	BOD			COD		
	11 年度	14 年度	15 年度	11 年度	14 年度	15 年度
産業系	15.1	12.5	11.2	22.7	19.8	16.9
生活系 (下水道等)	2.1	1.9	1.9	2.6	2.6	2.8
合 計	17.2	14.4	13.1	25.3	22.4	19.7

区 分	窒 素			り ん		
	11 年度	14 年度	15 年度	11 年度	14 年度	15 年度
産業系	23.0	16.4	14.8	0.84	0.71	0.70
生活系 (下水道等)	3.7	3.6	4.7	0.28	0.36	0.36
合 計	26.7	20.0	19.5	1.12	1.07	1.06

表 5-5 富山県水質環境計画推進協議会 委員

関係団体	行政機関
富山県商工会議所連合会	北陸農政局
富山県商工会連合会	中部経済産業局
富山県農業協同組合中央会	北陸地方整備局
富山県土地改良事業団体連合会	富山県生活環境部
富山県漁業協同組合連合会	富山県土木部
富山県保健衛生組織連合会	富山県農林水産部
富山県消費者協会	富山市
富山県婦人会	富山県市長会
(社)富山県浄化槽協会	富山県町村会

表 5-6 富山湾水質改善対策推進協議会 会員

工場・事業場	行政機関
JFE マテリアル(株)	富山県生活環境部環境政策課
第一ファインケミカル(株)	富山県生活環境部環境保全課
中越パルプ工業(株)能町工場	富山県環境科学センター
東洋紡績(株)富山事業所庄川工場	富山県農林水産部食料政策課
(株)トッパン NEC サーキットソリューションズ 富山工場	富山県農林水産部農村環境課
神通川左岸浄化センター	富山県農林水産部水産漁港課
富山市浜黒崎浄化センター	富山県土木部下水道課
日産化学工業(株)富山工場	富山市環境部環境保全課
日本高周波鋼業(株)富山製造所	富山市上下水道局下水道課
日本製紙(株)伏木工場	
日本曹達(株)高岡工場	
細川機業(株)精練工場	
松下電器産業(株)半導体社魚津工場	
YKK(株)黒部事業所黒部工場	

(2) ゴルフ場における農薬安全使用指導要綱に基づく指導

ア 経緯

ゴルフ場農薬の使用による周辺住民の健康や環境に与える影響についての懸念、ゴルフ場開発計画の急増等を踏まえて、ゴルフ場における農薬の適切な使用について総合的に指導する必要がある。

このため、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬の使用に伴う被害の防止及び環境の保全を図るため、ゴルフ場農薬安全使用指導要綱を制定し、2年4月から施行した。

また、農薬による水質汚濁の防止を強化するため、同要綱を改正し、4年3月に30種類の農薬について指導値を定め、さらに10年3月には5種類の農薬について追加した。この指導値は、表5-7のとおり環境省の定めた暫定指導指針値の1/10の濃度に定められている。

表 5-7 ゴルフ場排水中の農薬濃度指導値

(単位：mg/ℓ)

農薬名	暫定指導指針値	県指導値	農薬名	暫定指導指針値	県指導値
(殺虫剤)			(殺菌剤)		
アセフェート	0.8	0.08	ペンシクロン	0.4	0.04
イソキサチオン	0.08	0.008	ホセチル	23	—
イソフェンホス	0.01	0.001	ポリカーバメート	0.3	—
エトフェンプロックス	0.8	—	メタラキシル	0.5	0.05
クロルピリホス	0.04	0.004	メプロニル	1	0.1
ダイアジノン	0.05	0.005	(除草剤)		
チオジカルブ	0.8	—	アシュラム	2	0.2
トリクロルホン(DEP)	0.3	0.03	ジチオピル	0.08	0.008
ピリダフェンチオン	0.02	0.002	シデュロン	3	—
フェニトロチオン(MEP)	0.03	0.003	シマジン(CAT)	0.03	0.003
(殺菌剤)			テルブカルブ(MBPMC)	0.2	0.02
アズキシストロビン	5	—	トリクロピル	0.06	0.006
イソプロチオラン	0.4	0.04	ナプロパミド	0.3	0.03
イプロジオン	3	0.3	ハロスルフロメチル	0.3	—
イミノクタジン酢酸塩	0.06	—	ピリブチカルブ	0.2	0.02
エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	0.004	ブタミホス	0.04	0.004
オキシシン銅(有機銅)	0.4	0.04	フラザスルフロメチル	0.3	—
キャプタン	3	0.3	プロピザミド	0.08	0.008
クロロタロニル(TPN)	0.4	0.04	ベンスリド(SAP)	1	0.1
クロロネブ	0.5	0.05	ペンディメタリン	0.5	0.05
チウラム(チラム)	0.06	0.006	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.8	0.08
トルクロホスメチル	0.8	0.08	メコプロップ(MCPP)	0.05	0.005
フルトラニル	2	0.2	メチルダイムロン	0.3	0.03
プロピコナゾール	0.5	—			

イ 要綱の概要

- ・登録農薬の使用及び表示事項の遵守
- ・農薬使用管理責任者の設置
- ・農薬の使用状況等の記録と報告
- ・農薬使用による被害の防止
- ・水質の監視測定及び報告
- ・排水水の指導値
- ・農薬による事故時の措置及び報告
- ・知事の指導及び立入検査

ウ 水質の監視測定等

ゴルフ場農薬安全使用指導要綱の遵守状況について、16ヶ所のゴルフ場に立入検査を行った結果、全てのゴルフ場において、調整池に魚類を飼育することによる水質の常時監視が行われていたほか、排水の自主測定についても年2回以上実施されており、測定結果はいずれも環境省の暫定指導指針値及び県の指導値以下であった。

一方、県が行ったゴルフ場の水質調査結果もすべて環境省の暫定指針値及び県の指導値以下であった。

(3) 「親子の水とのふれあいバス教室」の開催

「とやまの名水」巡り、川の水生生物の観察、下水道終末処理施設の見学などの体験学習を通じて、水への関心を高め、水質環境の保全意識の高揚や水の大切さに対する啓発を行うことを目的とし、小学生とその親を対象として、「親子の水とのふれあいバス教室」を開催した。

15年度は、表5-8のとおり、黒部川及び庄川の2コースについて実施したところ、83名の参加があった。

表5-8 「親子の水とのふれあいバス教室」の開催状況（15年度）

コース名	開催日	見学場所等
黒部川	7月29日	① 宇奈月ダム管理所 ② 水生生物調査（黒部川墓の木自然公園内） ③ 黒部浄化センター
庄川	7月28日 7月30日	① アクアなないろ館 ② 水生生物調査（庄川雄神橋付近） ③ 環境科学センター

6 水質関係の各種調査

(1) 重金属底質調査

ア 調査概要

公共用水域における底質の重金属の状況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため、河川 13 地点、運河 4 地点、港湾 6 地点の合計 23 地点において、カドミウム、鉛、総水銀等 5 項目について調査を実施した。

イ 調査結果

調査結果は、表 6-1 のとおりであり、総水銀については、暫定除去基準（河川 25ppm、富山湾（運河を含む。）30ppm）を超える地点はなかった。

表 6-1 重金属底質調査結果（15 年度）

（単位：mg/kg）

区分	水域名	調査地点名	カドミウム	鉛	ひ素	総水銀	総クロム
河川	小矢部川	城光寺橋	0.1	15	3.7	0.05	23
		聖人橋	ND	8	3.1	0.03	16
		津沢大橋	ND	5	3.1	0.01	27
		太美橋	ND	7	2.0	0.01	18
	地久子川	地久子橋	0.2	19	7.1	0.05	52
	千保川	地子木橋	0.7	22	4.5	0.06	67
	祖父川	新祖父川橋	0.2	18	5.2	0.05	29
	山田川	福野橋	ND	6	1.8	0.02	30
		二ヶ淵堰堤	ND	8	1.4	0.02	18
	庄川	大門大橋	ND	10	4.3	0.01	25
	神通川	成子橋	0.2	52	6.6	0.04	20
高原川		新猪谷橋	0.5	120	11	0.01	26
白岩川	東西橋	0.8	31	9.8	0.21	20	
運河	富岩運河	千原崎地内水路橋	2.7	100	19	10	1,600
		下新橋	2.1	100	16	1.4	100
	岩瀬運河	岩瀬橋	3.6	220	13	8.1	250
住友運河	前川橋	1.1	87	14	1.3	380	
港湾	伏木港	港口	0.1	18	5.3	0.16	110
		港中央	0.2	32	7.6	0.18	52
		港奥	0.2	24	8.3	0.17	44
	富山港	港口	0.5	48	12	0.46	40
		港中央	0.3	37	11	0.17	30
		港奥	1.0	250	20	1.4	210
定量限界値			0.1	1	0.5	0.01	10

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

(2) PCB 底質調査

ア 調査概要

PCB による環境汚染の実態を把握するため、河川 2 地点の底質について調査を実施した。

イ 調査結果

調査結果は、表 6-2 のとおりであり、暫定除去基準 (10ppm) を超える地点はなかった。

表 6-2 河川底質 PCB 調査結果 (15 年度)

水 域 名	調査地点名	調査結果 (mg/kg)
小 矢 部 川	城 光 寺 橋	ND
	千 保 川	ND
定 量 限 界 値		0.1

注 ND (検出されず) とは、定量限界未満をいう。

(3) 窒素・りん環境調査

ア 調査概要

河川や海域における全窒素及び全りんの実態を把握するため、河川 57 地点、海域 25 地点の合計 82 地点で調査を実施した。

イ 調査結果

調査結果は、表 6-3 のとおりであった。

河川における全窒素及び全りんの濃度は、一般的に人為的汚染源の多い河川で高く、有機汚濁の状況とほぼ類似した傾向を示していた。

また、海域における全窒素、全りんの濃度は、その他富山湾海域より河口海域の方が高い傾向を示していた。

(4) 要監視項目環境調査

ア 調査概要

公共用水域における要監視項目の実態を把握するため、河川 52 地点で調査を実施した。

イ 調査結果

調査した要監視項目 15 項目のうち、フェニトロチオン、ニッケル、モリブデン、アンチモン の 4 項目が検出されたが、環境省の指針値を超えた地点はなかった。

検出された 4 項目の調査結果は、表 6-4 のとおりであった。

表6-3 公共用水域の主要測定地点における全窒素・全りんの水質測定結果（15年度）

（単位：mg/l）

水域名	調査地点名	全窒素	全りん	
阿尾川	阿尾橋	0.64	0.053	
余川川	間島橋	0.59	0.059	
上庄川	北の橋	0.90	0.082	
仏生寺川	八幡橋	4.1	0.27	
湊川	中の橋	1.2	0.17	
小矢部川	河口	1.4	0.10	
	城光寺橋	1.4	0.096	
	国条橋	0.73	0.054	
	太美橋	0.42	0.020	
千保川	地子木橋	0.77	0.14	
祖父川	新祖父川橋	0.84	0.046	
山田川	福野橋	0.53	0.040	
	ニヶ淵えん堤	0.39	0.014	
庄川	大門大橋	0.25	0.009	
	雄神橋	0.32	0.009	
和田川	末端	0.37	0.023	
内川	山王橋	2.8	0.092	
	西橋	0.63	0.077	
下条川	稲積橋	1.3	0.11	
新堀川	白石橋	1.8	0.15	
西部主幹排水路	西部排水機場	1.3	0.12	
東部主幹排水路	東部排水機場	1.1	0.11	
神通川	萩浦橋	1.6	0.029	
	神通大橋	1.2	0.032	
	宮川	新国境橋	0.53	0.023
	高原川	新猪谷橋	0.41	0.006
	いたち川	四ッ屋橋	1.6	0.055
	松川	桜橋	1.7	0.057
	井田川	高田橋	2.6	0.049
		落合橋	0.67	0.040
	熊野川	八幡橋	0.90	0.044
	富岩運河	千原崎地内水路橋	2.5	0.071
岩瀬運河	岩瀬橋	3.8	0.048	
常願寺川	今川橋	0.45	0.028	
	常願寺橋	0.29	0.032	
白岩川	東西橋	1.6	0.063	
	泉正橋	0.76	0.078	
栃津川	流観橋	0.66	0.028	
	寺田橋	0.56	0.021	
上市川	魚躬橋	0.63	0.022	
中川	落合橋	0.97	0.091	

水域名	調査地点名	全窒素	全りん	
早月川	早月橋	0.41	0.006	
角川	角川橋	0.70	0.033	
鴨川	港橋	0.78	0.070	
片貝川	落合橋	1.1	0.053	
	布施川	落合橋	0.69	0.049
黒瀬川	石田橋	0.71	0.096	
高橋川	堀切橋	0.35	0.050	
吉田川	吉田橋	0.73	0.065	
黒部川	下黒部橋	0.25	0.015	
入川	末端	0.29	0.050	
小川	赤川橋	0.32	0.024	
	上朝日橋	0.34	0.014	
舟川	舟川橋	0.31	0.033	
木流川	末端	0.60	0.065	
笹川	笹川橋	0.47	0.037	
境川	境橋	0.55	0.011	
富山新港	富山新港 1	0.41	0.042	
	第一貯木場	姫野橋	0.64	0.11
中野整理場	中央	0.67	0.095	
富	小矢部川	小矢部川河口海域 2	0.24	0.023
		小矢部川河口海域 3	0.30	0.025
		小矢部川河口海域 5	0.18	0.012
		小矢部川河口海域 6	0.20	0.017
	神通川	神通川河口海域 1	0.22	0.011
		神通川河口海域 2	0.25	0.015
山	河口海域	神通川河口海域 3	0.27	0.017
		神通川河口海域 4	0.21	0.013
		神通川河口海域 5	0.23	0.012
		神通川河口海域 6	0.25	0.010
		神通川河口海域 7	0.19	0.013
		神通川河口海域 7	0.21	0.010
湾	その他	小矢部川河口海域 7	0.19	0.013
		神通川河口海域 7	0.21	0.010
		その他地先海域 1	0.13	0.008
		その他地先海域 2	0.13	0.008
		その他地先海域 3	0.15	0.010
		その他地先海域 4	0.23	0.018
		その他地先海域 5	0.22	0.012
		その他地先海域 6	0.23	0.012
		その他地先海域 7	0.20	0.011
		その他地先海域 8	0.16	0.008
その他地先海域 9	0.15	0.007		
その他地先海域 10	0.14	0.007		

注 測定値は、年平均値である。

表6-4 河川の主要測定地点における要監視項目測定結果(15年度)

(単位: mg/l)

水 域 名		フェニトロチオン	ニッケル	モリブデン	アンチモン	
阿尾川	阿尾橋	ND	ND	ND	ND	
余川	間島橋	ND	0.001	ND	ND	
上庄川	北の橋	ND	0.001	ND	ND	
仏生寺川	八幡橋	ND	0.001	ND	ND	
湊川	中の橋	0.0004	ND	ND	ND	
小矢部川	河口	ND	0.007	ND	ND	
	城光寺橋	ND	0.008	ND	ND	
	国条橋	ND	ND	ND	ND	
	千保川	地子木橋	0.0022	0.010	ND	ND
	祖父川	新祖父川橋	ND	0.050	ND	ND
	山田川	福野橋	ND	ND	ND	ND
庄川	大門大橋	ND	ND	ND	ND	
	雄神橋	ND	ND	ND	ND	
和田川	末端	ND	ND	ND	ND	
	山王橋	ND	0.002	ND	ND	
内川	西橋	ND	ND	ND	ND	
	稲積橋	ND	0.001	ND	ND	
下条川	稲石橋	ND	ND	ND	ND	
神通川	白萩浦橋	ND	ND	ND	ND	
	神通大橋	ND	ND	ND	ND	
	宮川	新国境橋	ND	ND	ND	ND
	高原川	新猪谷橋	ND	ND	0.046	ND
	いたち川	四ツ屋橋	ND	ND	ND	ND
	松川	桜橋	ND	0.002	ND	ND
	井田川	高田橋	ND	ND	ND	ND
		落合橋	ND	ND	ND	ND
	熊野川	八幡橋	ND	ND	ND	ND
	富岩運河	千原崎地内水路橋	ND	0.002	ND	ND
岩瀬運河	岩瀬橋	ND	0.007	0.034	ND	
常願寺川	今川橋	ND	ND	ND	ND	
	常願寺橋	ND	ND	ND	ND	
	東西橋	ND	0.003	ND	ND	
白岩川	泉正橋	0.0005	ND	ND	0.0004	
	流観橋	0.0008	0.002	ND	ND	
	寺田橋	ND	ND	ND	ND	
上市川	魚躬橋	ND	ND	ND	ND	
中川	落合月橋	0.0022	ND	ND	ND	
早月川	早月橋	ND	ND	ND	ND	
角川	角川橋	0.0003	ND	ND	0.0003	
鴨川	港橋	ND	ND	ND	ND	
片貝川	落合橋	ND	ND	ND	ND	
	布施川	落合橋	ND	ND	ND	ND
黒瀬川	石田橋	ND	ND	ND	0.0005	
高橋川	堀切橋	ND	ND	ND	ND	
吉田川	吉田橋	ND	0.005	ND	ND	
黒部川	下黒部橋	ND	0.001	ND	ND	
入川	末端	ND	ND	ND	ND	
小川	赤川橋	ND	ND	ND	ND	
	舟川橋	ND	ND	ND	ND	
木流川	末端	ND	ND	ND	ND	
笹境川	笹境橋	ND	ND	ND	ND	
境川	境橋	ND	ND	ND	ND	
指針値		0.003	-	0.07	-	
定量限界値		0.0003	0.001	0.007	0.0002	

注 ND(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

(5) 海水浴場水質調査

ア 調査概要

海水浴シーズンを迎えるにあたり、事前に海水浴場の実態調査を把握するため調査を実施した。

・調査時期

5月中旬から6月上旬

・調査海水浴場

小境（氷見市）、島尾（氷見市）、雨晴・松太枝浜（高岡市）、八重津浜（富山市）、岩瀬浜（富山市）、浜黒崎（富山市）、石田浜（黒部市）、宮崎・境海岸（朝日町）

・調査項目

ふん便性大腸菌群数、COD、油膜、透明度、病原性大腸菌 O-157

イ 調査結果

調査結果は、表 6-5 のとおりであり、すべての海水浴場が水浴に適した良好な水質であった。

海水浴場の判定基準によれば、小境、島尾、雨晴・松太枝浜、八重津浜、石田浜の海水浴場については「適、水質 AA」であり、それ以外の 3 海水浴場については「適、水質 A」であった。

表 6-5 海水浴場水質測定結果（15 年度）

海水浴場（所在地）	判定	測定項目				
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100mℓ)	COD (mg/ℓ)	油膜の 有 無	透明度 (m)	病原性 大腸菌 O-157
小 境（氷見市）	適、水質 AA	2 未満	1.9	なし	全透	不検出
島 尾（氷見市）	適、水質 AA	2 未満	2.0	なし	全透	不検出
雨晴・松太枝浜（高岡市）	適、水質 AA	2 未満	2.0	なし	全透	不検出
八 重 津 浜（富山市）	適、水質 AA	2 未満	2.0	なし	全透	不検出
岩 瀬 浜（富山市）	適、水質 A	11	2.0	なし	全透	不検出
浜 黒 崎（富山市）	適、水質 A	8	1.9	なし	全透	不検出
石 田 浜（黒部市）	適、水質 AA	2 未満	2.0	なし	全透	不検出
宮崎・境海岸（朝日町）	適、水質 A	2	2.0	なし	全透	不検出

(6) 湖沼水質調査

ア 調査概要

湖沼の水質汚濁の未然防止に資するため、主要な湖沼の水質調査を実施した。

(ア) 調査湖沼

調査は表 6-6 に示す 3 湖沼で実施した。

(イ) 調査地点及び調査回数

湖中央及びダムえん堤付近の 2 地点で、8 月及び 11～12 月に調査を実施した。

(ウ) 調査項目

透明度、pH、COD、SS、DO、全窒素、全りん、クロロフィル a

イ 調査結果

調査結果は、表 6-7 のとおりであった。

有機汚濁の指標である COD については、室牧ダム貯水池及び五位ダム貯水池が環境基準の A 類型 (3 mg/l 以下)、子撫川ダム貯水池が環境基準の B 類型 (5 mg/l 以下) に相当する水質であった。

また、富栄養化の指標である全窒素及び全りんをみると、全窒素については、室牧ダム貯水池で環境基準の V 類型 (全窒素 1 mg/l 以下)、五位ダム貯水池及び子撫川ダム貯水池で環境基準の IV 類型 (0.6 mg/l 以下) に相当する水質であった。全りんについては、調査対象の 3 湖沼すべてが環境基準の III 類型 (全りん 0.03 mg/l 以下) に相当する水質であった。

表 6-6 調査対象湖沼 (15 年度)

湖 沼 名	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	湛水面積 (k m ²)	主な利水目的
室牧ダム貯水池	八尾町蒲谷	13,500	0.71	発電、農業、治水
五位ダム貯水池	福岡町五位堀切	8,100	0.57	農業、治水
子撫川ダム貯水池	小矢部市宮中字新村	6,000	0.70	水道、農業、治水

表 6-7 湖沼水質調査結果 (15 年度)

湖 沼 名	調査回数	測 定 項 目							
		透明度	pH	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	クロロフィル a (μ g/l)
室牧ダム貯水池	2 回	1.7	7.9	2.5	4	10	0.70	0.028	26
五位ダム貯水池	2 回	2.0	6.6	2.6	2	9.5	0.48	0.012	7.5
子撫川ダム貯水池	2 回	2.4	7.4	3.4	3	8.7	0.47	0.012	4.9

(7) 工場周辺地下水調査

平成 8 年の水質汚濁防止法の改正により、有害物質による地下水汚染に対する措置が強化されたことから、局所的な地下水汚染に対応するため、従来の定期モニタリング調査に加え、有害物質を使用している工場・事業場周辺の調査を実施した。

1, 2-ジクロロエタンを使用している 5 工場・事業場の下流側それぞれ 3 地点、計 15 地点で調査したところ、調査結果は表 6-8 のとおりであった。いずれの地点においても、1, 2-ジクロロエタンは検出されなかった。

表 6-8 工場周辺地下水調査結果 (15 年度)

(単位 : mg/l)

調査対象	調査項目	調査地点数	測定結果	環境基準超過地点数	環境基準値	定量限界
1,2-ジクロロエタン 使用事業所	1,2-ジクロロエタン	15	ND	0	0.004	0.0004

注 ND (検出されず) とは、定量限界未満をいう。

(8) 立山環境調査

立山地区の環境保全を図るため、常願寺川上流部の河川等の環境 13 地点及び発生源 10 事業場の水質調査を実施した。

その結果、河川環境については表 6-9 のとおり、BOD についてはいずれも AA 類型に相当する良好な水質であり、また、発生源についてはいずれも排水基準に適合していた。

表 6-9 立山環境調査（河川等環境調査）結果（15 年度）

区分	調査地点	pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)
	名称			
称名滝上流	みくりが池	積雪のため採水できず		
	雷鳥沢	6.3	ND	ND
	紺谷川合流点下流	積雪のため採水できず		
	大谷上流	6.6	ND	2
	一の谷	7.5	ND	ND
	ハンノキ谷	6.4	ND	ND
称名滝下流	称名第二発電所上流	4.2	ND	ND
	称名川藤橋	6.1	ND	1
	真川末端	7.2	ND	1
	牛首谷川末端	7.1	0.5	27
	和田川末端	7.3	ND	1
	小口川末端	7.0	ND	ND
	常願寺川瓶岩橋	6.9	ND	4
定量限界値		—	0.5	1

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

(9) 水生生物調査

水質保全意識の普及啓発を図るため、中学校や高等学校の科学部等の各種団体の協力を得て、河川の水生生物調査を実施しており、15年度は、表 6-10 のとおり、7 団体 342 名の参加により、6 河川の 10 地点で調査を実施した。

表 6-10 水生生物調査結果 (15 年度)

調査河川	調査地点	水質階級	調査団体 (参加延べ人数)	
小矢部川	土屋橋	Ⅱ	福岡町立福岡中学校	
	土屋橋上流	Ⅱ～Ⅳ	福岡町地域活動推進員連絡会	
	向田橋下流	Ⅲ		
	三門市橋下流	Ⅲ		
庄川	中田橋上流	Ⅱ	富山県立高岡高等学校	
神通川	大沢野大橋上流	Ⅰ	大沢野町立大沢野中学校	
神代川	湖南小学校付近	Ⅳ	氷見市立湖南小学校	
万尾川	十二小学校前	Ⅳ	氷見市立十二町小学校	
子撫川	竜宮口	Ⅱ	富山県立石動高等学校	
	二の滝	Ⅰ		
計	6 河川	10 地点	—	7 団体 (179 名)

注 水質階級の判定と主な指標生物は以下のとおりである。

- Ⅰ (きれいな水) : ウズムシ類、カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類等
- Ⅱ (少し汚れた水) : ヒラタドロムシ類等
- Ⅲ (きたない水) : サホコカゲロウ、ヒル類等
- Ⅳ (大変きたない水) : セスジユスリカ、イトミミズ類等

(10) ダイオキシン類環境調査

河川水、河川底質、海水及び地下水について、ダイオキシン類の環境調査を実施した。調査結果は表 6-11 のとおりであった。

河川水質については、富岩運河において 1.1 pg-TEQ/l のダイオキシン類が検出され、環境基準値を超えていたが、その他の地点では環境基準を達成していた。

河川底質、海域水質、海域底質、地下水質及び土壌については、すべての調査地点で環境基準を達成していた。

表 6-11 ダイオキシン類環境調査 (15 年度)

ア 河川 (水質)

(単位 : pg-TEQ/l)

水 域 名	調査地点名	調査結果	調査機関
阿尾川	阿尾橋	0.071	富山県
余川川	間島橋	0.073	〃
上庄川	北の橋	0.073	〃
仏生寺川	八幡橋	0.086	〃
湊川	中の橋	0.092	〃
小矢部川	河口	0.28 (0.77)	国土交通省 (富山)
	城光寺橋	0.19 (0.68)	〃
	国条橋	0.18 (0.57)	〃
	聖人橋	0.18 (0.46)	〃
千保川	地子木橋	0.10	高岡市
祖父川	新祖父川橋	0.073	〃
横江宮川	末端	0.81	富山県
庄川	大門大橋	0.071 (0.084)	国土交通省 (富山)
内川	山王橋	0.35	富山県
	西橋	0.12	〃
下条川	稲積橋	0.39	〃
新堀川	白石橋	0.076	〃
神通川	萩浦橋	— (0.16)	国土交通省 (富山)
	神通大橋	0.075 (0.10)	〃
いたち川	四ツ屋橋	0.18	富山市
松川	桜橋	0.31	〃
富河運河	千原崎地内水路橋	1.1	〃
岩瀬運河	岩瀬橋	0.22	〃
常願寺川	今川橋	— (0.084)	国土交通省 (富山)
	常願寺橋	0.071 (0.073)	〃
白岩川	東西橋	0.18	富山市
上市川	魚躬橋	0.067	富山県
中川	落合橋	0.084	〃
早月川	早月橋	0.067	〃
角川	角川橋	0.068	〃
鴨川	港橋	0.067	〃
片貝川	落合橋	0.066	〃
	布施川	落合橋	0.077
黒瀬川	石田橋	0.16	〃
環境基準		1	

水 域 名	調査地点名	調査結果	調査機関
高橋川	堀切橋	0.068	富山県
吉田川	吉田橋	0.083	〃
黒部川	下黒部橋	0.073 (0.073)	国土交通省 (黒部)
入川	末端	0.068	富山県
小川	赤川橋	0.067	〃
木流川	末端	0.068	〃
笹川	笹川橋	0.068	〃
境川	境橋	0.065	〃
環境基準		1	

イ 河川 (底質)

(単位 : pg-TEQ/g)

水 域 名	調査地点名	調査結果	調査機関
小矢部川	河口	19/18/12/12 (18)	国土交通省 (富山)
	城光寺橋	0.44/1.1/6.7/0.29 (0.29/0.39)	〃
	国条橋	1.8/2.5/2.5/1.4 (0.27/0.28)	〃
	聖人橋	2.5/1.9/0.97/2.0 (3.5/3.3)	〃
庄川	大門大橋	0.23 (0.27)	〃
神通川	萩浦橋	— (2.6)	〃
	神通大橋	0.83 (0.38)	〃
松川	桜橋	6.3	富山市
岩瀬運河	岩瀬橋	49	〃
常願寺川	今川橋	— (0.28)	国土交通省 (富山)
	常願寺橋	0.25 (0.24)	〃
黒瀬川	石田橋	2	富山県
高橋川	堀切橋	0.98	〃
吉田川	吉田橋	1.1	〃
黒部川	下黒部橋	0.25 (0.28)	国土交通省 (黒部)
入川	末端	1.4	富山県
小川	赤川橋	0.21	〃
木流川	末端	0.77	〃
笹川	笹川橋	0.22	〃
境川	境橋	0.21	〃
環境基準		150	

ウ 海域（水質）

（単位：pg-TEQ/ℓ）

水域名	調査地点名	調査結果	調査機関
富山新港海域	No.1	0.067	富山県
小矢部川河口海域	No.2	0.071	〃
神通川河口海域	No.2	0.071	〃
その他富山湾海域	No.2	0.066	〃
	No.4	0.069	〃
	No.6	0.081	〃
	No.8	0.072	〃
	No.10	0.067	〃
環境基準		1	

エ 海域（底質）

（単位：pg-TEQ/ℓ）

水域名	調査地点名	調査結果	調査機関
富山新港海域	No.1	6.6	富山県
小矢部川河口海域	No.2	0.33	〃
神通川河口海域	No.2	5.3	〃
その他富山湾海域	No.2	13	〃
	No.4	2.6	〃
	No.6	5.4	〃
	No.8	2.8	〃
	No.10	1.7	〃
環境基準		150	

才 地下水

(単位：pg-TEQ/ℓ)

市町村名	調査地点名	調査結果	調査機関
富山市	牛島本町	0.067	富山市
	下飯野	0.067	〃
	城村	0.067	〃
	水橋畠等	0.067	〃
高岡市	下麻生	0.065	高岡市
	伏木矢田	0.065	〃
	醍醐	0.065	富山県
	太田伊勢領	0.065	〃
新湊市	八幡町	0.065	〃
黒部市	立野	0.065	〃
砺波市	杉木	0.065	〃
	宮丸	0.065	〃
小矢部市	杉谷内	0.069	〃
大沢野町	高内	0.069	〃
立山町	白岩	0.067	〃
入善町	舟見	0.066	〃
朝日町	南保	0.079	〃
八尾町	大杉	0.092	〃
大門町	布目沢	0.067	〃
大島町	中野	0.066	〃
城端町	西上	0.068	〃
井波町	飛驒屋	0.066	〃
福野町	田尻	0.066	〃
福光町	土生新	0.065	〃
環境基準		1	

注1 河川水質の調査結果は、年平均値である。

2 河川水質及び河川底質の国土交通省の調査結果については、14年度の結果を（ ）で示した。

(11) 環境ホルモン調査

内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）の環境汚染の状況を把握するため、県内の7河川において実態調査を行った。

調査結果は、表6-12のとおりであり、フタル酸エステル類及びベンゾフェノンが1河川、ビスフェノールAが3河川、17β-エストラジオールが2河川で検出されたが、全国調査結果と比較して低い濃度であった。

表 6-12 環境ホルモン実態調査結果（15年度）

(単位：μg/l)

項目 河川名等		アルキルフェノール類	フタル酸エステル類	ビスフェノールA	ベンゾフェノン(a)ピレン	2,4-ジクロロフェノール	アジピリン酸ジ-2-エチルヘキシル	ベンゾフェノン	17β-エストラジオール
富山県	仏生寺川	ND	ND	0.01	ND	ND	ND	ND	ND
	内川	ND	ND	0.04	ND	ND	ND	ND	ND
	下条川	ND	ND~0.1	0.05	ND	ND	ND	0.01	0.0001
	新堀川	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002
	上市川	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	角川	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	片貝川	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	(検出限界)	0.01~0.1	0.1~0.3	0.01	0.01	0.05	0.01	0.01	0.0001
全国(環境省)	ND~21	ND~16	ND~19	ND~0.07	ND~0.88	ND~1.8	ND~0.18	ND~0.28	
全国(国土交通省)	ND~3.3	ND~9.4	ND~2.1	ND	ND~0.07	ND~0.16	ND~0.84	ND~0.027	

注) 1 NDとは、検出限界未満をいう。

2 全国(環境省)の欄は、環境省の10~14年度の調査全体での最小値~最大値を示す。

3 全国(国土交通省)の欄は、国土交通省の10~14年度の調査全体での最小値~最大値を示す。

7 水質汚濁に係る事故等

(1) 大沢野布尻地内における油の流出

- ア 発生年月日 15年4月8日
イ 通報者 ー
ウ 概況 大沢野町布尻地内において、自動車事故が発生したため、ガソリン約30リットルが流出した。
エ 措置 大沢野消防署が中和剤による処理を行った。

(2) 小矢部市内農業用ため池における魚のへい死

- ア 発生年月日 15年5月31日
イ 通報者 付近住民
ウ 概況 小矢部市法楽寺地内の農業用ため池（法楽寺大池）において、5月10日頃には約50匹、5月31日には約100匹の魚（フナ、コイ等）のへい死が確認された。
エ 措置 水質分析を実施したが異常は認められず、原因を特定できなかった。

(3) 下村せせらぎ水路における魚のへい死

- ア 発生年月日 15年6月22日
イ 通報者 ー
ウ 概況 下村のせせらぎ水路において、コイ、フナ等数十匹がへい死した。
エ 措置 原因が特定できず、処置は行われなかった。

(4) 富山新港における油の流出

- ア 発生年月日 15年8月17日
イ 通報者 ー
ウ 概況 新湊市新堀の事業場から、大雨のために油水分離槽から油が流出し、排水路を経由して富山新港へ流出した。
エ 措置 事業者が油水分離槽の改善などの流出防止対策を実施した。

(5) 富山新港における油の流出

- ア 発生年月日 15年9月2日
イ 通報者 付近住民
ウ 概況 新湊市新堀の事業場から、屋外に保管してある金属くずに付着していた油が、雨水とともに流出し、排水路から富山新港へ流出した。
エ 措置 海上保安部により浮遊油を拡散処理するとともに、事業者が金属くず保管場所を屋内に移動するなどの流出防止対策を実施した。

(6) 早月川における魚のへい死

- ア 発生年月日 15年9月24日
イ 通報者 釣り人
ウ 概況 早月川で、アユ、ウグイ等約500匹がへい死した。
エ 措置 付近の事業場が、薬品を運送するタンクローリーの洗浄時に、次亜塩素酸ソーダを含む排水を排出したことが原因であることから、事業場に対する指導を行った。

(7) 高岡市木津地内における油の流出

- ア 発生年月日 15年9月30日
イ 通報者 付近住民
ウ 概況 高岡市木津の事業場から、給油時の不注意により重油が流出した。流出量は不明である。
エ 措置 高岡消防署及び高岡市環境保全課が、吸着マットによる回収と中和剤による処理を行った。

(8) 富山市羽根地内における油の流出

- ア 発生年月日 15年10月2日
イ 通報者 付近住民
ウ 概況 富山市羽根地内の神通川水系祖母川で、フナ、ウグイ等約300匹がへい死した。
エ 措置 河川の流量が少ない状態で、付近の事業場からの排水が流入したことにより、魚の酸欠が起こったと推定された。富山土木センターが吸着マットによる油分の回収を行うとともに、富山市が事業場に対する指導を行った。

(9) 富山新港における油の流出

- ア 発生年月日 15年10月30日
イ 通報者 事業場従業員
ウ 概況 新湊市八幡町地内の事業場において、給油用配管の接続部分から灯油約100リットルが漏洩した。事業場が回収及び中和剤処理を行ったが、漏洩した灯油の一部が富山新港へ流出した。流出量は不明である。
エ 措置 事業場が、富山新港内の油について、バキューム車による回収を行うとともに、中和剤による処理を行った。

(10) 上平村菅沼地内における油の流出

- ア 発生年月日 16年1月12日
イ 通報者 -
ウ 概況 上平村菅沼地内の東海北陸自動車道において、自動車事故が発生したため、ガソリン約20リットルが流出した。
エ 措置 日本道路公団が中和剤による処理を行った。

(11) 魚津市平伝寺地内における油の流出

- ア 発生年月日 16年1月26日
イ 通報者 消防署員
ウ 概況 魚津市平伝寺地内の住宅のタンクから、灯油約80リットルが、取り扱いの不注意によりこうなぎ川に流出した。
エ 措置 下流では異常は認められず、特に処置は行われなかった。

(12) 黒部市用排水路における灯油の流出

- ア 発生年月日 16年1月26日
イ 通報者 付近住民
ウ 概況 黒部市立鷹施中学校において、地下埋設配管が腐食し、灯油約1000リットルが地中へ漏洩するとともに、その一部が用排水路に流出した。
エ 措置 黒部市が、土壌中の灯油の回収・処理を行うとともに、用排水路ではオイルフェンス、吸着マットによる回収・流出防止対策を行った。

(13) 魚津市大光寺地内における油の流出

- ア 発生年月日 16年2月18日
イ 通報者 付近住民
ウ 概況 魚津市大光寺地内の住宅のタンクから、灯油約10リットルが、取り扱いの不注意により角川水系坊田川に流出した。
エ 措置 下流では異常は認められず、特に処置は行われなかった。

(14) 富山市いたち川における重油の流出

- ア 発生年月日 16年3月3日
イ 通報者 -
ウ 概況 富山市山室地内の事業場において、地下タンクから重油が漏洩し、その一部がいたち川へ流出した。
エ 措置 富山消防署及び富山土木センターが吸着マットによる回収・浄化作業を行った。

(15) 小矢部市砂馳川における魚のへい死

- ア 発生年月日 16年3月15日
イ 通報者 付近住民
ウ 概況 小矢部市浅地地内の事業場において、タンクから希硝酸が漏洩し、その一部(約100リットル)が排水口から河川へ流出した。砂馳川では、フナ等約100匹の魚のへい死が確認された。
エ 措置 事業場が、流出防止対策を実施し、へい死魚を回収した。

(16) 滑川市における水の泡立ち

- ア 発生年月日 16年3月16日
イ 通報者 付近住民
ウ 概況 滑川市安田地内の事業場から、シャンプーが河川へ流出し、上市川水系平塚川及びその周辺において、水が泡立っていることが確認された。
エ 措置 県が事業場に対する指導を行った。

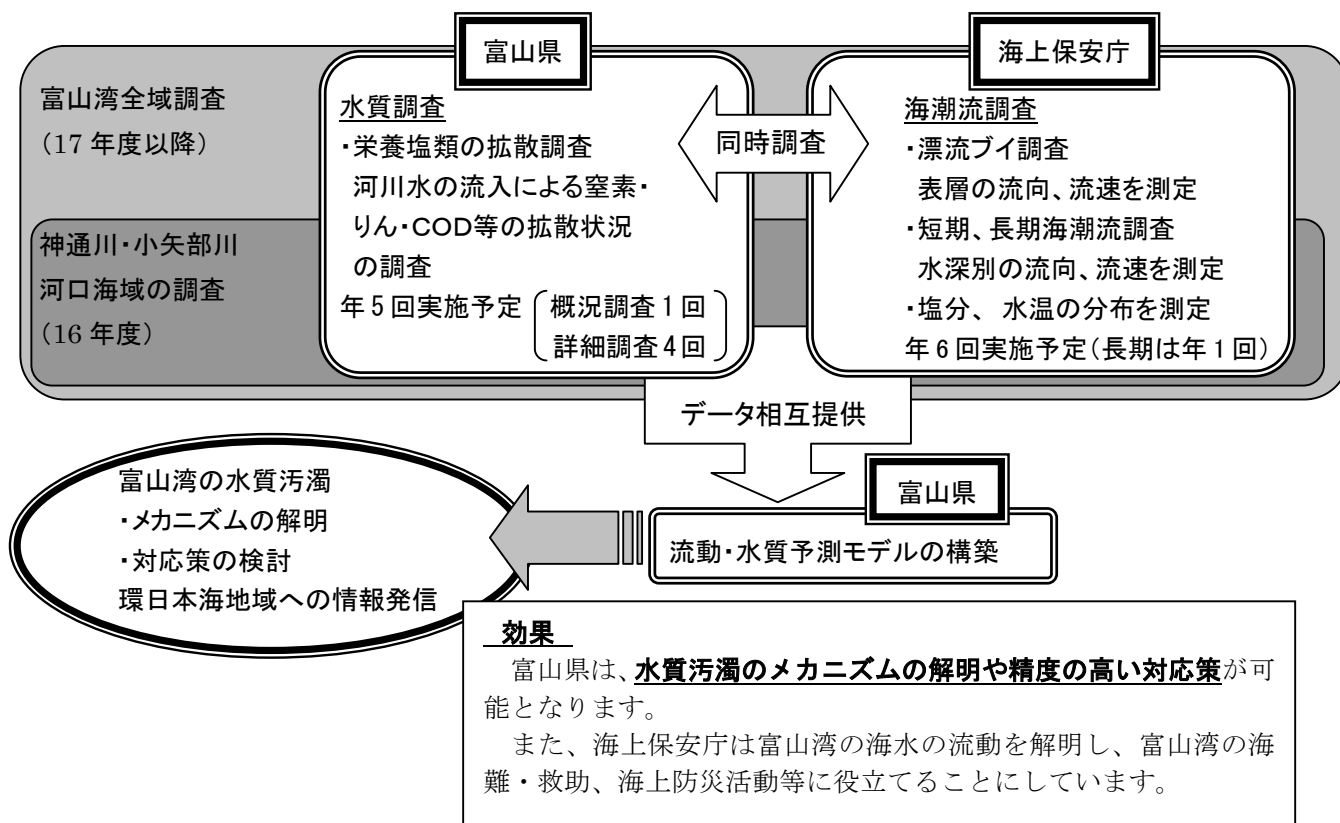
8 16年度において実施する主な取組み

(1) 豊かで清らかな水環境の確保に向けた取組み

- ・「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保を目指すとともに、環境基準の達成維持に向けて、クリーンウォーター計画を推進する。
- ・富山湾の水質改善を図るため、事業者、行政等からなる「富山湾水質改善対策推進協議会」を開催し、窒素、リンの削減対策を推進する。
また、富山湾沿岸部の流入河川水の拡散状況、栄養塩類の挙動を把握するため、全国で初めて海上保安庁（第九管区海上保安本部）と連携して、神通川・小矢部川河口海域等で海潮流や栄養塩類の拡散状況の共同調査を実施する。
- ・環境基準の達成状況を把握するため、公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき、河川、湖沼及び海域の124地点と地下水76地点において、水質調査を実施する。
- ・工場排水の排水基準の遵守状況を監視するため、立入検査を実施する。

(2) 化学物質による環境リスクの低減に向けた取組み

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、水質（水底の底質を含む。）、地下水質のダイオキシン類濃度の環境調査を実施する。
- ・環境ホルモンの実態を把握するため、主要7河川において水質調査を実施する。
- ・ゴルフ場における農薬の実態を把握するため、排水の水質調査を実施する。



富山湾共同環境調査の全体計画（16～18年度）

資料 1

公共用水域水質測定結果 (測定地点別)

公共用水域水質測定結果

平成 15 年度公共用水域水質測定計画に基づく水質測定は、図の測定地点において実施し、その結果は別表のとおりであった。

なお、測定結果表の記載要領は次のとおりである。

<記載要領>

- (1) 「水域名」欄中、() は支川名をいう。
- (2) 「測定地点名」欄は、地点番号、測定地点名、水域種類の順で、水域類型に () が付いているものは補助監視点を示す。
- (3) 「平均」は、日間平均値の年平均値を示す。
- (4) 「75%値」は、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数) の値を示す。($0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。)
- (5) 「 m/n 」
 - ・生活環境項目及び健康項目については、環境基準に適合しない日数/総測定日数を示す。
 - ・その他の項目については、 n は総検体数を示す。
- (6) 数値の取り扱いは、平成 11 年 3 月 11 日付け、環境庁水質保全局長通達「公共用水域水質測定結果の報告について」に基づき、以下の「記載下限値等一覧」のとおりとした。

<記載下限値等一覧>

項目	記載 下限値	記載下限値未満の 数値の記載方法	項目	記載 下限値	記載下限値未満の 数値の記載方法
DO	0.5	<0.5	1,1,1-トリクロエタン	0.0005	<0.0005
BOD	0.5	<0.5	1,1,2-トリクロエタン	0.0006	<0.0006
COD	0.5	<0.5	トリクロロエチレン	0.002	<0.002
SS	1	<1	テトラクロロエチレン	0.0005	<0.0005
全窒素	0.05	<0.05	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	<0.0002
全りん	0.003	<0.003	チウラム	0.0006	<0.0006
油分等	0.5	ND	シマジン	0.0003	<0.0003
カドミウム	0.001	<0.001	チオベンカルブ	0.002	<0.002
全シアン	0.1	ND	ベンゼン	0.001	<0.001
鉛	0.005	<0.005	セレン	0.002	<0.002
六価クロム	0.04	<0.04	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.1	<0.1
ひ素	0.005	<0.005	ふっ素	0.08	<0.08
総水銀	0.0005	<0.0005	ほう素	0.1	<0.1
アルキル水銀	0.0005	ND	フェノール類	0.1	<0.1
PCB	0.0005	ND	銅	0.1	<0.1
ジクロロメタン	0.002	<0.002	亜鉛	0.5	<0.5
四塩化炭素	0.0002	<0.0002	溶解性鉄	1	<1
1,2-ジクロエタン	0.0004	<0.0004	溶解性マンガン	0.2	<0.2
1,1-ジクロエチレン	0.002	<0.002	クロム	0.2	<0.2
シス-1,2-ジクロエチレン	0.004	<0.004			

水質測定地点

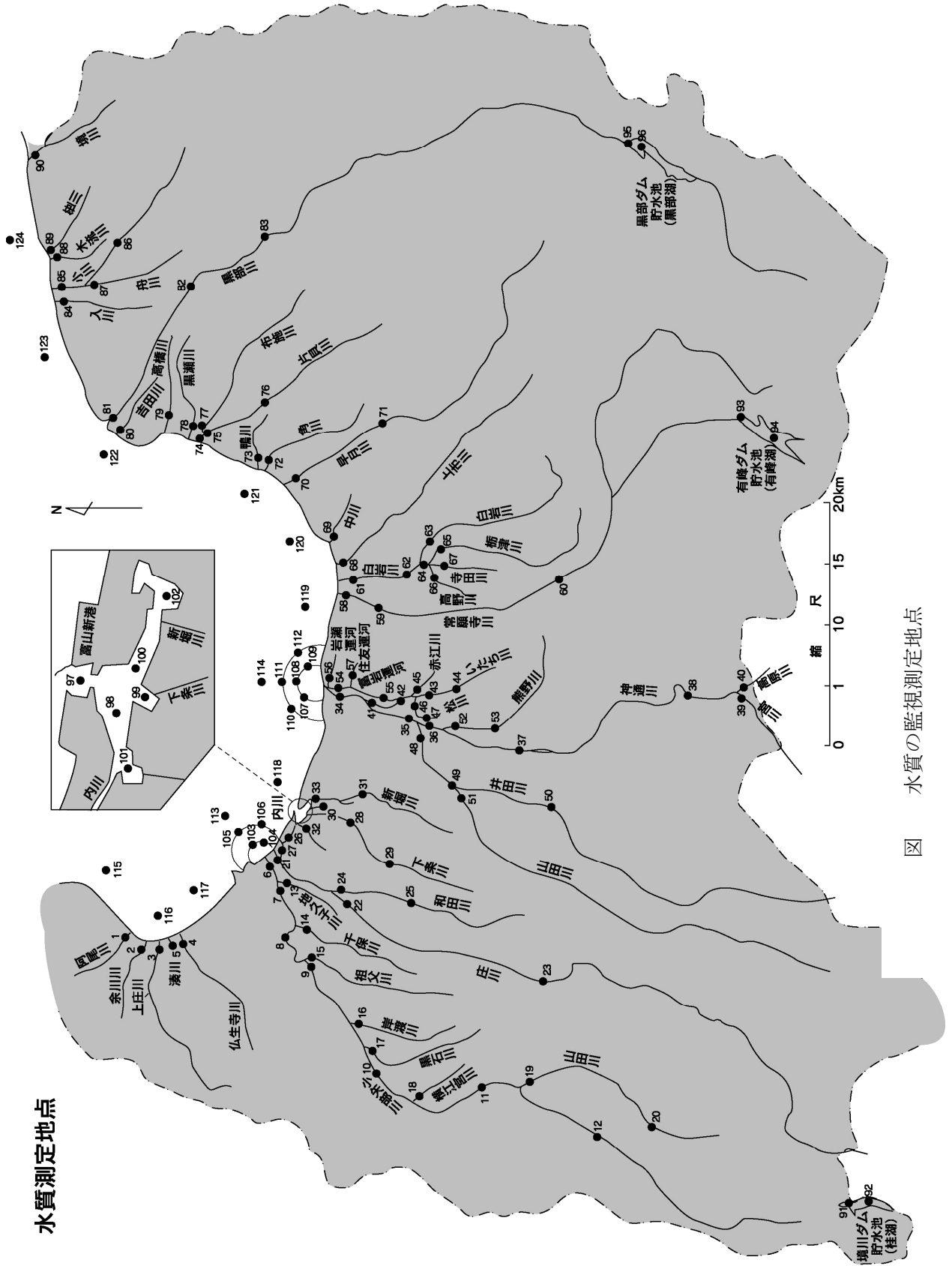


図 水質の監視測定地点

測定項目	水域名 測定地点名	阿尾川			余川川			上庄川			仏生寺川		
		1. 阿尾橋 A			2. 間島橋 A			3. 北の橋 B			4. 八幡橋 C		
		測定値	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値
生活環境項目	pH	7.4	6.9 7.8	0/12	7.4	6.8 7.8	0/12	7.3	7.0 7.7	0/12	7.4	7.1 7.6	0/12
	DO (mg/l)	11	8.0 15	0/12	10	7.1 15	1/12	9.8	6.9 14	0/12	9.1	3.4 14	1/12
	BOD (mg/l)	1.1 (1.1)	0.6 2.7	1/12	0.9 (1.0)	0.5 1.8	0/12	1.3 (1.6)	0.6 2.0	0/12	1.6 (2.1)	0.8 3.0	0/12
	COD (mg/l)	3.1	1.2 5.9	/12	3.2	1.9 4.9	/12	3.9	2.3 5.3	/12	4.4	2.4 6.5	/12
	SS (mg/l)	10	2 19	0/12	10	3 37	1/12	12	3 35	1/12	11	3 28	0/12
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	6.0E+03	1.2E+03 1.3E+04	6/ 6	6.0E+03	7.9E+02 1.7E+04	5/ 6	1.5E+04	3.3E+03 4.9E+04	4/ 6			
	全窒素 (mg/l)	0.64	0.53 0.90	/ 4	0.59	0.40 0.86	/ 4	0.90	0.67 1.0	/ 4	4.1	0.80 9.3	/ 4
	全磷 (mg/l)	0.053	0.039 0.076	/ 4	0.059	0.037 0.093	/ 4	0.082	0.045 0.11	/ 4	0.27	0.050 0.65	/ 4
	油分等 (mg/l)												
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4
	全シアン (mg/l)	ND	ND ND	0/ 4	ND	ND ND	0/ 4	ND	ND ND	0/ 4	ND	ND ND	0/ 4
	鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4
	六価クロム (mg/l)	<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4	<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4	<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4	<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4
	ひ素 (mg/l)	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4
	総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
	アルキル水銀 (mg/l)												
	PCB (mg/l)												
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4	<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4	<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4	<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4
	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
	1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3
	チウラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3
	シマジン (mg/l)	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3
	チオベンカルブ (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3
	ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4
	セレン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.40	0.24 0.77	0/ 4	0.34	0.21 0.64	0/ 4	0.46	0.28 0.75	0/ 4	0.44	0.28 0.58	0/ 4
	ふっ素 (mg/l)												
	ほう素 (mg/l)												
	フェノール類 (mg/l)												
特殊項目	銅 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/ 2	<0.1	<0.1 <0.1	/ 2	<0.1	<0.1 <0.1	/ 2	<0.1	<0.1 <0.1	/ 2
	亜鉛 (mg/l)	<0.5	<0.5 <0.5	/ 2	<0.5	<0.5 <0.5	/ 2	<0.5	<0.5 <0.5	/ 2	<0.5	<0.5 <0.5	/ 2
	溶解性鉄 (mg/l)	<1	<1 <1	/ 2	<1	<1 <1	/ 2	<1	<1 <1	/ 2	<1	<1 <1	/ 2
	溶解性マンガン (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2
	クロム (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2

測定項目	水域名 測定地点名	仏生寺川(湊川)			小矢部川			小矢部川			小矢部川			
		5. 中の橋 C			6. 河口 D			7. 城光寺橋 C			8. 守山橋 (A)			
		測定値	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	7.5	7.2 7.8	0/12	7.0	6.6 7.5	0/72	7.2	6.9 7.7	0/12	7.3	7.0 7.7	0/12	
	DO (mg/l)	8.6	5.6 14	0/12	8.9	6.3 11	0/12	9.2	6.7 12	0/12	11	9.0 13	0/12	
	BOD (mg/l)	2.5 (2.7)	1.4 4.3	0/12	2.5 (2.6)	1.7 3.8	0/12	1.5 (1.6)	1.0 2.1	0/12	1.2 (1.4)	0.5 1.7	0/12	
	COD (mg/l)	6.7	4.3 12	/12	4.6	3.3 6.1	/12	2.9	2.0 3.9	/12	2.8	1.8 4.6	/12	
	SS (mg/l)	16	4 37	0/12	6	3 15	0/12	6	2 18	0/12	7	2 16	0/12	
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)													
	全窒素 (mg/l)	1.2	1.1 1.4	/ 4	1.4	1.1 2.1	/12	1.4	0.90 1.8	/ 4				
	全磷 (mg/l)	0.17	0.11 0.23	/ 4	0.10	0.050 0.16	/12	0.096	0.060 0.14	/ 4				
	油分等 (mg/l)													
	健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 12	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4			
全シアン (mg/l)		ND	ND ND	0/ 4	ND	ND ND	0/ 12	ND	ND ND	0/ 4				
鉛 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 12	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4				
六価クロム (mg/l)		<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4	<0.04	<0.04 <0.04	0/ 12	<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4				
ひ素 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 12	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4				
総水銀 (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 12	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4				
アルキル水銀 (mg/l)														
PCB (mg/l)					ND	ND ND	0/ 4							
ジクロロメタン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	0.002	<0.002 0.002	0/ 4				
四塩化炭素 (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4				
1,2-ジクロロエタン (mg/l)		<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4				
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4	<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4	<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4				
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4				
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4				
トリクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				
テトラクロロエチレン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4				
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3				
チウラム (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3				
シマジン (mg/l)		<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3				
チオベンカルブ (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3				
ベンゼン (mg/l)		<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4				
セレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	0.002	<0.002 0.002	0/ 4	0.002	<0.002 0.002	0/ 4				
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)		0.54	0.31 0.72	0/ 4	0.85	0.70 1.0	0/ 4	0.80	0.58 1.0	0/ 4				
ふっ素 (mg/l)					0.13	<0.08 0.20	0/ 4	0.10	<0.08 0.13	0/ 4				
ほう素 (mg/l)					0.2	<0.1 0.3	0/ 4	0.1	<0.1 0.1	0/ 4				
特殊項目		フェノール類 (mg/l)												
		銅 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/ 2	<0.1	<0.1 <0.1	/ 2	<0.1	<0.1 <0.1	/ 2			
		亜鉛 (mg/l)	<0.5	<0.5 <0.5	/ 2	<0.5	<0.5 <0.5	/ 2	<0.5	<0.5 <0.5	/ 2			
		溶解性鉄 (mg/l)	<1	<1 <1	/ 2	<1	<1 <1	/ 2	<1	<1 <1	/ 2			
	溶解性マンガン (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2				
クロム (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2					

測定項目	水域名 測定地点名	小矢部川			小矢部川			小矢部川			小矢部川		
		9. 国条橋 A			10. 聖人橋 (A)			11. 津沢大橋 (A)			12. 太美橋 AA		
		測定値	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値
生活環境項目	pH	7.3	7.0 7.6	0/12	7.4	7.2 7.8	0/12	7.6	7.3 8.0	0/12	7.6	7.1 8.1	0/12
	DO (mg/l)	10	9.1 12	0/12	11	8.8 13	0/12	11	9.7 13	0/12	11	9.1 13	0/12
	BOD (mg/l)	1.0 (1.2)	<0.5 1.8	0/12	1.2 (1.3)	0.7 2.1	1/12	1.0 (1.2)	0.5 1.5	0/12	0.6 (0.7)	<0.5 1.1	1/12
	COD (mg/l)	2.6	1.7 4.6	/12	2.7	1.9 5.8	/12	2.6	1.7 4.8	/12			
	SS (mg/l)	6	2 18	0/12	6	2 20	0/12	6	2 22	0/12	9	1 51	1/12
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	9.9E+03	2.2E+03 2.4E+04	12/12							4.7E+03	6.3E+01 3.3E+04	12/12
	全窒素 (mg/l)	0.73	0.41 1.1	/4				0.82	0.43 1.3	/4	0.42	0.34 0.56	/4
	全磷 (mg/l)	0.054	0.025 0.12	/4				0.047	0.024 0.087	/4	0.020	0.015 0.023	/4
	油分等 (mg/l)												
	健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/4								
全シアン (mg/l)		ND	ND ND	0/4									
鉛 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/4									
六価クロム (mg/l)		<0.04	<0.04 <0.04	0/4									
ひ素 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/4									
総水銀 (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4									
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)													
ジクロロメタン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4									
四塩化炭素 (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4									
1,2-ジクロロエタン (mg/l)		<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4									
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4									
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.004	<0.004 <0.004	0/4									
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4									
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4									
トリクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4									
テトラクロロエチレン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4									
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3									
チウラム (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3									
シマジン (mg/l)		<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3									
チオベンカルブ (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/3									
ベンゼン (mg/l)		<0.001	<0.001 <0.001	0/4									
セレン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/4										
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.57	0.37 0.77	0/4										
ふっ素 (mg/l)	0.09	<0.08 0.11	0/4										
ほう素 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	0/4										
特殊項目	フェノール類 (mg/l)				<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2			
	銅 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/2									
	亜鉛 (mg/l)	<0.5	<0.5 <0.5	/2									
	溶解性鉄 (mg/l)	<1	<1 <1	/2									
	溶解性マンガン (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/2									
クロム (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/2										

測定項目	水域名 測定地点名	小矢部川(地久子川)			小矢部川(千保川)			小矢部川(祖父川)			小矢部川(岸渡川)		
		13. 港東橋			14. 地子木橋 D			15. 新祖父川橋 B			16. 五位橋		
		測定値	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値
生活環境項目	pH	7.4	7.2 7.5	/ 4	7.3	7.1 7.5	0/12	7.3	7.2 7.5	0/12	7.3	7.2 7.4	/ 4
	DO (mg/l)	9.1	6.1 12	/ 4	9.5	7.6 11	0/12	11	9.1 13	0/12	11	10 12	/ 4
	BOD (mg/l)	2.5 (3.0)	1.7 3.1	/ 4	2.0 (2.0)	1.3 3.5	0/12	0.9 (0.9)	0.6 1.5	0/12	0.9 (0.8)	0.7 1.2	/ 4
	COD (mg/l)												
	SS (mg/l)	11	4 17	/ 4	4	<1 12	0/12	5	<1 18	0/12	4	<1 10	/ 4
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)							1.0E+04	2.2E+03 1.7E+04	8/12			
	全窒素 (mg/l)				0.77	0.69 1.0	/ 4	0.84	0.67 0.99	/ 4			
	全磷 (mg/l)				0.14	0.088 0.24	/ 4	0.046	0.030 0.067	/ 4			
	油分等 (mg/l)												
	健康項目	カドミウム (mg/l)				<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4		
全シアン (mg/l)					ND	ND ND	0/ 4	ND	ND ND	0/ 4			
鉛 (mg/l)					<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4			
六価クロム (mg/l)					<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4	<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4			
ひ素 (mg/l)					<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4			
総水銀 (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4			
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)					ND	ND ND	0/ 4	ND	ND ND	0/ 4			
ジクロロメタン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4			
四塩化炭素 (mg/l)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4			
1,2-ジクロロエタン (mg/l)					<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4			
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4			
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4	<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4			
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4			
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4			
トリクロロエチレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4			
テトラクロロエチレン (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4			
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3			
チウラム (mg/l)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3			
シマジン (mg/l)					<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3			
チオベンカルブ (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3			
ベンゼン (mg/l)					<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4			
セレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4			
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)					0.53	0.43 0.63	0/ 4	0.81	0.62 0.97	0/ 4			
ふっ素 (mg/l)					0.10	<0.08 0.14	0/ 4	0.08	<0.08 0.09	0/ 4			
ほう素 (mg/l)					<0.1	<0.1 <0.1	0/ 4	<0.1	<0.1 <0.1	0/ 4			
特殊項目		フェノール類 (mg/l)											
	銅 (mg/l)				<0.1	<0.1 <0.1	/ 2	<0.1	<0.1 <0.1	/ 2			
	亜鉛 (mg/l)				<0.5	<0.5 <0.5	/ 2	<0.5	<0.5 <0.5	/ 2			
	溶解性鉄 (mg/l)				<1	<1 <1	/ 2	<1	<1 <1	/ 2			
	溶解性マンガン (mg/l)				<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2			
クロム (mg/l)				<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2				

測定項目	水域名 測定地点名 測定値	小矢部川(黒石川)			小矢部川(横江宮川)			小矢部川(山田川)			小矢部川(山田川)		
		17. 土屋橋			18. 末端			19. 福野橋 A			20. 二ヶ淵えん堤 AA		
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	7.7	7.2 8.2	/ 4	7.6	7.1 7.9	/ 4	7.7	7.0 8.5	0/12	7.7	6.9 8.3	0/12
	DO (mg/l)	12	11 14	/ 4	11	8.5 13	/ 4	11	8.9 14	0/12	10	8.9 13	0/12
	BOD (mg/l)	1.5 (1.6)	0.9 2.3	/ 4	1.4 (1.4)	1.2 1.5	/ 4	0.8 (0.9)	<0.5 1.1	0/12	0.6 (0.5)	<0.5 1.0	0/12
	COD (mg/l)												
	SS (mg/l)	5	<1 13	/ 4	7	2 21	/ 4	14	<1 73	2/12	4	<1 20	0/12
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)							1.8E+04	1.3E+03 7.9E+04	12/12	1.0E+03	9.2E+01 4.9E+03	12/12
	全窒素 (mg/l)							0.53	0.32 0.85	/ 4	0.39	0.32 0.53	/ 4
	全磷 (mg/l)							0.040	0.031 0.057	/ 4	0.014	0.008 0.023	/ 4
	油分等 (mg/l)												
	健康項目	カドミウム (mg/l)							<0.001	<0.001 <0.001	0/ 2		
全シアン (mg/l)								ND	ND ND	0/ 2			
鉛 (mg/l)								<0.005	<0.005 <0.005	0/ 2			
六価クロム (mg/l)								<0.04	<0.04 <0.04	0/ 2			
ひ素 (mg/l)								<0.005	<0.005 <0.005	0/ 2			
総水銀 (mg/l)								<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 2			
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)													
ジクロロメタン (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2			
四塩化炭素 (mg/l)								<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 2			
1,2-ジクロロエタン (mg/l)								<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 2			
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2			
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)								<0.004	<0.004 <0.004	0/ 2			
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)								<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 2			
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)								<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 2			
トリクロロエチレン (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2			
テトラクロロエチレン (mg/l)								<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 2			
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)								<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 2			
チウラム (mg/l)								<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 2			
シマジン (mg/l)								<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 2			
チオベンカルブ (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2			
ベンゼン (mg/l)								<0.001	<0.001 <0.001	0/ 2			
セレン (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2			
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)								0.44	0.15 0.73	0/ 2			
ふっ素 (mg/l)								<0.08	<0.08 <0.08	0/ 2			
ほう素 (mg/l)								<0.1	<0.1 <0.1	0/ 2			
特殊項目	フェノール類 (mg/l)												
	銅 (mg/l)							<0.1	<0.1 <0.1	/ 2			
	亜鉛 (mg/l)							<0.5	<0.5 <0.5	/ 2			
	溶解性鉄 (mg/l)							<1	<1 <1	/ 2			
	溶解性マンガン (mg/l)							<0.2	<0.2 <0.2	/ 2			
	クロム (mg/l)							<0.2	<0.2 <0.2	/ 2			

測定項目	水域名 測定地点名	庄川			庄川			庄川			庄川(和田川)			
		21. 新庄川橋 (A)			22. 大門大橋 A			23. 雄神橋 AA			24. 末端 (A)			
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	
生活環境項目	pH	7.2	6.9 7.6	0/12	7.6	7.1 8.5	0/12	7.8	7.2 8.1	0/12	7.4	7.0 7.7	0/12	
	DO (mg/l)	10	8.9 12	0/12	11	9.3 13	0/12	11	9.5 13	0/12	11	9.2 13	0/12	
	BOD (mg/l)	0.7 (0.7)	<0.5 0.8	0/12	0.5 (0.5)	<0.5 0.6	0/12	0.5 (<0.5)	<0.5 0.7	0/12	0.6 (0.6)	<0.5 1.0	0/12	
	COD (mg/l)	1.7	1.3 2.0	/12	1.1	0.9 1.5	/12	1.1	0.8 1.6	/12				
	SS (mg/l)	5	2 23	0/12	3	<1 21	0/12	5	1 24	0/12	7	1 34	1/12	
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)				1.2E+03	9.0E+01 3.3E+03	5/12	4.7E+02	4.6E+01 2.2E+03	10/12	2.6E+03	2.4E+02 1.1E+04	9/12	
	全窒素 (mg/l)				0.25	0.15 0.48	/12	0.32	0.20 0.43	/4	0.37	0.26 0.51	/4	
	全磷 (mg/l)				0.009	0.004 0.031	/12	0.009	0.007 0.012	/4	0.023	0.014 0.035	/4	
	油分等 (mg/l)													
	健康項目	カドミウム (mg/l)				<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4
全シアン (mg/l)					ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/4	
鉛 (mg/l)					<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	
六価クロム (mg/l)					<0.04	<0.04 <0.04	0/4	<0.04	<0.04 <0.04	0/4	<0.04	<0.04 <0.04	0/4	
ひ素 (mg/l)					<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	
総水銀 (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	
アルキル水銀 (mg/l)														
PCB (mg/l)					ND	ND ND	0/4							
ジクロロメタン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	
四塩化炭素 (mg/l)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	
1,2-ジクロロエタン (mg/l)					<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.004	<0.004 <0.004	0/4	<0.004	<0.004 <0.004	0/4	<0.004	<0.004 <0.004	0/4	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	
トリクロロエチレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	
テトラクロロエチレン (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	
チウラム (mg/l)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	
シマジン (mg/l)					<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	
チオベンカルブ (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/3	<0.002	<0.002 <0.002	0/3	<0.002	<0.002 <0.002	0/3	
ベンゼン (mg/l)					<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	
セレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)					0.26	0.18 0.33	0/4	0.27	0.22 0.33	0/4	0.31	0.19 0.42	0/4	
ふっ素 (mg/l)					0.10	0.09 0.12	0/4	0.13	<0.08 0.18	0/4	0.09	<0.08 0.12	0/4	
ほう素 (mg/l)					<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/4	
特殊項目		フェノール類 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2						
		銅 (mg/l)				<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2
		亜鉛 (mg/l)				<0.5	<0.5 <0.5	/2	<0.5	<0.5 <0.5	/2	<0.5	<0.5 <0.5	/2
		溶解性鉄 (mg/l)				<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2
	溶解性マンガン (mg/l)				<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2	
	クロム (mg/l)				<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2	

測定項目	水域名 測定地点名	庄川(和田川)			内川			内川			下条川		
		25. 荒町橋 (A)			26. 山王橋 C			27. 西橋 C			28. 稲積橋 B		
		測定値	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値
生活環境項目	pH	7.8	7.2 8.1	0/4	7.2	6.3 8.0	2/12	7.3	6.9 7.8	0/12	7.0	6.6 7.3	0/12
	DO (mg/l)	11	9.5 12	0/4	8.3	6.5 11	0/12	8.9	7.4 11	0/12	8.9	7.0 12	0/12
	BOD (mg/l)	0.5 (0.5)	<0.5 0.5	0/4	1.5 (1.8)	<0.5 3.4	0/12	1.7 (1.6)	<0.5 7.0	1/12	1.4 (1.6)	0.8 2.2	0/12
	COD (mg/l)				4.0	2.7 5.2	/12	3.1	2.4 4.9	/12	4.2	2.7 6.9	/12
	SS (mg/l)	6	1 12	0/4	6	2 14	0/12	7	2 13	0/12	11	3 43	1/12
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)										3.2E+04	1.3E+04 7.9E+04	6/6
	全窒素 (mg/l)				2.8	1.7 3.9	/4	0.63	0.42 0.97	/4	1.3	0.67 2.7	/4
	全磷 (mg/l)				0.092	0.068 0.10	/4	0.077	0.059 0.11	/4	0.11	0.054 0.15	/4
	油分等 (mg/l)												
健康項目	カドミウム (mg/l)				<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4
	全シアン (mg/l)				ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/4
	鉛 (mg/l)				<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4
	六価クロム (mg/l)				<0.04	<0.04 <0.04	0/4	<0.04	<0.04 <0.04	0/4	<0.04	<0.04 <0.04	0/4
	ひ素 (mg/l)				<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4
	総水銀 (mg/l)				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
	アルキル水銀 (mg/l)												
	PCB (mg/l)												
	ジクロロメタン (mg/l)				<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4
	四塩化炭素 (mg/l)				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)				<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)				<0.004	<0.004 <0.004	0/4	<0.004	<0.004 <0.004	0/4	<0.004	<0.004 <0.004	0/4
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4
	トリクロロエチレン (mg/l)				<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4
	テトラクロロエチレン (mg/l)				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
	1,3-ジクロロプロパン (mg/l)				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3
	チウラム (mg/l)				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3
	シマジン (mg/l)				<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3
	チオベンカルブ (mg/l)				<0.002	<0.002 <0.002	0/3	<0.002	<0.002 <0.002	0/3	<0.002	<0.002 <0.002	0/3
	ベンゼン (mg/l)				<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4
	セレン (mg/l)				<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)				0.96	0.59 1.6	0/4	0.34	0.16 0.62	0/4	0.73	0.36 1.5	0/4
	ふっ素 (mg/l)										0.09	<0.08 0.11	0/4
	ほう素 (mg/l)										0.1	<0.1 0.2	0/4
	特殊項目	フェノール類 (mg/l)											
銅 (mg/l)					<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2
亜鉛 (mg/l)					<0.5	<0.5 <0.5	/2	<0.5	<0.5 <0.5	/2	<0.5	<0.5 <0.5	/2
溶解性鉄 (mg/l)					<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2
溶解性マンガン (mg/l)					<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2
クロム (mg/l)				<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2	

測定項目	水域名 測定地点名	下条川			新堀川			新堀川			西部主幹排水路		
		29. 下条橋 (B)			30. 八講橋 (B)			31. 白石橋 B			32. 西部排水機場		
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	7.2	6.8 7.7	0/4	7.0	6.8 7.2	0/4	7.0	6.5 7.3	0/12	7.2	6.7 7.9	/4
	DO (mg/l)	10	8.7 13	0/4	8.7	5.7 12	0/4	8.8	7.2 12	0/12	8.9	7.2 11	/4
	BOD (mg/l)	1.2 (1.2)	0.7 1.8	0/4	1.4 (1.7)	0.9 2.1	0/4	1.5 (1.6)	0.6 4.4	1/12	1.6 (1.9)	0.9 2.1	/4
	COD (mg/l)							4.9	2.8 9.9	/12	4.6	3.3 6.0	/4
	SS (mg/l)	11	5 17	0/4	7	4 12	0/4	9	3 40	1/12	9	5 17	/4
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)							3.2E+04	1.7E+04 4.9E+04	6/6			
	全窒素 (mg/l)							1.8	0.84 2.7	/4	1.3	0.71 2.5	/4
	全磷 (mg/l)							0.15	0.056 0.24	/4	0.12	0.087 0.15	/4
	油分等 (mg/l)												
	健康項目	カドミウム (mg/l)							<0.001	<0.001 <0.001	0/4		
全シアン (mg/l)								ND	ND ND	0/4			
鉛 (mg/l)								<0.005	<0.005 <0.005	0/4			
六価クロム (mg/l)								<0.04	<0.04 <0.04	0/4			
ひ素 (mg/l)								<0.005	<0.005 <0.005	0/4			
総水銀 (mg/l)								<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)													
ジクロロメタン (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
四塩化炭素 (mg/l)								<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4			
1,2-ジクロロエタン (mg/l)								<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4			
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)								<0.004	<0.004 <0.004	0/4			
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)								<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)								<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4			
トリクロロエチレン (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
テトラクロロエチレン (mg/l)								<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)								<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3			
チウラム (mg/l)								<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3			
シマジン (mg/l)								<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3			
チオベンカルブ (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/3			
ベンゼン (mg/l)								<0.001	<0.001 <0.001	0/4			
セレン (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)								1.3	0.53 2.0	0/4			
ふっ素 (mg/l)								0.11	<0.08 0.14	0/4			
ほう素 (mg/l)								0.2	<0.1 0.3	0/4			
特殊項目		フェノール類 (mg/l)											
	銅 (mg/l)							<0.1	<0.1 <0.1	/2			
	亜鉛 (mg/l)							<0.5	<0.5 <0.5	/2			
	溶解性鉄 (mg/l)							<1	<1 <1	/2			
	溶解性マンガン (mg/l)							<0.2	<0.2 <0.2	/2			
クロム (mg/l)							<0.2	<0.2 <0.2	/2				

測定項目	水域名 測定地点名	東部主幹排水路			神通川			神通川			神通川		
		33. 東部排水機場			34. 萩浦橋 C			35. 神通大橋 A			36. 有沢橋 (A)		
		測定値	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値
生活環境項目	pH	7.0	6.6 7.3	/ 4	7.4	7.1 7.8	0/36	7.6	7.3 8.0	0/12	7.7	7.3 8.3	0/12
	DO (mg/l)	8.7	6.6 10	/ 4	10	8.3 12	0/12	11	9.2 13	0/12	11	9.5 13	0/12
	BOD (mg/l)	2.9 (1.4)	1.0 7.6	/ 4	1.3 (1.5)	0.8 2.0	0/12	1.0 (1.3)	<0.5 1.8	0/12	0.8 (0.8)	<0.5 1.6	0/12
	COD (mg/l)	6.5	4.0 10	/ 4	2.3	1.5 4.1	/12	1.9	1.1 3.4	/12	2.0	1.2 3.3	/12
	SS (mg/l)	10	5 20	/ 4	7	2 22	0/12	6	2 18	0/12	5	1 16	0/12
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)							7.2E+03	1.3E+03 3.3E+04	12/12			
	全窒素 (mg/l)	1.1	0.51 2.4	/ 4	1.6	0.89 3.0	/12	1.2	0.57 1.9	/ 4			
	全磷 (mg/l)	0.11	0.061 0.13	/ 4	0.029	0.012 0.049	/12	0.032	0.026 0.042	/ 4			
	油分等 (mg/l)												
健康項目	カドミウム (mg/l)				<0.001	<0.001 <0.001	0/12	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4			
	全シアン (mg/l)				ND	ND ND	0/12	ND	ND ND	0/ 4			
	鉛 (mg/l)				<0.005	<0.005 <0.005	0/12	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4			
	六価クロム (mg/l)				<0.04	<0.04 <0.04	0/12	<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4			
	ひ素 (mg/l)				<0.005	<0.005 <0.005	0/12	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4			
	総水銀 (mg/l)				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/12	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4			
	アルキル水銀 (mg/l)												
	PCB (mg/l)				ND	ND ND	0/ 4						
	ジクロロメタン (mg/l)				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4			
	四塩化炭素 (mg/l)				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4			
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4			
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4			
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)				<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4	<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4			
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4			
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4			
	トリクロロエチレン (mg/l)				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4			
	テトラクロロエチレン (mg/l)				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4			
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3			
	チウラム (mg/l)				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3			
	シマジン (mg/l)				<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3			
	チオベンカルブ (mg/l)				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3			
	ベンゼン (mg/l)				<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4			
	セレン (mg/l)				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4			
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)				0.68	0.49 0.95	0/ 4	0.60	0.37 0.86	0/ 4			
	ふっ素 (mg/l)				0.09	<0.08 0.12	0/ 4	0.09	<0.08 0.11	0/ 4			
	ほう素 (mg/l)				<0.1	<0.1 <0.1	0/ 4	<0.1	<0.1 <0.1	0/ 4			
	特殊項目	フェノール類 (mg/l)											
銅 (mg/l)					<0.1	<0.1 <0.1	/ 2	<0.1	<0.1 <0.1	/ 2			
亜鉛 (mg/l)					<0.5	<0.5 <0.5	/ 2	<0.5	<0.5 <0.5	/ 2			
溶解性鉄 (mg/l)					<1	<1 <1	/ 2	<1	<1 <1	/ 2			
溶解性マンガン (mg/l)					<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2			
クロム (mg/l)				<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2				

測定項目	水域名 測定地点名	神通川			神通川			神通川			神通川		
		37. 成子大橋 (A)			38. 神通第一ダム (A)			39. 新国境橋 A			40. 新猪谷橋 A		
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	7.6	7.1 8.0	0/12	7.1	6.9 7.5	0/4	7.3	6.7 7.8	0/12	7.5	6.9 8.2	0/12
	DO (mg/l)	11	9.2 13	0/12	11	9.2 13	0/4	10	8.8 12	0/12	11	8.8 12	0/12
	BOD (mg/l)	0.8 (0.9)	<0.5 1.1	0/12	0.5 (0.5)	<0.5 0.5	0/4	0.6 (0.7)	<0.5 1.1	0/12	0.6 (0.6)	<0.5 1.4	0/12
	COD (mg/l)	1.9	1.2 3.3	/12									
	SS (mg/l)	5	1 15	0/12	4	<1 11	0/4	4	1 15	0/12	2	<1 4	0/12
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)							4.0E+03	2.3E+02 1.7E+04	8/12	2.7E+03	3.3E+02 1.3E+04	6/12
	全窒素 (mg/l)							0.53	0.41 0.77	/4	0.41	0.30 0.67	/4
	全磷 (mg/l)							0.023	0.007 0.054	/4	0.006	0.003 0.009	/4
	油分等 (mg/l)												
	健康項目	カドミウム (mg/l)							<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001
全シアン (mg/l)								ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/4
鉛 (mg/l)								<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4
六価クロム (mg/l)								<0.04	<0.04 <0.04	0/4	<0.04	<0.04 <0.04	0/4
ひ素 (mg/l)								<0.005	<0.005 <0.005	0/4	0.006	<0.005 0.007	0/4
総水銀 (mg/l)								<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)													
ジクロロメタン (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4
四塩化炭素 (mg/l)								<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン (mg/l)								<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)								<0.004	<0.004 <0.004	0/4	<0.004	<0.004 <0.004	0/4
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)								<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)								<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4
トリクロロエチレン (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4
テトラクロロエチレン (mg/l)								<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)								<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3
チウラム (mg/l)								<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3
シマジン (mg/l)								<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3
チオベンカルブ (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/3	<0.002	<0.002 <0.002	0/3
ベンゼン (mg/l)								<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4
セレン (mg/l)								<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)								0.43	0.31 0.58	0/4	0.39	0.29 0.59	0/4
ふっ素 (mg/l)								0.08	<0.08 0.09	0/4	0.18	<0.08 0.32	0/4
ほう素 (mg/l)								<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/4
特殊項目		フェノール類 (mg/l)											
	銅 (mg/l)							<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2
	亜鉛 (mg/l)							<0.5	<0.5 <0.5	/2	<0.5	<0.5 <0.5	/2
	溶解性鉄 (mg/l)							<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2
	溶解性マンガン (mg/l)							<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2
	クロム (mg/l)							<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2

測定項目	水域名 測定地点名	神通川(いたち川)			神通川(いたち川)			神通川(いたち川)			神通川(いたち川)		
		41. 興人橋 (C)			42. 四ツ屋橋 C			43. 今木橋 (C)			44. いたち橋 (C)		
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	7.4	7.1 7.5	0/4	7.4	6.3 7.8	1/12	7.4	6.8 7.6	0/4	7.4	7.0 7.6	0/4
	DO (mg/l)	9.6	9.0 10	0/4	11	8.8 12	0/12	10	9.4 11	0/4	10	9.5 12	0/4
	BOD (mg/l)	2.5 (3.0)	1.3 3.2	0/4	0.9 (1.0)	<0.5 1.6	0/12	0.8 (0.7)	0.5 1.3	0/4	0.8 (0.9)	0.5 1.3	0/4
	COD (mg/l)												
	SS (mg/l)	6	4 7	0/4	4	1 17	0/12	8	3 11	0/4	7	2 10	0/4
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)												
	全窒素 (mg/l)				1.6	1.2 1.8	/4						
	全磷 (mg/l)				0.055	0.032 0.10	/4						
	油分等 (mg/l)												
	健康項目	カドミウム (mg/l)				<0.001	<0.001 <0.001	0/4					
全シアン (mg/l)					ND	ND ND	0/4						
鉛 (mg/l)					<0.005	<0.005 <0.005	0/4						
六価クロム (mg/l)					<0.04	<0.04 <0.04	0/4						
ひ素 (mg/l)					<0.005	<0.005 <0.005	0/4						
総水銀 (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4						
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)					ND	ND ND	0/4						
ジクロロメタン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4						
四塩化炭素 (mg/l)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4						
1,2-ジクロロエタン (mg/l)					<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4						
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4						
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.004	<0.004 <0.004	0/4						
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4						
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4						
トリクロロエチレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4						
テトラクロロエチレン (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4						
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3						
チウラム (mg/l)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3						
シマジン (mg/l)					<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3						
チオベンカルブ (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/3						
ベンゼン (mg/l)					<0.001	<0.001 <0.001	0/4						
セレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4						
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)					0.52	0.39 0.65	0/4						
ふっ素 (mg/l)					0.13	<0.08 0.27	0/4						
ほう素 (mg/l)					<0.1	<0.1 <0.1	0/4						
特殊項目	フェノール類 (mg/l)												
	銅 (mg/l)				<0.1	<0.1 <0.1	/2						
	亜鉛 (mg/l)				<0.5	<0.5 <0.5	/2						
	溶解性鉄 (mg/l)				<1	<1 <1	/2						
	溶解性マンガン (mg/l)				<0.2	<0.2 <0.2	/2						
クロム (mg/l)				<0.2	<0.2 <0.2	/2							

測定項目	水域名 測定地点名	神通川(赤江川)			神通川(松川)			神通川(松川)			神通川(井田川)		
		45. 赤江川橋			46. 桜橋 B			47. 布瀬橋 (B)			48. 高田橋 B		
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	7.4	7.1 7.6	/ 4	7.4	6.8 7.9	0/12	7.5	7.2 7.7	0/ 4	7.6	7.3 7.9	0/12
	DO (mg/l)	9.8	9.3 10	/ 4	10	8.2 13	0/12	10	9.2 11	0/ 4	11	8.7 13	0/12
	BOD (mg/l)	1.3 (1.6)	0.9 1.8	/ 4	1.1 (1.1)	0.6 2.4	0/12	1.1 (1.0)	0.8 1.4	0/ 4	1.5 (1.8)	0.7 2.6	0/12
	COD (mg/l)										2.1	1.3 3.6	/12
	SS (mg/l)	6	3 8	/ 4	4	1 9	0/12	7	3 11	0/ 4	8	2 22	0/12
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)				1.9E+04	1.7E+03 5.4E+04	9/12				8.1E+03	4.9E+02 3.3E+04	6/12
	全窒素 (mg/l)				1.7	1.3 2.3	/ 4				2.6	1.1 5.0	/12
	全磷 (mg/l)				0.057	0.038 0.099	/ 4				0.049	0.036 0.061	/ 4
	油分等 (mg/l)												
	健康項目	カドミウム (mg/l)				<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4				<0.001	<0.001 <0.001
全シアン (mg/l)					ND	ND ND	0/ 4				ND	ND ND	0/ 4
鉛 (mg/l)					<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4				<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4
六価クロム (mg/l)					<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4				<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4
ひ素 (mg/l)					<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4				<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4
総水銀 (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)											ND	ND ND	0/ 4
ジクロロメタン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
四塩化炭素 (mg/l)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4
1,2-ジクロロエタン (mg/l)					<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4				<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4
トリクロロエチレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
テトラクロロエチレン (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3
チウラム (mg/l)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3
シマジン (mg/l)					<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3				<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3
チオベンカルブ (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3
ベンゼン (mg/l)					<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4				<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4
セレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)					0.65	0.47 0.90	0/ 4				0.83	0.59 1.0	0/ 4
ふっ素 (mg/l)					0.10	<0.08 0.16	0/ 4				0.09	<0.08 0.10	0/ 4
ほう素 (mg/l)					<0.1	<0.1 <0.1	0/ 4				<0.1	<0.1 <0.1	0/ 4
特殊項目		フェノール類 (mg/l)											
	銅 (mg/l)				<0.1	<0.1 <0.1	/ 2				<0.1	<0.1 <0.1	/ 2
	亜鉛 (mg/l)				<0.5	<0.5 <0.5	/ 2				<0.5	<0.5 <0.5	/ 2
	溶解性鉄 (mg/l)				<1	<1 <1	/ 2				<1	<1 <1	/ 2
	溶解性マンガン (mg/l)				<0.2	<0.2 <0.2	/ 2				<0.2	<0.2 <0.2	/ 2
	クロム (mg/l)				<0.2	<0.2 <0.2	/ 2				<0.2	<0.2 <0.2	/ 2

測定項目	水域名 測定地点名 測定値	神通川(井田川)			神通川(井田川)			神通川(山田川)			神通川(熊野川)			
		49. 落合橋 A			50. 杉原橋 (A)			51. 婦中橋			52. 八幡橋 A			
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	
生活環境項目	pH	7.7	7.3 8.0	0/12	7.7	7.4 8.0	0/12	7.0	6.7 7.3	/ 4	7.6	7.1 7.9	0/12	
	DO (mg/l)	11	9.2 13	0/12	11	9.2 13	0/12	11	9.0 14	/ 4	11	9.1 13	0/12	
	BOD (mg/l)	0.8 (1.0)	<0.5 1.2	0/12	0.8 (0.8)	<0.5 1.2	0/12	1.1 (1.1)	0.5 1.9	/ 4	1.1 (1.2)	0.6 2.0	0/12	
	COD (mg/l)	2.0	1.3 3.3	/12	2.0	1.1 3.2	/12				2.7	1.3 5.1	/12	
	SS (mg/l)	8	2 21	0/12	9	3 25	0/12	11	2 31	/ 4	7	2 17	0/12	
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	5.7E+03	7.9E+02 3.3E+04	11/12							1.1E+04	7.9E+02 3.4E+04	11/12	
	全窒素 (mg/l)	0.67	0.42 1.5	/12							0.90	0.54 1.1	/ 4	
	全磷 (mg/l)	0.040	0.023 0.065	/ 4							0.044	0.040 0.049	/ 4	
	油分等 (mg/l)													
	健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4							<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4
全シアン (mg/l)		ND	ND ND	0/ 4							ND	ND ND	0/ 4	
鉛 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4							<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4	
六価クロム (mg/l)		<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4							<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4	
ひ素 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4							<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4	
総水銀 (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	
アルキル水銀 (mg/l)														
PCB (mg/l)											ND	ND ND	0/ 4	
ジクロロメタン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4							<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	
四塩化炭素 (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4							<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4	
1,2-ジクロロエタン (mg/l)		<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4							<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4	
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4							<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4							<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4							<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4	
トリクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4							<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	
テトラクロロエチレン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3							<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3	
チウラム (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3							<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3	
シマジン (mg/l)		<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3							<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3	
チオベンカルブ (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3							<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3	
ベンゼン (mg/l)		<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4							<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	
セレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4							<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)		0.45	0.33 0.59	0/ 4							0.64	0.38 0.91	0/ 4	
ふっ素 (mg/l)		0.08	<0.08 0.09	0/ 4							0.09	<0.08 0.10	0/ 4	
ほう素 (mg/l)		<0.1	<0.1 <0.1	0/ 4							<0.1	<0.1 <0.1	0/ 4	
特殊項目		フェノール類 (mg/l)												
		銅 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/ 2							<0.1	<0.1 <0.1	/ 2
		亜鉛 (mg/l)	<0.5	<0.5 <0.5	/ 2							<0.5	<0.5 <0.5	/ 2
		溶解性鉄 (mg/l)	<1	<1 <1	/ 2							<1	<1 <1	/ 2
	溶解性マンガン (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2							<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	
クロム (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2							<0.2	<0.2 <0.2	/ 2		

測定項目	水域名 測定地点名	神通川(熊野川)			富岩運河			富岩運河			岩瀬運河			
		53. 熊野橋 (A)			54. 千原崎地内水路橋 E			55. 下新橋 (E)			56. 岩瀬橋 E			
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	
生活環境項目	pH	7.4	7.0 7.7	0/4	7.0	6.5 7.5	0/12	7.4	7.1 7.7	0/4	7.1	6.4 7.6	0/12	
	DO (mg/l)	10	8.7 13	0/4	8.9	6.6 11	0/12	9.8	9.3 10	0/4	7.8	6.2 9.2	0/12	
	BOD (mg/l)	0.8 (0.8)	0.5 1.0	0/4	1.1 (1.2)	0.6 2.9	0/12	0.9 (0.9)	0.7 1.1	0/4	2.1 (2.5)	1.0 3.8	0/12	
	COD (mg/l)													
	SS (mg/l)	10	3 23	0/4	3	1 8	/12	4	1 6	/4	4	1 7	/12	
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	2.3E+04	1.1E+04 3.5E+04	2/2										
	全窒素 (mg/l)				2.5	1.4 4.0	/4				3.8	2.7 4.8	/4	
	全磷 (mg/l)				0.071	0.056 0.082	/4				0.048	0.031 0.077	/4	
	油分等 (mg/l)													
	健康項目	カドミウム (mg/l)				<0.001	<0.001 <0.001	0/4				<0.001	<0.001 <0.001	0/4
全シアン (mg/l)					ND	ND ND	0/4				ND	ND ND	0/4	
鉛 (mg/l)					<0.001	<0.001 <0.001	0/4				<0.005	<0.005 <0.005	0/4	
六価クロム (mg/l)					<0.04	<0.04 <0.04	0/4				<0.04	<0.04 <0.04	0/4	
ひ素 (mg/l)					<0.005	<0.005 <0.005	0/4				<0.005	<0.005 <0.005	0/4	
総水銀 (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	
アルキル水銀 (mg/l)														
PCB (mg/l)					ND	ND ND	0/4				ND	ND ND	0/4	
ジクロロメタン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4	
四塩化炭素 (mg/l)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	
1,2-ジクロロエタン (mg/l)					<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.004	<0.004 <0.004	0/4				<0.004	<0.004 <0.004	0/4	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	
トリクロロエチレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4	
テトラクロロエチレン (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	
チウラム (mg/l)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	
シマジン (mg/l)					<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3				<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	
チオベンカルブ (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/3				<0.002	<0.002 <0.002	0/3	
ベンゼン (mg/l)					<0.001	<0.001 <0.001	0/4				<0.001	<0.001 <0.001	0/4	
セレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)					0.72	0.46 1.1	0/4				0.56	0.32 0.69	0/4	
ふっ素 (mg/l)														
ほう素 (mg/l)														
特殊項目		フェノール類 (mg/l)												
		銅 (mg/l)				<0.1	<0.1 <0.1	/2				<0.1	<0.1 <0.1	/2
		亜鉛 (mg/l)				<0.5	<0.5 <0.5	/2				<0.5	<0.5 <0.5	/2
		溶解性鉄 (mg/l)				<1	<1 <1	/2				<1	<1 <1	/2
	溶解性マンガン (mg/l)				<0.2	<0.2 <0.2	/2				<0.2	<0.2 <0.2	/2	
クロム (mg/l)				<0.2	<0.2 <0.2	/2				<0.2	<0.2 <0.2	/2		

測定項目	水域名 測定地点名	住友運河			常願寺川			常願寺川			常願寺川		
		57. 前川橋 (E)			58. 今川橋 A			59. 常願寺橋 AA			60. 立山橋 (AA)		
		測定値	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値
生活環境項目	pH	7.0	6.8 7.2	0/4	7.6	7.1 8.2	0/12	7.6	7.2 8.1	0/12	7.9	7.3 8.4	0/12
	DO (mg/l)	8.7	6.7 11	0/4	11	9.2 13	0/12	11	9.2 13	0/12	11	9.3 13	0/12
	BOD (mg/l)	2.8 (2.0)	0.9 7.1	0/4	0.7 (0.7)	<0.5 1.1	0/12	0.6 (0.5)	<0.5 1.0	0/12	0.6 (0.6)	<0.5 1.0	0/12
	COD (mg/l)				1.7	1.1 3.8	/12	1.6	1.2 3.2	/12	1.3	0.8 4.0	/12
	SS (mg/l)	7	3 15	/4	9	2 57	1/12	6	1 34	1/12	7	<1 55	1/12
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)				1.3E+04	3.3E+02 1.3E+05	8/12	1.2E+03	9.3E+01 4.9E+03	12/12			
	全窒素 (mg/l)				0.45	0.27 0.61	/12	0.29	0.22 0.35	/4			
	全磷 (mg/l)				0.028	0.012 0.072	/12	0.032	0.016 0.047	/4			
	油分等 (mg/l)												
	健康項目	カドミウム (mg/l)				<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4		
全シアン (mg/l)					ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/4			
鉛 (mg/l)					<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4			
六価クロム (mg/l)					<0.04	<0.04 <0.04	0/4	<0.04	<0.04 <0.04	0/4			
ひ素 (mg/l)					<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4			
総水銀 (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)					ND	ND ND	0/4						
ジクロロメタン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
四塩化炭素 (mg/l)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4			
1,2-ジクロロエタン (mg/l)					<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4			
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.004	<0.004 <0.004	0/4	<0.004	<0.004 <0.004	0/4			
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4			
トリクロロエチレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
テトラクロロエチレン (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3			
チウラム (mg/l)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3			
シマジン (mg/l)					<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3			
チオベンカルブ (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/3	<0.002	<0.002 <0.002	0/3			
ベンゼン (mg/l)					<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4			
セレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)					0.36	0.24 0.43	0/4	0.32	0.21 0.48	0/4			
ふっ素 (mg/l)					0.09	<0.08 0.11	0/4	0.10	<0.08 0.12	0/4			
ほう素 (mg/l)					<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/4			
特殊項目		フェノール類 (mg/l)											
	銅 (mg/l)				<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2			
	亜鉛 (mg/l)				<0.5	<0.5 <0.5	/2	<0.5	<0.5 <0.5	/2			
	溶解性鉄 (mg/l)				<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2			
	溶解性マンガン (mg/l)				<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2			
クロム (mg/l)				<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2				

測定項目	水域名 測定地点名	白岩川			白岩川			白岩川			白岩川(栃津川)			
		61. 東西橋 B			62. 金平橋 (B)			63. 泉正橋 A			64. 流観橋 C			
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	
生活環境項目	pH	7.4	6.9 7.7	0/12	7.4	7.1 7.7	0/4	7.6	7.4 7.9	0/12	7.6	7.2 7.9	0/12	
	DO (mg/l)	9.7	7.3 12	0/12	10	8.9 13	0/4	10	8.6 13	0/12	10	8.3 12	0/12	
	BOD (mg/l)	1.1 (1.2)	0.7 1.9	0/12	1.4 (1.6)	0.9 1.6	0/4	1.3 (1.2)	<0.5 6.6	1/12	2.1 (2.7)	0.7 3.6	0/12	
	COD (mg/l)	2.7	1.9 6.1	/12										
	SS (mg/l)	5	1 26	1/12	5	4 7	0/4	4	<1 13	0/12	6	2 19	0/12	
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	2.2E+04	3.3E+03 5.4E+04	4/6	4.5E+04	3.5E+04 5.4E+04	2/2	2.3E+04	2.2E+03 7.9E+04	6/6				
	全窒素 (mg/l)	1.6	1.1 2.3	/4				0.76	0.68 0.86	/4	0.66	0.41 0.82	/4	
	全磷 (mg/l)	0.063	0.030 0.12	/4				0.078	0.035 0.15	/4	0.028	0.019 0.038	/4	
	油分等 (mg/l)													
	健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/4				<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4
全シアン (mg/l)		ND	ND ND	0/4				ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/4	
鉛 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/4				<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	
六価クロム (mg/l)		<0.04	<0.04 <0.04	0/4				<0.04	<0.04 <0.04	0/4	<0.04	<0.04 <0.04	0/4	
ひ素 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/4				<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	
総水銀 (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	
アルキル水銀 (mg/l)														
PCB (mg/l)		ND	ND ND	0/4										
ジクロロメタン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	
四塩化炭素 (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	
1,2-ジクロロエタン (mg/l)		<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.004	<0.004 <0.004	0/4				<0.004	<0.004 <0.004	0/4	<0.004	<0.004 <0.004	0/4	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	
トリクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	
テトラクロロエチレン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	
チウラム (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	
シマジン (mg/l)		<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3				<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	
チオベンカルブ (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/3				<0.002	<0.002 <0.002	0/3	<0.002	<0.002 <0.002	0/3	
ベンゼン (mg/l)		<0.001	<0.001 <0.001	0/4				<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	
セレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)		0.60	0.45 0.73	0/4				0.59	0.36 0.78	0/4	0.53	0.33 0.67	0/4	
ふっ素 (mg/l)								<0.08	<0.08 <0.08	0/4	0.09	<0.08 0.10	0/4	
ほう素 (mg/l)								<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/4	
特殊項目		フェノール類 (mg/l)												
		銅 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/2				<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2
		亜鉛 (mg/l)	<0.5	<0.5 <0.5	/2				<0.5	<0.5 <0.5	/2	<0.5	<0.5 <0.5	/2
		溶解性鉄 (mg/l)	<1	<1 <1	/2				<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2
		溶解性マンガン (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/2				<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2
クロム (mg/l)		<0.2	<0.2 <0.2	/2				<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2	

測定項目	水域名 測定地点名	白岩川(柳津川)			白岩川(高野川)			白岩川(寺田川)			上市川			
		65. 寺田橋 A			66. 高野橋			67. 末端			68. 魚躬橋 A			
		測定値	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	7.7	7.4 8.3	0/12	7.5	7.3 7.6	/ 4	7.5	7.3 7.6	/ 4	7.2	6.6 7.9	0/12	
	DO (mg/l)	10	8.6 12	0/12	10	8.8 12	/ 4	9.9	8.8 11	/ 4	10	8.6 12	0/12	
	BOD (mg/l)	0.6 (0.7)	<0.5 1.1	0/12	0.8 (0.7)	0.5 1.2	/ 4	7.0 (5.0)	4.2 14	/ 4	0.8 (0.9)	<0.5 2.5	1/12	
	COD (mg/l)										1.8	1.1 4.3	/12	
	SS (mg/l)	5	2 11	0/12	5	2 7	/ 4	8	5 11	/ 4	3	<1 8	0/12	
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	8.3E+03	3.3E+02 1.7E+04	4/ 6							7.2E+03	3.3E+02 1.3E+04	4/ 6	
	全窒素 (mg/l)	0.56	0.30 0.75	/ 4							0.63	0.45 0.77	/ 4	
	全磷 (mg/l)	0.021	0.014 0.034	/ 4							0.022	0.011 0.046	/ 4	
	油分等 (mg/l)													
	健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 2							<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4
全シアン (mg/l)		ND	ND ND	0/ 2							ND	ND ND	0/ 4	
鉛 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/ 2							<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4	
六価クロム (mg/l)		<0.04	<0.04 <0.04	0/ 2							<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4	
ひ素 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/ 2							<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4	
総水銀 (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 2							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	
アルキル水銀 (mg/l)														
PCB (mg/l)														
ジクロロメタン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2							<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	
四塩化炭素 (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 2							<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4	
1,2-ジクロロエタン (mg/l)		<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 2							<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4	
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2							<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.004	<0.004 <0.004	0/ 2							<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 2							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 2							<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4	
トリクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2							<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	
テトラクロロエチレン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 2							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4	
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 2							<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3	
チウラム (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 2							<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3	
シマジン (mg/l)		<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 2							<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3	
チオベンカルブ (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2							<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3	
ベンゼン (mg/l)		<0.001	<0.001 <0.001	0/ 2							<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	
セレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2							<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)		0.54	0.45 0.62	0/ 2							0.54	0.32 0.75	0/ 4	
ふっ素 (mg/l)		0.08	<0.08 0.08	0/ 2							<0.08	<0.08 <0.08	0/ 4	
ほう素 (mg/l)		<0.1	<0.1 <0.1	0/ 2							<0.1	<0.1 <0.1	0/ 4	
特殊項目		フェノール類 (mg/l)												
		銅 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/ 2							<0.1	<0.1 <0.1	/ 2
		亜鉛 (mg/l)	<0.5	<0.5 <0.5	/ 2							<0.5	<0.5 <0.5	/ 2
		溶解性鉄 (mg/l)	<1	<1 <1	/ 2							<1	<1 <1	/ 2
	溶解性マンガン (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2							<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	
クロム (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2							<0.2	<0.2 <0.2	/ 2		

測定項目	水域名 測定地点名	中川			早月川			早月川			角川		
		69. 落合橋 B			70. 早月橋 AA			71. 入会橋 (AA)			72. 角川橋 A		
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	7.2	6.8 7.7	0/12	7.4	7.1 8.0	0/12	7.6	7.4 7.8	0/4	7.4	7.1 7.9	0/12
	DO (mg/l)	9.8	8.4 12	0/12	11	9.4 12	0/12	10	9.0 11	0/4	11	8.8 12	0/12
	BOD (mg/l)	1.4 (1.5)	<0.5 2.0	0/12	<0.5 (<0.5)	<0.5 <0.5	0/12	1.5 (<0.5)	<0.5 4.5	1/4	0.8 (0.9)	0.6 1.2	0/12
	COD (mg/l)	2.3	1.6 4.4	/12	0.7	<0.5 1.2	/12				1.8	1.2 3.7	/12
	SS (mg/l)	3	<1 6	0/12	3	<1 10	0/12	6	2 10	0/4	4	1 10	0/12
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	3.5E+04	1.3E+04 7.9E+04	6/6	4.2E+02	4.9E+01 1.3E+03	5/6				1.7E+04	2.7E+03 4.9E+04	6/6
	全窒素 (mg/l)	0.97	0.77 1.1	/4	0.41	0.28 0.65	/4				0.70	0.53 0.86	/4
	全リン (mg/l)	0.091	0.054 0.14	/4	0.006	0.005 0.008	/4				0.033	0.018 0.050	/4
	油分等 (mg/l)												
	健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4				<0.001	<0.001 <0.001
全シアン (mg/l)		ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/4				ND	ND ND	0/4
鉛 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4				<0.005	<0.005 <0.005	0/4
六価クロム (mg/l)		<0.04	<0.04 <0.04	0/4	<0.04	<0.04 <0.04	0/4				<0.04	<0.04 <0.04	0/4
ひ素 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4				<0.005	<0.005 <0.005	0/4
総水銀 (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)		ND	ND ND	0/4									
ジクロロメタン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4
四塩化炭素 (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン (mg/l)		<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.004	<0.004 <0.004	0/4	<0.004	<0.004 <0.004	0/4				<0.004	<0.004 <0.004	0/4
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4
トリクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4
テトラクロロエチレン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3
チウラム (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3
シマジン (mg/l)		<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3				<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3
チオベンカルブ (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/3	<0.002	<0.002 <0.002	0/3				<0.002	<0.002 <0.002	0/3
ベンゼン (mg/l)		<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4				<0.001	<0.001 <0.001	0/4
セレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)		0.70	0.57 0.79	0/4	0.41	0.31 0.62	0/4				0.62	0.49 0.75	0/4
ふっ素 (mg/l)		0.09	<0.08 0.13	0/4	0.10	<0.08 0.15	0/4				<0.08	<0.08 <0.08	0/4
ほう素 (mg/l)		<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/4				<0.1	<0.1 <0.1	0/4
特殊項目		フェノール類 (mg/l)											
	銅 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2				<0.1	<0.1 <0.1	/2
	亜鉛 (mg/l)	<0.5	<0.5 <0.5	/2	<0.5	<0.5 <0.5	/2				<0.5	<0.5 <0.5	/2
	溶解性鉄 (mg/l)	<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2				<1	<1 <1	/2
	溶解性マンガン (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2				<0.2	<0.2 <0.2	/2
	クロム (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2				<0.2	<0.2 <0.2	/2

測定項目	水域名 測定地点名	鴨川			片貝川			片貝川			片貝川		
		測定値	73. 港橋 B		74. 末端 A		75. 落合橋 AA		76. 東山橋 (AA)				
			平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値
生活環境項目	pH	7.5	7.1 8.2	0/12	7.5	7.3 7.7	0/9	7.6	7.3 8.1	0/12	7.6	7.5 7.9	0/4
	DO (mg/l)	11	9.6 12	0/12	10	9.2 12	0/9	11	9.3 12	0/12	11	9.3 12	0/4
	BOD (mg/l)	1.3 (1.3)	0.7 2.3	0/12	0.8 (0.7)	<0.5 1.9	0/9	0.8 (0.9)	<0.5 1.6	2/12	<0.5 (<0.5)	<0.5 <0.5	0/4
	COD (mg/l)	1.9	1.3 5.0	/12				1.2	0.6 3.0	/12			
	SS (mg/l)	4	<1 13	0/12	3	<1 10	0/9	6	<1 38	1/12	5	1 9	0/4
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	4.1E+04	4.9E+03 1.1E+05	5/6	4.3E+03	1.7E+02 7.9E+03	3/4	2.5E+03	7.9E+01 7.9E+03	6/6			
	全窒素 (mg/l)	0.78	0.44 1.1	/4				1.1	0.46 2.5	/4			
	全磷 (mg/l)	0.070	0.033 0.14	/4				0.053	0.007 0.17	/4			
	油分等 (mg/l)												
	健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/4				<0.001	<0.001 <0.001	0/4		
全シアン (mg/l)		ND	ND ND	0/4				ND	ND ND	0/4			
鉛 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/4				<0.005	<0.005 <0.005	0/4			
六価クロム (mg/l)		<0.04	<0.04 <0.04	0/4				<0.04	<0.04 <0.04	0/4			
ひ素 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/4				<0.005	<0.005 <0.005	0/4			
総水銀 (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)													
ジクロロメタン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
四塩化炭素 (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4			
1,2-ジクロロエタン (mg/l)		<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4			
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.004	<0.004 <0.004	0/4				<0.004	<0.004 <0.004	0/4			
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4			
トリクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
テトラクロロエチレン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3			
チウラム (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3			
シマジン (mg/l)		<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3				<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3			
チオベンカルブ (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/3				<0.002	<0.002 <0.002	0/3			
ベンゼン (mg/l)		<0.001	<0.001 <0.001	0/4				<0.001	<0.001 <0.001	0/4			
セレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4				<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)		0.60	0.44 0.76	0/4				0.61	0.35 1.0	0/4			
ふっ素 (mg/l)		0.09	<0.08 0.13	0/4				0.11	<0.08 0.18	0/4			
ほう素 (mg/l)		<0.1	<0.1 <0.1	0/4				<0.1	<0.1 <0.1	0/4			
特殊項目		フェノール類 (mg/l)											
	銅 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/2				<0.1	<0.1 <0.1	/2			
	亜鉛 (mg/l)	<0.5	<0.5 <0.5	/2				<0.5	<0.5 <0.5	/2			
	溶解性鉄 (mg/l)	<1	<1 <1	/2				<1	<1 <1	/2			
	溶解性マンガン (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/2				<0.2	<0.2 <0.2	/2			
クロム (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/2				<0.2	<0.2 <0.2	/2				

測定項目	水域名 測定地点名	片貝川(布施川)			黒瀬川			高橋川			吉田川		
		77. 落合橋 A			78. 石田橋 A			79. 堀切橋 B			80. 吉田橋 B		
		測定値	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値
生活環境項目	pH	7.7	7.2 8.1	0/12	7.3	6.9 7.6	0/12	7.4	6.9 7.8	0/12	7.5	6.9 8.1	0/12
	DO (mg/l)	10	8.8 12	0/12	10	9.0 13	0/12	11	9.2 13	0/12	10	9.2 12	0/12
	BOD (mg/l)	0.7 (0.8)	<0.5 0.9	0/12	1.4 (1.4)	0.5 4.7	2/12	0.8 (0.9)	<0.5 1.9	0/12	0.9 (1.0)	0.5 1.6	0/12
	COD (mg/l)	2.0	0.8 7.2	/12	3.1	1.2 8.3	/12	2.3	0.6 7.3	/12	2.8	1.7 5.6	/12
	SS (mg/l)	12	<1 71	1/12	13	1 78	2/12	14	1 80	2/12	11	2 43	2/12
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	4.8E+03	1.1E+03 1.1E+04	6/6	5.9E+03	1.6E+03 1.7E+04	6/6	1.0E+04	1.7E+03 1.7E+04	4/6	8.5E+03	1.6E+03 3.5E+04	2/6
	全窒素 (mg/l)	0.69	0.49 1.0	/4	0.71	0.48 0.85	/4	0.35	0.19 0.45	/4	0.73	0.38 1.0	/4
	全磷 (mg/l)	0.049	0.018 0.11	/4	0.096	0.058 0.13	/4	0.050	0.028 0.084	/4	0.065	0.046 0.093	/4
	油分等 (mg/l)												
	健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	0.001	<0.001 0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001
全シアン (mg/l)		ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/4
鉛 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4
六価クロム (mg/l)		<0.04	<0.04 <0.04	0/4	<0.04	<0.04 <0.04	0/4	<0.04	<0.04 <0.04	0/4	<0.04	<0.04 <0.04	0/4
ひ素 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4
総水銀 (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)													
ジクロロメタン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4
四塩化炭素 (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン (mg/l)		<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.004	<0.004 <0.004	0/4	<0.004	<0.004 <0.004	0/4	<0.004	<0.004 <0.004	0/4	<0.004	<0.004 <0.004	0/4
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4
トリクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4
テトラクロロエチレン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3
チウラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	
シマジン (mg/l)	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	
チオベンカルブ (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/3	<0.002	<0.002 <0.002	0/3	<0.002	<0.002 <0.002	0/3	<0.002	<0.002 <0.002	0/3	
ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	
セレン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.59	0.47 0.71	0/4	0.46	0.31 0.62	0/4	0.28	0.23 0.37	0/4	0.39	0.32 0.49	0/4	
ふっ素 (mg/l)	0.08	<0.08 0.09	0/4	0.11	<0.08 0.15	0/4	0.15	0.09 0.19	0/4	0.14	0.10 0.17	0/4	
ほう素 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/4	
特殊項目	フェノール類 (mg/l)												
	銅 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2
	亜鉛 (mg/l)	<0.5	<0.5 <0.5	/2	<0.5	<0.5 <0.5	/2	<0.5	<0.5 <0.5	/2	<0.5	<0.5 <0.5	/2
	溶解性鉄 (mg/l)	<1	<1 <1	/1	<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2
	溶解性マンガン (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2
クロム (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2	

測定項目	水域名 測定地点名 測定値	黒部川			黒部川			黒部川			入川		
		81. 下黒部橋 AA			82. 愛本橋 (AA)			83. 山彦橋 (AA)			84. 末端 A		
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	7.6	7.1 8.6	1/12	7.6	7.4 7.8	0/12	7.6	7.3 7.9	0/12	7.7	7.0 8.4	0/12
	DO (mg/l)	11	9.0 13	0/12	12	10 13	0/12	12	10 13	0/12	11	9.6 13	0/12
	BOD (mg/l)	0.6 (0.7)	<0.5 0.9	0/12	<0.5 (<0.5)	<0.5 <0.5	0/12	0.6 (<0.5)	<0.5 1.0	0/12	0.7 (0.8)	<0.5 2.0	0/12
	COD (mg/l)	1.4	0.8 2.3	/12	1.5	1.1 1.9	/2				2.4	0.8 8.9	/12
	SS (mg/l)	6	<1 10	0/12	6	1 10	0/12	5	2 9	0/12	20	<1 120	2/12
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	1.6E+03	2.2E+01 7.9E+03	11/12	5.7E+02	1.7E+01 3.3E+03	9/12	2.4E+02	1.3E+01 7.9E+02	6/12	1.7E+04	9.2E+02 5.4E+04	5/6
	全窒素 (mg/l)	0.25	0.12 0.32	/12	0.23	0.16 0.27	/4	0.21	0.10 0.28	/4	0.29	0.25 0.35	/4
	全磷 (mg/l)	0.015	0.008 0.027	/12	0.008	0.006 0.010	/4	0.008	0.005 0.015	/4	0.050	0.023 0.087	/4
	油分等 (mg/l)												
	健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/4							<0.001	<0.001 <0.001
全シアン (mg/l)		ND	ND ND	0/4							ND	ND ND	0/4
鉛 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/4							<0.005	<0.005 <0.005	0/4
六価クロム (mg/l)		<0.04	<0.04 <0.04	0/4							<0.04	<0.04 <0.04	0/4
ひ素 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/4							<0.005	<0.005 <0.005	0/4
総水銀 (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)		ND	ND ND	0/4									
ジクロロメタン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4							<0.002	<0.002 <0.002	0/4
四塩化炭素 (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4							<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン (mg/l)		<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4							<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4							<0.002	<0.002 <0.002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.004	<0.004 <0.004	0/4							<0.004	<0.004 <0.004	0/4
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4							<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4
トリクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4							<0.002	<0.002 <0.002	0/4
テトラクロロエチレン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3							<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3
チウラム (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3							<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3
シマジン (mg/l)		<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3							<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3
チオベンカルブ (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/3							<0.002	<0.002 <0.002	0/3
ベンゼン (mg/l)		<0.001	<0.001 <0.001	0/4							<0.001	<0.001 <0.001	0/4
セレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4							<0.002	<0.002 <0.002	0/4
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)		0.22	0.17 0.27	0/4							0.21	0.16 0.24	0/4
ふっ素 (mg/l)		0.17	<0.08 0.23	0/4							0.18	0.10 0.25	0/4
ほう素 (mg/l)		<0.1	<0.1 <0.1	0/4							<0.1	<0.1 <0.1	0/4
特殊項目		フェノール類 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/2								
	銅 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/2							<0.1	<0.1 <0.1	/2
	亜鉛 (mg/l)	<0.5	<0.5 <0.5	/2							<0.5	<0.5 <0.5	/2
	溶解性鉄 (mg/l)	<1	<1 <1	/2							<1	<1 <1	/2
	溶解性マンガン (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/2							<0.2	<0.2 <0.2	/2
	クロム (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/2							<0.2	<0.2 <0.2	/2

測定項目	水域名 測定地点名 測定値	小川			小川			小川(舟川)			木流川		
		85. 赤川橋 A			86. 上朝日橋 AA			87. 舟川橋 A			88. 末端 B		
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	7.5	7.0 8.3	0/12	7.4	6.9 8.1	0/12	7.3	6.6 7.9	0/12	7.5	6.9 8.2	0/12
	DO (mg/l)	11	8.8 13	0/12	11	8.9 13	0/12	11	9.1 13	0/12	11	9.0 13	0/12
	BOD (mg/l)	0.7 (0.5)	<0.5 1.8	0/12	0.6 (<0.5)	<0.5 1.0	0/12	0.8 (0.8)	<0.5 2.5	1/12	0.9 (1.1)	0.5 1.7	0/12
	COD (mg/l)	1.8	0.7 6.7	/12							3.1	1.4 7.8	/12
	SS (mg/l)	16	1 130	2/12	7	<1 36	2/12	12	1 69	2/12	14	1 96	1/12
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	3.2E+03	5.4E+02 9.2E+03	4/ 6	1.5E+03	1.1E+02 3.5E+03	6/ 6	1.5E+04	1.6E+03 5.4E+04	6/ 6	4.2E+04	1.6E+03 1.6E+05	5/ 6
	全窒素 (mg/l)	0.32	0.24 0.41	/ 4	0.34	0.13 0.52	/ 4	0.31	0.26 0.35	/ 4	0.60	0.47 0.70	/ 4
	全磷 (mg/l)	0.024	0.016 0.034	/ 4	0.014	0.008 0.028	/ 4	0.033	0.018 0.058	/ 4	0.065	0.041 0.094	/ 4
	油分等 (mg/l)												
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4				<0.001	<0.001 <0.001	0/ 2	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4
	全シアン (mg/l)	ND	ND ND	0/ 4				ND	ND ND	0/ 2	ND	ND ND	0/ 4
	鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4				<0.005	<0.005 <0.005	0/ 2	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4
	六価クロム (mg/l)	<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4				<0.04	<0.04 <0.04	0/ 2	<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4
	ひ素 (mg/l)	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4				<0.005	<0.005 <0.005	0/ 2	<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4
	総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 2	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
	アルキル水銀 (mg/l)												
	PCB (mg/l)												
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 2	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 2	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4				<0.004	<0.004 <0.004	0/ 2	<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 2	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 2	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4
	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 2	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 2	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3
	チウラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 2	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3
	シマジン (mg/l)	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3				<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 2	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3
	チオベンカルブ (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3
	ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4				<0.001	<0.001 <0.001	0/ 2	<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4
	セレン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 2	<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.30	0.21 0.44	0/ 4				0.27	0.19 0.35	0/ 2	0.43	0.28 0.54	0/ 4
	ふっ素 (mg/l)	0.11	<0.08 0.17	0/ 4				0.16	0.15 0.16	0/ 2	0.09	<0.08 0.11	0/ 4
	ほう素 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	0/ 4				<0.1	<0.1 <0.1	0/ 2	<0.1	<0.1 <0.1	0/ 4
	特殊項目	フェノール類 (mg/l)											
銅 (mg/l)		<0.1	<0.1 <0.1	/ 2				<0.1	<0.1 <0.1	/ 2	<0.1	<0.1 <0.1	/ 2
亜鉛 (mg/l)		<0.5	<0.5 <0.5	/ 2				<0.5	<0.5 <0.5	/ 2	<0.5	<0.5 <0.5	/ 2
溶解性鉄 (mg/l)		<1	<1 <1	/ 2				<1	<1 <1	/ 2	<1	<1 <1	/ 2
溶解性マンガン (mg/l)		<0.2	<0.2 <0.2	/ 2				<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2
クロム (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2				<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	<0.2	<0.2 <0.2	/ 2	

測定項目	水域名 測定地点名	笹川			境川			境川ダム貯水池			境川ダム貯水池		
		測定値	89. 笹川橋 A		90. 境橋 A		91. えん堤付近 AII		92. 湖中央 (AII)				
			平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値
生活環境項目	pH	7.7	6.9 8.3	0/12	7.4	7.0 7.7	0/12	7.0	6.8 7.4	0/6	7.1	6.9 7.4	0/4
	DO (mg/l)	10	8.2 13	0/12	10	9.2 12	0/12	8.6	6.0 11	2/6	8.0	6.7 9.8	2/4
	BOD (mg/l)	0.6 (0.6)	<0.5 1.4	0/12	0.6 (<0.5)	<0.5 1.2	0/12						
	COD (mg/l)	1.9	0.8 6.2	/12	1.2	<0.5 5.8	/12	1.4 (1.6)	0.9 1.9	0/6	1.6 (1.8)	1.1 1.8	0/4
	SS (mg/l)	14	1 67	2/12	11	<1 120	1/12	3	1 10	1/6	3	1 4	0/4
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	4.6E+03	5.4E+02 1.7E+04	5/6	1.5E+02	1.2E+01 4.6E+02	0/6	6.8E+00	0.0E+00 3.4E+01	0/6	3.2E+00	0.0E+00 6.8E+00	0/4
	全窒素 (mg/l)	0.47	0.30 0.72	/4	0.55	0.31 0.80	/4	0.24	0.21 0.26	/6	0.23	0.20 0.24	/4
	全リン (mg/l)	0.037	0.019 0.063	/4	0.011	0.008 0.015	/4	0.004	<0.003 0.005	0/6	0.003	<0.003 0.003	0/4
	油分等 (mg/l)												
	健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/1		
全シアン (mg/l)		ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/1			
鉛 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/1			
六価クロム (mg/l)		<0.04	<0.04 <0.04	0/4	<0.04	<0.04 <0.04	0/4	<0.04	<0.04 <0.04	0/1			
ひ素 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/1			
総水銀 (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)													
ジクロロメタン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
四塩化炭素 (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1			
1,2-ジクロロエタン (mg/l)		<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1			
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.004	<0.004 <0.004	0/4	<0.004	<0.004 <0.004	0/4	<0.004	<0.004 <0.004	0/1			
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1			
トリクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
テトラクロロエチレン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1			
チウラム (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1			
シマジン (mg/l)		<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1			
チオベンカルブ (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/3	<0.002	<0.002 <0.002	0/3	<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
ベンゼン (mg/l)		<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/4	<0.001	<0.001 <0.001	0/1			
セレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/4	<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)		0.46	0.31 0.68	0/4	0.54	0.32 0.78	0/4	0.22	0.22 0.22	0/1			
ふっ素 (mg/l)		<0.08	<0.08 <0.08	0/4	0.10	<0.08 0.13	0/4	<0.08	<0.08 <0.08	0/1			
ほう素 (mg/l)		<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/1			
特殊項目		フェノール類 (mg/l)											
		銅 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2					
		亜鉛 (mg/l)	<0.5	<0.5 <0.5	/2	<0.5	<0.5 <0.5	/2					
		溶解性鉄 (mg/l)	<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2					
	溶解性マンガン (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2						
クロム (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2							

測定項目	水域名 測定地点名 測定値	有峰ダム貯水池			有峰ダム貯水池			黒部ダム貯水池			黒部ダム貯水池		
		93. えん堤付近 AII			94. 湖中央 (AII)			95. えん堤付近 AII			96. 湖中央 (AII)		
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	6.9	6.8 7.0	0/6	7.0	6.9 7.1	0/4	6.6	6.4 6.8	1/6	6.6	6.4 6.8	1/4
	DO (mg/l)	9.6	9.2 10	0/6	9.6	9.2 9.9	0/4	9.5	9.1 10	0/6	9.5	8.9 10	0/4
	BOD (mg/l)												
	COD (mg/l)	1.8 (1.9)	1.6 2.0	0/6	1.6 (1.8)	1.2 1.9	0/4	1.3 (1.4)	1.1 1.5	0/6	1.2 (1.2)	1.1 1.5	0/4
	SS (mg/l)	1	1 2	0/6	<1	<1	0/4	5	1 9	2/6	6	4 9	1/4
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	9.0E+00	2.0E+00 1.7E+01	0/6	7.4E+00	0.0E+00 2.3E+01	0/4	2.7E+01	0.0E+00 4.9E+01	0/6	2.7E+01	0.0E+00 7.9E+01	0/4
	全窒素 (mg/l)	0.21	0.15 0.27	/6	0.20	0.17 0.24	/4	0.20	0.13 0.23	/6	0.19	0.14 0.23	/4
	全磷 (mg/l)	0.004	<0.003 0.006	0/6	0.003	<0.003 0.003	0/4	0.008	<0.003 0.013	2/6	0.006	<0.003 0.009	0/4
	油分等 (mg/l)												
	健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/1				<0.001	<0.001 <0.001	0/1		
全シアン (mg/l)		ND	ND ND	0/1				ND	ND ND	0/1			
鉛 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/1				<0.005	<0.005 <0.005	0/1			
六価クロム (mg/l)		<0.04	<0.04 <0.04	0/1				<0.04	<0.04 <0.04	0/1			
ひ素 (mg/l)		<0.005	<0.005 <0.005	0/1				<0.005	<0.005 <0.005	0/1			
総水銀 (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)													
ジクロロメタン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
四塩化炭素 (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1			
1,2-ジクロロエタン (mg/l)		<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1			
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.004	<0.004 <0.004	0/1				<0.004	<0.004 <0.004	0/1			
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1			
トリクロロエチレン (mg/l)		<0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
テトラクロロエチレン (mg/l)		<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)		<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1			
チウラム (mg/l)		<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1			
シマジン (mg/l)		<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1				<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1			
チオベンカルブ (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002	<0.002 <0.002	0/1				
ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/1				<0.001	<0.001 <0.001	0/1				
セレン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002	<0.002 <0.002	0/1				
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	0/1				0.12	0.12 0.12	0/1				
ふっ素 (mg/l)	<0.08	<0.08 <0.08	0/1				<0.08	<0.08 <0.08	0/1				
ほう素 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	0/1				<0.1	<0.1 <0.1	0/1				
特殊項目	フェノール類 (mg/l)												
	銅 (mg/l)												
	亜鉛 (mg/l)												
	溶解性鉄 (mg/l)												
	溶解性マンガン (mg/l)												
クロム (mg/l)													

測定項目	水域名 測定地点名	富山新港(富山新港)			富山新港(富山新港)			富山新港(富山新港)			富山新港(富山新港)		
		97. 新港1 B			98. 新港2 (B)			99. 新港3 (B)			100. 新港4 (B)		
		測定値	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値
生活環境項目	pH	8.2	8.0 8.3	0/12	8.2	8.1 8.2	0/4	8.1	7.9 8.2	0/4	8.0	7.8 8.2	0/4
	DO (mg/l)	8.4	6.8 9.3	0/12	7.9	6.7 9.1	0/4	7.9	6.4 9.2	0/4	8.0	6.7 8.9	0/4
	BOD (mg/l)												
	COD (mg/l)	2.3 (2.9)	1.5 3.4	2/12	2.6 (2.5)	1.8 4.1	1/4	2.1 (2.2)	1.7 2.6	0/4	2.6 (3.1)	1.6 3.5	2/4
	SS (mg/l)												
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)												
	全窒素 (mg/l)	0.41	0.26 0.72	/12	0.41	0.23 0.58	/4	0.39	0.28 0.51	/4	0.44	0.32 0.59	/4
	全磷 (mg/l)	0.042	0.025 0.13	/12	0.063	0.019 0.16	/4	0.074	0.030 0.15	/4	0.097	0.042 0.23	/4
	油分等 (mg/l)	ND	ND ND	0/12	ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/4	ND	ND ND	0/4
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/4									
	全シアン (mg/l)	ND	ND ND	0/4									
	鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005 <0.005	0/4									
	六価クロム (mg/l)	<0.04	<0.04 <0.04	0/4									
	ひ素 (mg/l)	<0.005	<0.005 <0.005	0/4									
	総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4									
	アルキル水銀 (mg/l)												
	PCB (mg/l)												
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/4									
	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4									
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4									
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/4									
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004	<0.004 <0.004	0/4									
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4									
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4									
	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/4									
	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4									
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3									
	チウラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3									
	シマジン (mg/l)	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3									
	チオベンカルブ (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/3									
	ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001 <0.001	0/4									
	セレン (mg/l)	<0.002	<0.002 <0.002	0/4									
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.15	<0.1 0.22	0/4										
ふっ素 (mg/l)													
ほう素 (mg/l)													
特殊項目	フェノール類 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/2									
	銅 (mg/l)	<0.1	<0.1 <0.1	/2									
	亜鉛 (mg/l)	<0.5	<0.5 <0.5	/2									
	溶解性鉄 (mg/l)	<1	<1 <1	/2									
	溶解性マンガン (mg/l)	<1	<1 <1	/2									
	クロム (mg/l)	<0.2	<0.2 <0.2	/2									

測定項目	水域名 測定地点名	富山新港(富山新港(第一貯木場))			富山新港(富山新港(中野整理場))			富山湾(小矢部川河口海域)			富山湾(小矢部川河口海域)		
		101. 姫野橋 C			102. 中央 C			103. 小矢部2 B			104. 小矢部3 B		
		測定値	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値
生活環境項目	pH	7.9	7.3 8.1	0/12	7.5	7.1 7.8	0/12	8.4	8.1 8.6	6/12	8.3	8.2 8.5	5/12
	DO (mg/l)	8.3	5.6 10	0/12	7.0	4.4 11	0/12	8.2	6.6 11	0/12	8.1	6.6 9.9	0/12
	BOD (mg/l)												
	COD (mg/l)	3.5 (3.9)	2.4 5.1	0/12	3.7 (4.0)	2.6 5.9	0/12	1.7 (2.0)	0.6 3.5	1/12	1.7 (2.1)	0.7 3.3	1/12
	SS (mg/l)												
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)												
	全窒素 (mg/l)	0.64	0.37 1.0	/12	0.67	0.28 0.98	/12	0.24	0.14 0.32	/12	0.30	0.12 0.46	/12
	全磷 (mg/l)	0.11	0.054 0.20	/12	0.095	0.044 0.17	/12	0.023	<0.003 0.068	/12	0.025	0.004 0.052	/12
	油分等 (mg/l)							ND	ND ND	0/12	ND	ND ND	0/12
健康項目	カドミウム (mg/l)							<0.001	<0.001 <0.001	0/4			
	全シアン (mg/l)							ND	ND ND	0/4			
	鉛 (mg/l)							<0.005	<0.005 <0.005	0/4			
	六価クロム (mg/l)							<0.04	<0.04 <0.04	0/4			
	ひ素 (mg/l)							<0.005	<0.005 <0.005	0/4			
	総水銀 (mg/l)							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			
	アルキル水銀 (mg/l)												
	PCB (mg/l)												
	ジクロロメタン (mg/l)							<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
	四塩化炭素 (mg/l)							<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/4			
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)							<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/4			
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)							<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)							<0.004	<0.004 <0.004	0/4			
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)							<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/4			
	トリクロロエチレン (mg/l)							<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
	テトラクロロエチレン (mg/l)							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)							<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/3			
	チウラム (mg/l)							<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/3			
	シマジン (mg/l)							<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/3			
	チオベンカルブ (mg/l)							<0.002	<0.002 <0.002	0/3			
	ベンゼン (mg/l)							<0.001	<0.001 <0.001	0/4			
	セレン (mg/l)							<0.002	<0.002 <0.002	0/4			
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)							0.15	<0.1 0.27	0/4			
	ふっ素 (mg/l)												
	ほう素 (mg/l)												
	特殊項目	フェノール類 (mg/l)											
銅 (mg/l)													
亜鉛 (mg/l)													
溶解性鉄 (mg/l)													
溶解性マンガン (mg/l)													
クロム (mg/l)													

測定項目	測定値	富山湾(小矢部川河口海域)			富山湾(小矢部川河口海域)			富山湾(神通川河口海域)			富山湾(神通川河口海域)		
		105. 小矢部5 A			106. 小矢部6 A			107. 神通1 B			108. 神通2 B		
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	8.3	8.2 8.5	5/12	8.3	8.2 8.5	2/12	8.4	8.2 8.6	6/12	8.4	8.3 8.6	7/12
	DO (mg/l)	8.2	6.6 10	3/12	8.2	6.8 9.4	4/12	8.6	6.9 11	0/12	8.6	6.8 12	0/12
	BOD (mg/l)												
	COD (mg/l)	1.5 (1.8)	<0.5 3.3	2/12	1.6 (2.0)	0.7 3.3	3/12	1.7 (2.5)	0.5 3.0	0/12	1.7 (2.3)	0.7 3.6	1/12
	SS (mg/l)												
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	1.4E+02	4.0E+00 4.9E+02	0/ 4	3.1E+02	0.0E+00 1.1E+03	1/ 4						
	全窒素 (mg/l)	0.18	0.11 0.32	/12	0.20	0.12 0.44	/12	0.22	0.11 0.48	/12	0.25	0.14 0.33	/12
	全磷 (mg/l)	0.012	<0.003 0.019	/12	0.017	0.007 0.049	/12	0.011	0.005 0.028	/12	0.015	0.003 0.073	/12
	油分等 (mg/l)	ND	ND ND	0/12	ND	ND ND	0/12	ND	ND ND	0/12	ND	ND ND	0/12
健康項目	カドミウム (mg/l)										<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4
	全シアン (mg/l)										ND	ND ND	0/ 4
	鉛 (mg/l)										<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4
	六価クロム (mg/l)										<0.04	<0.04 <0.04	0/ 4
	ヒ素 (mg/l)										<0.005	<0.005 <0.005	0/ 4
	総水銀 (mg/l)										<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
	アルキル水銀 (mg/l)												
	PCB (mg/l)												
	ジクロロメタン (mg/l)										<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	四塩化炭素 (mg/l)										<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)										<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)										<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)										<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)										<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)										<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4
	トリクロロエチレン (mg/l)										<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	テトラクロロエチレン (mg/l)										<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)										<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3
	チウラム (mg/l)										<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 3
	シマジン (mg/l)										<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/ 3
	チオベンカルブ (mg/l)										<0.002	<0.002 <0.002	0/ 3
	ベンゼン (mg/l)										<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4
	セレン (mg/l)										<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)										0.12	<0.1 0.17	0/ 4
	ふっ素 (mg/l)												
	ほう素 (mg/l)												
	特殊項目	フェノール類 (mg/l)											
銅 (mg/l)													
亜鉛 (mg/l)													
溶解性鉄 (mg/l)													
溶解性マンガン (mg/l)													
クロム (mg/l)													

測定項目	測定値	富山湾(神通川河口海域)			富山湾(神通川河口海域)			富山湾(神通川河口海域)			富山湾(神通川河口海域)		
		109. 神通3 B			110. 神通4 A			111. 神通5 A			112. 神通6 A		
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	8.4	8.2 8.5	6/12	8.4	8.2 8.6	5/12	8.4	8.2 8.5	6/12	8.4	8.2 8.5	5/12
	DO (mg/l)	8.6	7.2 10	0/12	8.7	7.0 12	2/12	8.7	7.1 12	1/12	8.6	7.3 10	2/12
	BOD (mg/l)												
	COD (mg/l)	1.7 (2.4)	0.7 3.1	1/12	1.7 (2.3)	<0.5 3.4	4/12	1.7 (2.2)	0.8 3.7	5/12	1.6 (2.0)	<0.5 3.1	3/12
	SS (mg/l)												
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)				6.0E+00	0.0E+00 1.3E+01	0/ 4	5.5E+02	0.0E+00 2.2E+03	1/ 4	2.1E+02	0.0E+00 4.9E+02	0/ 4
	全窒素 (mg/l)	0.27	0.11 0.52	/12	0.21	0.10 0.36	/12	0.23	0.12 0.34	/12	0.25	0.11 0.54	/12
	全磷 (mg/l)	0.017	0.005 0.075	/12	0.013	0.005 0.023	/12	0.012	<0.003 0.021	/12	0.010	0.003 0.021	/12
	油分等 (mg/l)	ND	ND ND	0/12	ND	ND ND	0/12	ND	ND ND	0/12	ND	ND ND	0/12
	健康項目	カドミウム (mg/l)											
全シアン (mg/l)													
鉛 (mg/l)													
六価クロム (mg/l)													
ヒ素 (mg/l)													
総水銀 (mg/l)													
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)													
ジクロロメタン (mg/l)													
四塩化炭素 (mg/l)													
1,2-ジクロロエタン (mg/l)													
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)													
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)													
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)													
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)													
トリクロロエチレン (mg/l)													
テトラクロロエチレン (mg/l)													
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)													
チウラム (mg/l)													
シマジン (mg/l)													
チオベンカルブ (mg/l)													
ベンゼン (mg/l)													
セレン (mg/l)													
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)													
ふっ素 (mg/l)													
ほう素 (mg/l)													
特殊項目		フェノール類 (mg/l)											
	銅 (mg/l)												
	亜鉛 (mg/l)												
	溶解性鉄 (mg/l)												
	溶解性マンガン (mg/l)												
クロム (mg/l)													

測定項目	測定値	水域名 富山湾(その他富山湾海域)											
		113. 小矢部7 A			114. 神通7 A			115. その他1 A			116. その他2 A		
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	8.4	8.1 8.5	7/12	8.4	8.3 8.6	7/12	8.2	8.1 8.5	1/12	8.3	8.1 8.4	3/12
	DO (mg/l)	8.4	6.7 10	2/12	8.6	7.0 11	1/12	8.0	6.6 9.4	5/12	7.8	6.5 9.2	5/12
	BOD (mg/l)												
	COD (mg/l)	1.7 (2.2)	0.8 3.7	4/12	1.6 (2.0)	<0.5 3.4	3/12	1.1 (1.3)	<0.5 3.0	1/12	1.2 (1.5)	<0.5 3.2	1/12
	SS (mg/l)												
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	1.3E+02	2.0E+00 3.3E+02	0/ 4	1.2E+01	0.0E+00 4.9E+01	0/ 4	1.0E+00	0.0E+00 4.0E+00	0/ 4	2.0E+01	4.0E+00 4.9E+01	0/ 4
	全窒素 (mg/l)	0.19	0.10 0.32	/12	0.21	0.11 0.36	/12	0.13	0.07 0.17	/12	0.13	0.07 0.22	/12
	全磷 (mg/l)	0.013	0.003 0.023	/12	0.010	<0.003 0.027	/12	0.008	<0.003 0.021	/12	0.008	<0.003 0.018	/12
	油分等 (mg/l)	ND	ND ND	0/12	ND	ND ND	0/12	ND	ND ND	0/ 6	ND	ND ND	0/ 6
健康項目	カドミウム (mg/l)												
	全シアン (mg/l)												
	鉛 (mg/l)												
	六価クロム (mg/l)												
	ヒ素 (mg/l)												
	総水銀 (mg/l)												
	アルキル水銀 (mg/l)												
	PCB (mg/l)												
	ジクロロメタン (mg/l)										<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	四塩化炭素 (mg/l)										<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)										<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)										<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)										<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)										<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)										<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4
	トリクロロエチレン (mg/l)										<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	テトラクロロエチレン (mg/l)										<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)										<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3
	チウラム (mg/l)												
	シマジン (mg/l)												
チオベンカルブ (mg/l)													
ベンゼン (mg/l)										<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	
セレン (mg/l)													
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)										0.10	<0.1 0.11	0/ 4	
ふっ素 (mg/l)													
ほう素 (mg/l)													
特殊項目	フェノール類 (mg/l)												
	銅 (mg/l)												
	亜鉛 (mg/l)												
	溶解性鉄 (mg/l)												
	溶解性マンガン (mg/l)												
クロム (mg/l)													

測定項目	測定値	水域名 富山湾(その他富山湾海域)											
		117. その他3 A			118. その他4 A			119. その他5 A			120. その他6 A		
		平均(75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均(75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均(75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均(75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	8.3	8.1 8.5	5/12	8.2	8.1 8.4	1/12	8.3	8.1 8.5	5/12	8.3	8.2 8.5	4/12
	DO (mg/l)	8.1	6.5 9.2	3/12	8.4	7.2 10	2/12	8.2	7.0 10	3/12	8.3	7.0 10	1/12
	BOD (mg/l)												
	COD (mg/l)	1.3 (2.0)	<0.5 2.9	3/12	1.6 (1.5)	0.7 4.2	3/12	1.5 (1.6)	0.6 3.6	3/12	1.5 (1.8)	0.7 3.1	3/12
	SS (mg/l)												
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	1.0E+00	0.0E+00 2.0E+00	0/ 4	3.8E+02	1.3E+01 1.3E+03	1/ 4	5.8E+01	7.0E+00 1.7E+02	0/ 4	2.3E+02	1.1E+02 4.9E+02	0/ 4
	全窒素 (mg/l)	0.15	0.07 0.26	/12	0.23	0.11 0.37	/12	0.22	0.11 0.37	/12	0.23	0.13 0.37	/12
	全磷 (mg/l)	0.010	<0.003 0.023	/12	0.018	0.005 0.036	/12	0.012	0.003 0.023	/12	0.012	0.003 0.027	/12
	油分等 (mg/l)	ND	ND ND	0/ 6	ND	ND ND	0/ 6	ND	ND ND	0/ 6	ND	ND ND	0/ 6
健康項目	カドミウム (mg/l)												
	全シアン (mg/l)												
	鉛 (mg/l)												
	六価クロム (mg/l)												
	ヒ素 (mg/l)												
	総水銀 (mg/l)												
	アルキル水銀 (mg/l)												
	PCB (mg/l)												
	ジクロロメタン (mg/l)				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	四塩化炭素 (mg/l)				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)				<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4				<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4
	トリクロロエチレン (mg/l)				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
	テトラクロロエチレン (mg/l)				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
	1,3-ジクロロプロパン (mg/l)				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3
	チウラム (mg/l)												
	シマジン (mg/l)												
	チオベンカルブ (mg/l)												
ベンゼン (mg/l)				<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4				<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4	
セレン (mg/l)													
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)				0.13	<0.1 0.18	0/ 4				0.13	<0.1 0.17	0/ 4	
ふっ素 (mg/l)													
ほう素 (mg/l)													
特殊項目	フェノール類 (mg/l)												
	銅 (mg/l)												
	亜鉛 (mg/l)												
	溶解性鉄 (mg/l)												
	溶解性マンガン (mg/l)												
クロム (mg/l)													

測定項目	測定値	水域名 富山湾(その他富山湾海域)											
		121. その他7 A			122. その他8 A			123. その他9 A			124. その他10 A		
		平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値~ 最大値	m/n
生活環境項目	pH	8.4	8.1 8.5	7/12	8.4	8.2 8.5	6/12	8.3	8.2 8.5	3/12	8.3	8.2 8.5	4/12
	DO (mg/l)	8.3	7.2 9.7	2/12	8.1	6.6 9.6	3/12	8.1	6.6 9.7	3/12	8.0	6.5 9.6	4/12
	BOD (mg/l)												
	COD (mg/l)	1.4 (1.7)	0.5 2.8	3/12	1.2 (1.2)	0.5 2.5	1/12	1.2 (1.3)	<0.5 2.3	2/12	1.1 (1.5)	0.6 2.2	1/12
	SS (mg/l)												
	大腸菌群数 (MPN / 100ml)	2.1E+02	0.0E+00 7.9E+02	0/ 4	5.3E+00	0.0E+00 1.4E+01	0/ 4	4.0E+00	0.0E+00 1.4E+01	0/ 4	0.0E+00	0.0E+00 0.0E+00	0/ 4
	全窒素 (mg/l)	0.20	0.13 0.36	/12	0.16	0.09 0.21	/12	0.15	0.08 0.24	/12	0.14	0.10 0.27	/12
	全磷 (mg/l)	0.011	0.005 0.021	/12	0.008	<0.003 0.016	/12	0.007	<0.003 0.015	/12	0.007	<0.003 0.017	/12
	油分等 (mg/l)	ND	ND ND	0/ 6	ND	ND ND	0/ 6	ND	ND ND	0/ 6	ND	ND ND	0/ 6
	健康項目	カドミウム (mg/l)											
全シアン (mg/l)													
鉛 (mg/l)													
六価クロム (mg/l)													
ヒ素 (mg/l)													
総水銀 (mg/l)													
アルキル水銀 (mg/l)													
PCB (mg/l)													
ジクロロメタン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
四塩化炭素 (mg/l)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 4
1,2-ジクロロエタン (mg/l)					<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/ 4
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4				<0.004	<0.004 <0.004	0/ 4
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/ 4
トリクロロエチレン (mg/l)					<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4				<0.002	<0.002 <0.002	0/ 4
テトラクロロエチレン (mg/l)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/ 4
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/ 3
チウラム (mg/l)													
シマジン (mg/l)													
チオベンカルブ (mg/l)													
ベンゼン (mg/l)					<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4				<0.001	<0.001 <0.001	0/ 4
セレン (mg/l)													
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)				0.11	<0.1 0.12	0/ 4				<0.1	<0.1 <0.1	0/ 4	
ふっ素 (mg/l)													
ほう素 (mg/l)													
特殊項目	フェノール類 (mg/l)												
	銅 (mg/l)												
	亜鉛 (mg/l)												
	溶解性鉄 (mg/l)												
	溶解性マンガン (mg/l)												
クロム (mg/l)													

資料 2

(資料 2)

1	水質汚濁に係る環境基準	88
2	環境基準の水域類型の指定	88
3	水質汚濁防止関係法令の概要	107
4	水質汚濁防止法に基づく届出について	109
	水質汚濁防止法に基づく特定施設	110
	富山県公害防止条例に基づく特定施設（水質関係）	116
5	水質汚濁防止法に基づく一律排水基準	118
6	水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準	122
7	水質汚濁防止法に基づく地下浸透基準	139
8	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出について	140
9	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準	142
10	その他の基準等	143
	(1) 海水浴場の水質判定基準	143
	(2) 底質の暫定除去基準	144
	(3) 土壌の汚染に係る環境基準	144
	(4) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る基準	146
	(5) 公共用水域等における農薬の水質評価指針	147
	(6) 下水道基準	148
	(7) し尿浄化槽及び合併処理浄化槽における処理性能基準	149
	(8) 飲料水基準等	150
	(9) 水産用水基準	153
	(10) 農業用水基準	156
	(11) 食品中の PCB 暫定的規制値	156
	(12) 魚介類の水銀暫定的規制値	156
	(13) 悪臭防止法に基づく排出水中における特定悪臭物質の規制基準	157
	(14) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要	158
	(15) 内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質	161
11	水質環境計画の概要	164
12	窒素・りん削減対策技術マニュアルの概要	167
13	とやまの名水	172
14	下水道の普及状況	175
15	水質年表（昭和 33 年～平成 16 年）	176

1 水質汚濁に係る環境基準

(1) 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

① 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

なお、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについて、別表3のとおり「要監視項目」として示されている。

② 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

環境基準は、各公共用水域ごとに、施策の推進とあいまちつつ、可及的速やかにその達成維持を図るものとする。

なお、有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質で、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準生活環境項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについて、別表3のとおり「要監視項目」として示されている。

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、すべての地下水につき、別表4の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。（ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。）

(3) ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、次のとおりとする。

水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準は公共用水域及び地下水に適用する。

また、水底の底質の汚染に係る環境基準は公共用水域の水底の底質について適用する。

達成期間については、環境基準が達成されていない水域にあっては可及的速やかに達成されるように努めることとする。環境基準が現に達成されている水域又は達成された水域にあっては、その維持に努めることとする。

媒体	基準値	測定方法
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。		
2 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。		

表1 人の健康の保護に関する環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/ℓ以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01 mg/ℓ以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/ℓ以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/ℓ以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素、ほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 		

注 「付表」とは、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）の告示の付表をいう。

表2 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1mg/l	25mg/l	7.5mg/l	50MPN/ 100ml
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上	2mg/l	25mg/l	7.5mg/l	1,000MPN/ 100ml
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3mg/l	25mg/l	5mg/l	5,000MPN/ 100ml
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上	5mg/l	50mg/l	5mg/l	—
		8.5以下	以下	以下	以上	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上	8mg/l	100mg/l	2mg/l	—
		8.5以下	以下	以下	以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上	10mg/l	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l	—
		8.5以下	以下		以上	

備考1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1mg/l	1mg/l	7.5mg/l	50MPN/ 100ml 以下
		8.5以下	以下	以下	以上	
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3mg/l	5mg/l	7.5mg/l	1,000MPN/ 100ml 以下
		8.5以下	以下	以下	以上	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上	5mg/l	15mg/l	5mg/l	—
		8.5以下	以下	以下	以上	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上	8mg/l	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l	—
		8.5以下	以下		以上	

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下	水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	
III	水道3級（特殊なもの） 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	
IV	水産2種 及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
V	水産3種、工業用水 農業用水、環境保全	1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生じるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 2 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 // 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 // 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

2 海域

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分)
A	水産1級水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	検出されないこと。
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
IV	水産3種、工業用水生物生息環境保全	1 mg/l 以下	0.09 mg/l 以下	

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生じるおそれがある海域について行うものとする。

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
- 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
- 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全垂鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/l 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

表3 要監視項目及び指針値

(1) 人の健康の保護に関する要監視項目

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下	トルエン	0.6 mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下	キシレン	0.4 mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下	ニッケル	—
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ以下	モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下	アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
E P N	0.006 mg/ℓ以下	全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ以下	ウラン	0.002 mg/ℓ以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ以下		

※ クロルニトロフェンについては、平成6年3月15日付け、ニッケルについては、平成11年2月22日付け環境庁水質保全局長通知により、指針値は削除された。

(2) 生活環境の保全に関する要監視項目

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 mg/ℓ以下
		生物特 A	0.006mg/ℓ以下
		生物 B	3 mg/ℓ以下
		生物特 B	3 mg/ℓ以下
	海域	生物 A	0.8 mg/ℓ以下
		生物特 A	0.8 mg/ℓ以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 mg/ℓ以下
		生物特 A	0.01 mg/ℓ以下
		生物 B	0.08 mg/ℓ以下
		生物特 B	0.01 mg/ℓ以下
	海域	生物 A	2 mg/ℓ以下
		生物特 A	0.2 mg/ℓ以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 mg/ℓ以下
		生物特 A	1 mg/ℓ以下
		生物 B	1 mg/ℓ以下
		生物特 B	1 mg/ℓ以下
	海域	生物 A	0.3 mg/ℓ以下
		生物特 A	0.03 mg/ℓ以下

表4 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/ℓ以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01 mg/ℓ以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/ℓ以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8 mg/ℓ以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/ℓ以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
<p>備考</p> <p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

注 「付表」とは、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）の告示の付表をいう。

2 環境基準の水域類型の指定

(1) 小矢部川水域 (昭和 51 年 3 月 26 日告示)

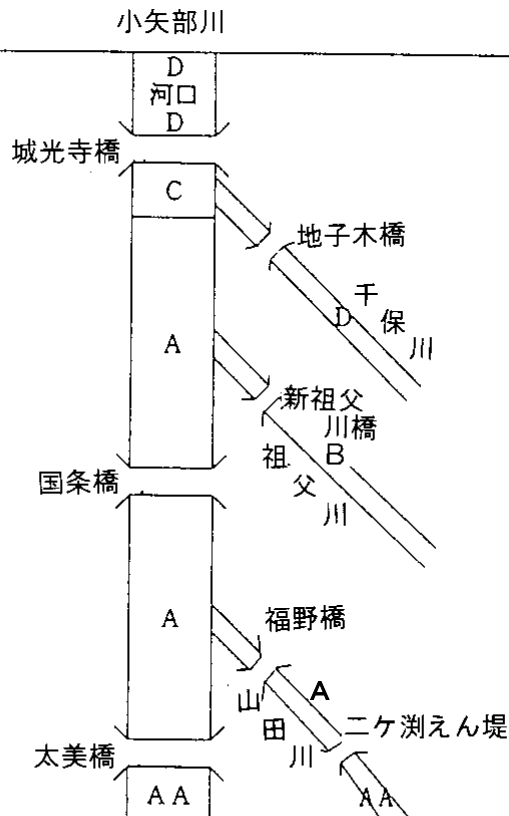
水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
小矢部川上流 (太美橋より上流)	AA	イ
山田川上流 (二ヶ渚 (上原地内) えん堤より上流)	AA	イ
山田川下流 (二ヶ渚 (上原地内) えん堤より下流)	A	イ
小矢部川中流 (太美橋から千保川合流点まで)	A	イ
小矢部川下流 (甲) (千保川合流点から城光寺橋まで)	C	イ
小矢部川下流 (乙) (城光寺橋より下流)	D	ロ
祖父川 (全域)	B	イ
千保川 (全域)	D	ロ

注 1 該当類型の欄中の「AA」、「A」、「B」、「C」、「D」及び「E」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表 2 の 1 の (1) の河川 (湖沼を除く。) の表の類型を示す。

2 達成期間の分類は次のとおりとする。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成

○環境基準の水域類型の略図 (小矢部川水域)
(地点名は基準点)

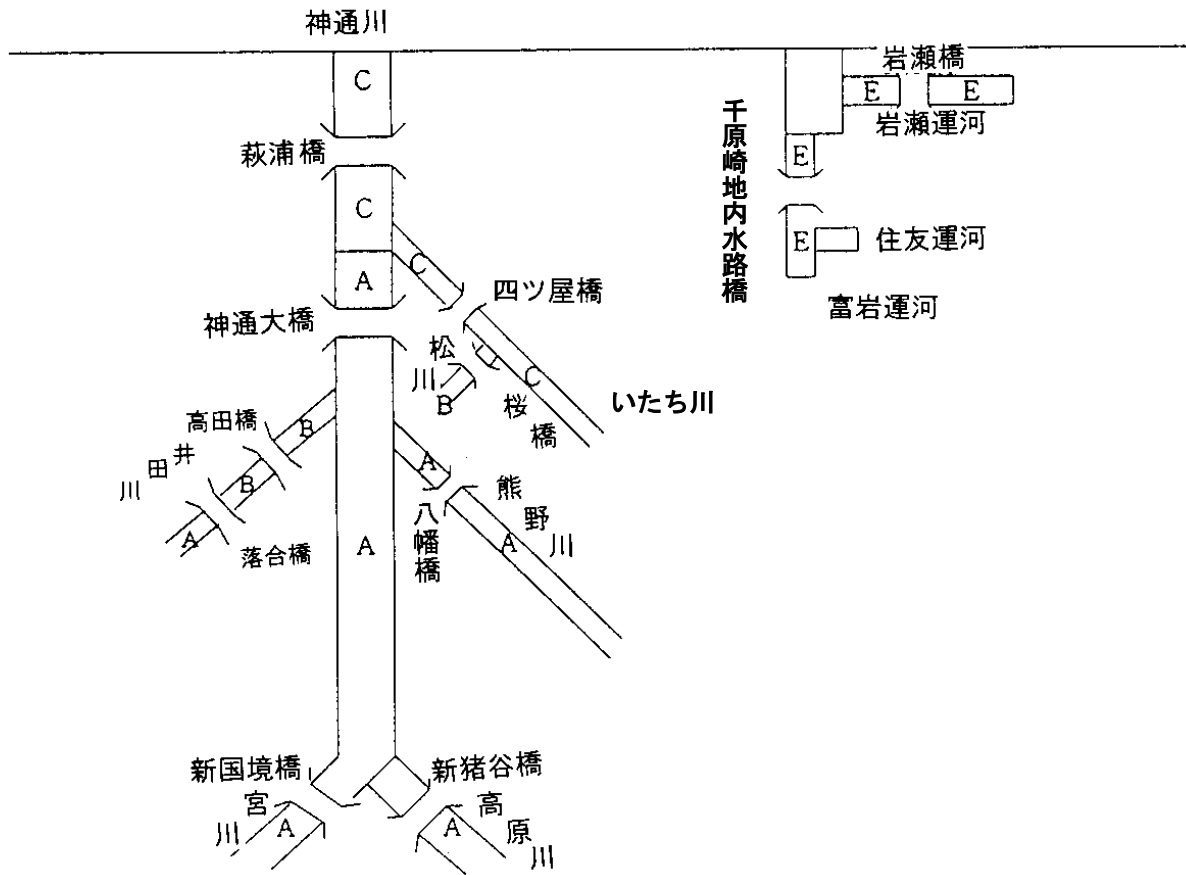


(2) 神通川水域 (昭和47年4月1日告示、松川については昭和57年1月14日告示)

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
神通川上流 (いたち川合流点より上流、宮川及び高原川を含む。)	A	イ
神通川下流 (いたち川合流点より下流)	C	ロ
いたち川 (全域)	C	ロ
井田川上流 (落合橋より上流)	A	イ
井田川下流 (落合橋より下流)	B	イ
熊野川 (全域)	A	イ
松川 (全域)	B	ロ
富岩運河、岩瀬運河及び住友運河	E	ロ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図 (神通川水域)
(地点名は基準点)

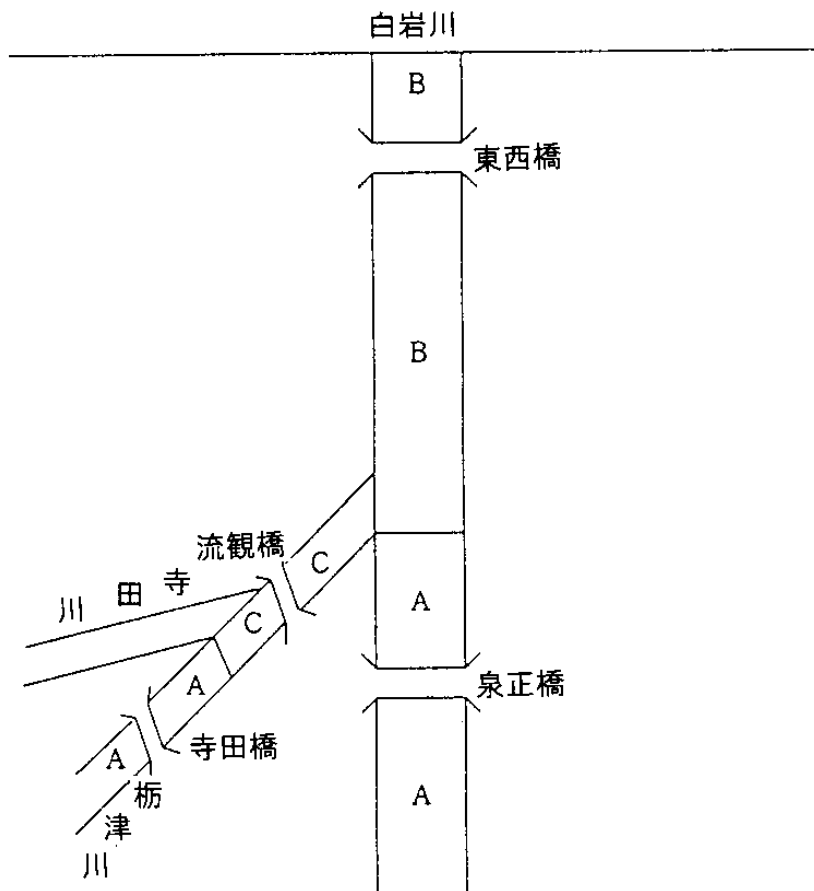


(3) 白岩川水域 (昭和 47 年 6 月 30 日告示、平成元年 3 月 23 日一部改正告示)

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
白岩川上流 (栃津川合流点より上流)	A	イ
白岩川下流 (栃津川合流点より下流)	B	ロ
栃津川上流 (寺田川合流点より上流)	A	イ
栃津川下流 (寺田川合流点より下流)	C	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図 (白岩川水域)
(地点名は基準点)



(4) 庄川水域等 (昭和 48 年 9 月 28 日告示、昭和 58 年 7 月 7 日一部改正告示)

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
庄川上流 (雄神橋より上流)	AA	イ
庄川下流 (雄神橋より下流)	A	イ
和田川 (全域)	A	イ
下条川 (全域)	B	ロ
新堀川 (全域)	B	イ
内川 (全域)	C	ハ
富山新港海域 (甲) (別記 1 の水域)	海域C	イ
富山新港海域 (乙) (別記 2 の水域)	海域B	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

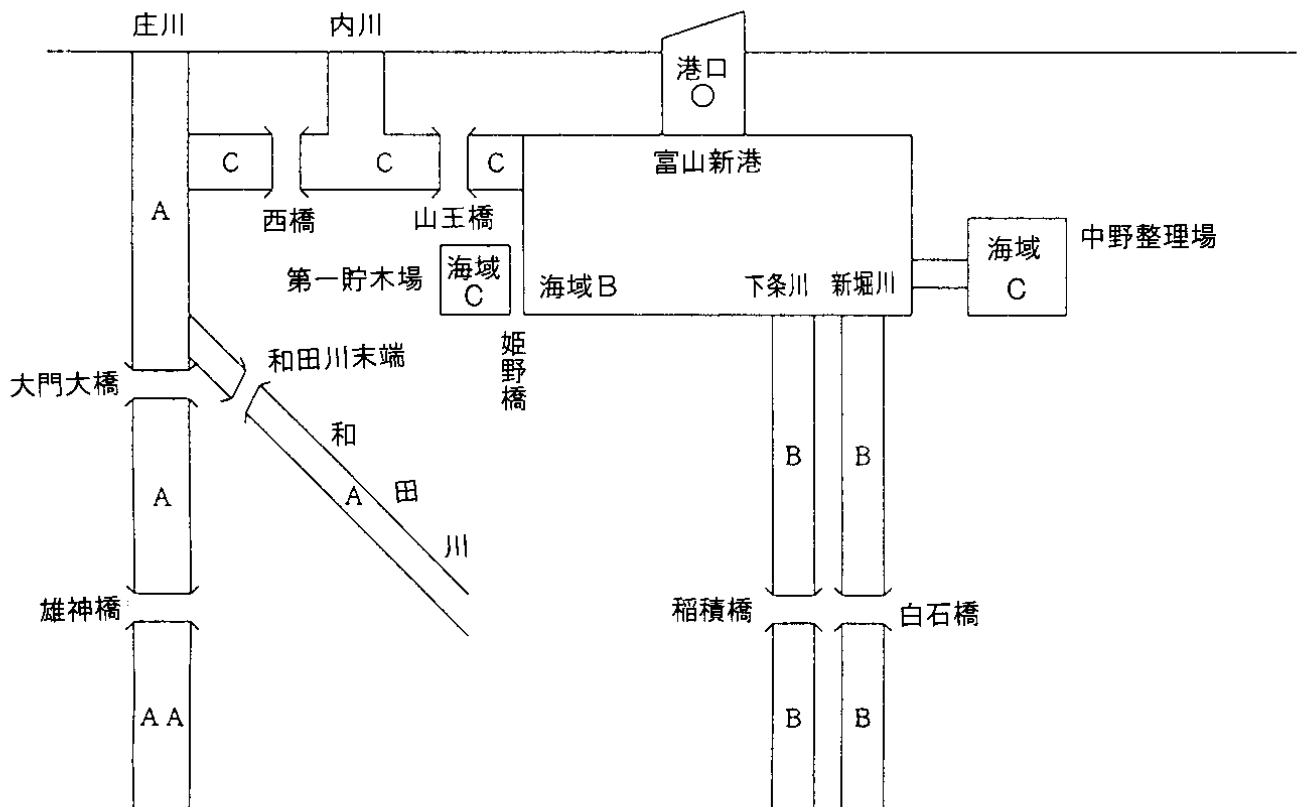
達成期間の「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

(別記)

- 1 富山新港の東防波堤先端と西防波堤先端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域 (以下「新港海域」という。) のうち第 1 貯木場及び中野整理場に係る海域 (富山新港海域 (甲))。
- 2 新港海域であって、富山新港海域 (甲) に係る部分を除いたもの (富山新港海域 (乙))。

○環境基準の水域類型の略図 (庄川水域等)

(地点名は基準点)

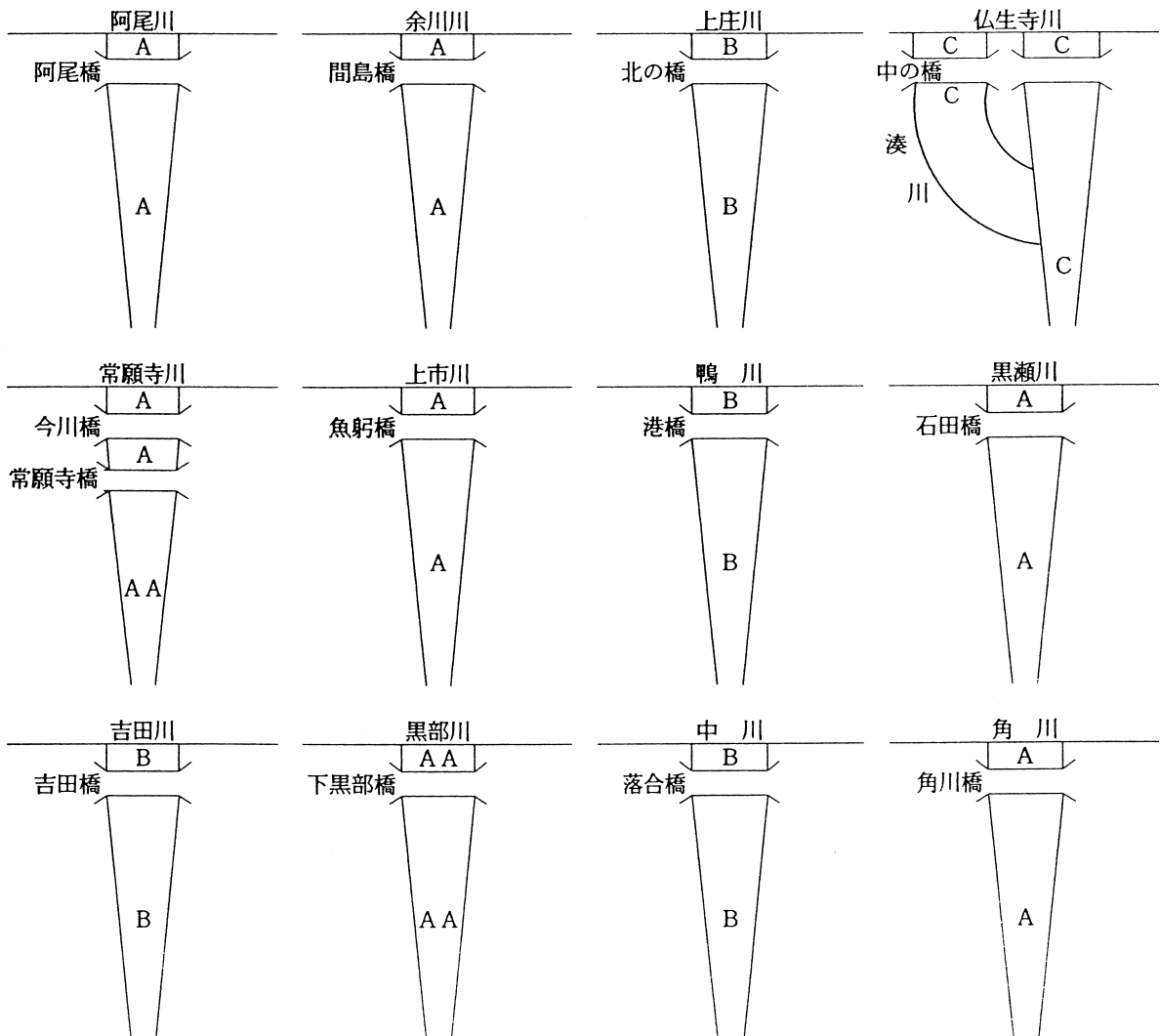


(5) 常願寺川水域等 (昭和49年12月18日告示、平成3年3月29日一部改正告示)

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
常願寺川上流 (常願寺橋より上流)	AA	イ
常願寺川下流 (常願寺橋より下流)	A	イ
上市川 (全域)	A	イ
中川 (全域)	B	イ
角川 (全域)	A	イ
鴨川 (全域)	B	ロ
阿尾川 (全域)	A	イ
余川川 (全域)	A	イ
上庄川 (全域)	B	イ
仏生寺川 (湊川を含む全域)	C	ロ
黒瀬川 (全域)	A	イ
吉田川 (全域)	B	ロ
黒部川 (黒部ダム貯水池 (黒部湖) を除く。)	AA	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図 (常願寺川水域等)
(地点名は基準点)

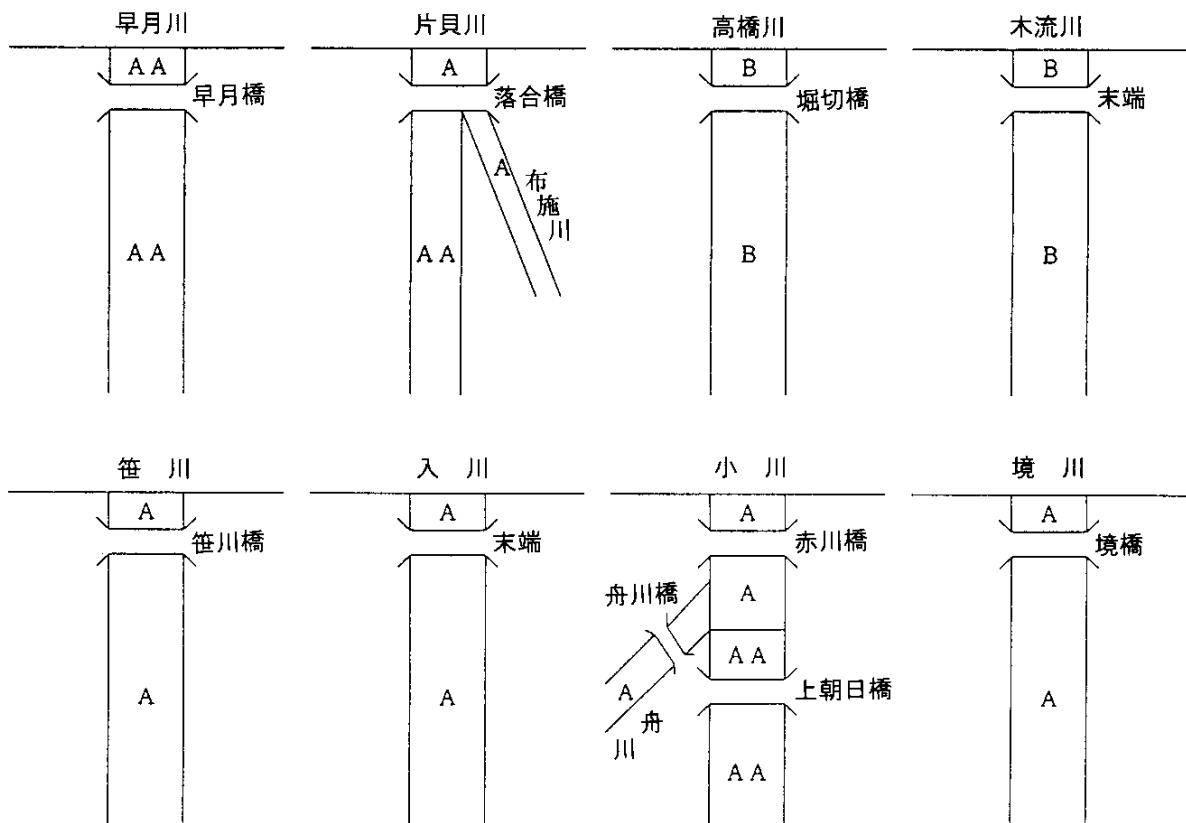


(6) 早月川水域等 (昭和 51 年 3 月 26 日告示)

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
早月川 (全域)	AA	イ
片貝川上流 (落合橋より上流)	AA	イ
片貝川下流 (落合橋より下流)	A	イ
布施川 (全域)	A	イ
高橋川 (全域)	B	イ
入川 (全域)	A	イ
小川上流 (舟川合流点より上流)	AA	イ
小川下流 (舟川合流点より下流)	A	イ
舟川 (全域)	A	イ
木流川 (全域)	B	イ
笹川 (全域)	A	イ
境川 (全域)	A	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図 (早月川水域等)
(地点名は基準点)



(7) 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域（平成元年3月23日告示）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
有峰ダム貯水池 （有峰湖）	A	イ	
	Ⅱ	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注1 該当類型の欄中「A」及び「Ⅱ」は環境庁告示別表2の1の（2）の湖沼のア及びイの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中「イ」は「直ちに達成」を示す。

(8) 黒部ダム貯水池（黒部湖）水域（平成3年3月29日告示）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
黒部ダム貯水池 （黒部湖）	A	イ	
	Ⅱ	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注1 該当類型の欄中「A」及び「Ⅱ」は環境庁告示別表2の1の（2）の湖沼のア及びイの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中「イ」は「直ちに達成」を示す。

(9) 境川ダム貯水池（桂湖）水域（平成13年3月30日告示）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
境川ダム貯水池 （桂湖）	A	イ	
	Ⅱ	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注1 該当類型の欄中「A」及び「Ⅱ」は環境庁告示別表2の1の（2）の湖沼のア及びイの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中「イ」は「直ちに達成」を示す。

(10) 富山湾海域（昭和 51 年 3 月 26 日告示）

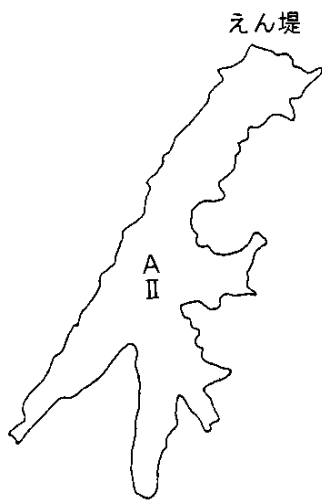
	水 域	該当類型	達成期間
小矢部川河口海域(甲)	小矢部川河口の中央を中心とする半径 1,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域	海域B	ロ
小矢部川河口海域(乙)	小矢部川河口の中央を中心とする半径 2,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、小矢部川河口海域（甲）に係る部分を除いたもの	海域A	ロ
神通川河口海域（甲）	神通川河口の中央を中心とする半径 1,800 mの円弧、神通川河口左岸から西へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線、富山港の西防波堤先端と東防波堤先端を結んだ線及び同地点から東に向かう線と同円弧との交点を結んだ線により囲まれた海域	海域B	ロ
神通川河口海域（乙）	神通川河口の中央を中心とする半径 2,400 mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、神通川河口海域（甲）に係る部分を除いたもの	海域A	ロ
その他の富山湾海域	石川県と富山県の境界である陸岸の地点から富山県と新潟県の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域であって、小矢部川河口海域（甲）、小矢部川河口海域（乙）、神通川河口海域（甲）、神通川河口海域（乙）並びに昭和 48 年富山県告示第 936 号において既に指定されている富山新港海域（甲）及び富山新港海域（乙）に係る部分を除いたもの	海域A	イ

注 1 該当類型の欄中の「海域A」及び「海域B」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表 2 の 2 の海域の表の類型を示す。

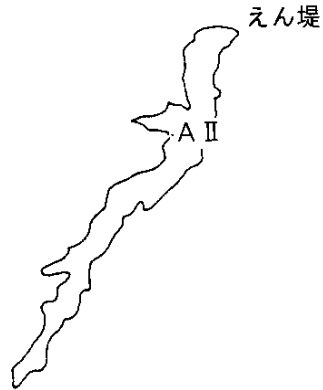
2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成

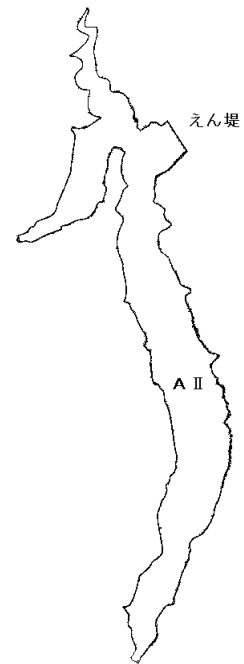
○環境基準の水域類型の略図



有峰ダム貯水池水域

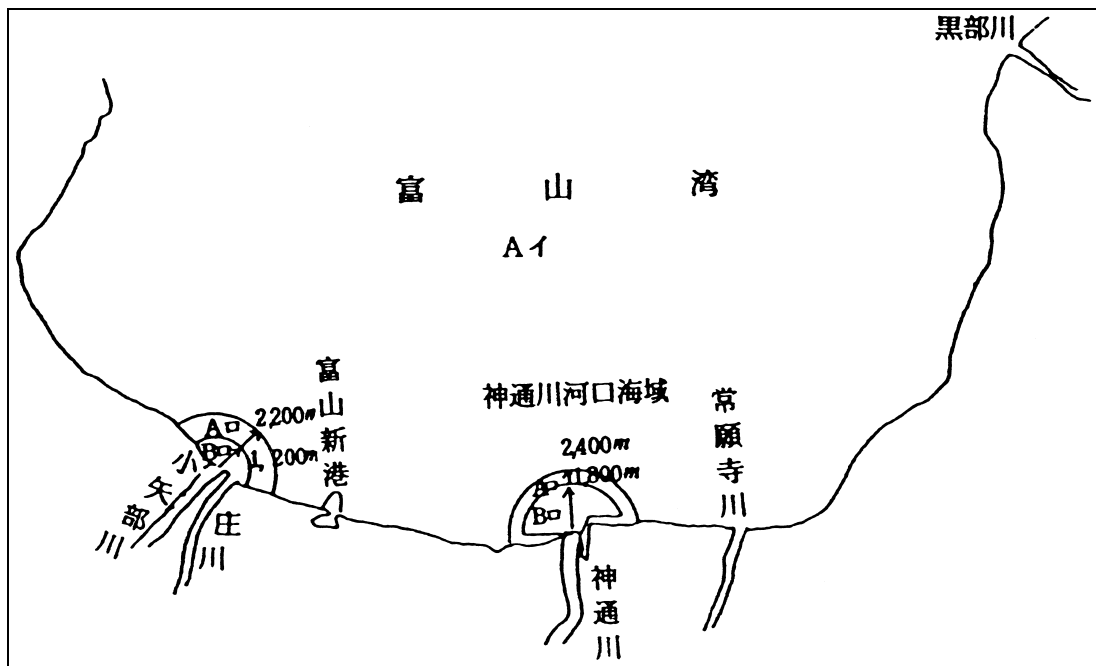


黒部ダム貯水池水域



境川ダム貯水池水域

○環境基準の水域類型の略図（富山湾海域）



3 水質汚濁防止関係法令の概要

例 ㊦ 水質汚濁防止法 ㊧ 水質汚濁防止法施行令 ㊨ 水質汚濁防止法施行規則
 ㊩ 排水基準を定める省令 ㊪ 富山県公害防止条例 ㊫ 富山県公害防止条例施行規則

法令名		規制対象工場	規制物質及び項目		
水 質 汚 濁 防 止 法	公 共 用 水 域	特定事業場 (特定施設を設置する工場又は事業場)	有害物質 ㊦ 2 ㊧ ㊨ ㊩ ㊦ 2 ㊧ 2	①カドミウム及びその化合物 ②シアン化合物 ③有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P Nに限る。) ④鉛及びその化合物 ⑤六価クロム化合物 ⑥砒素及びその化合物 ⑦水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ⑧アルキル水銀化合物 ⑨ポリ塩化ビフェニル ⑩トリクロロエチレン ⑪テトラクロロエチレン ⑫ジクロロメタン ⑬四塩化炭素 ⑭1, 2-ジクロロエタン ⑮1, 1-ジクロロエチレン ⑯シス-1, 2-ジクロロエチレン ⑰1, 1, 1-トリクロロエタン ⑱1, 1, 2-トリクロロエタン ⑲1, 3-ジクロロプロペン ⑳チウラム ㉑シマジン ㉒チオベンカルブ ㉓ベンゼン ㉔セレン及びその化合物 ㉕ほう素及びその化合物 ㉖ふつ素及びその化合物 ㉗アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
		特定施設 ㊦ 2 ㊧ ㊨ ㊦ 1		その他の項目 ㊦ 2 ㊧ ㊨ ㊩ ㊦ 3	①水素イオン濃度 ②生物学的酸素要求量 ③化学的酸素要求量 ④浮遊物質量 ⑤ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) ⑥ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) ⑦フェノール類含有量 ⑧銅含有量 ⑨亜鉛含有量 ⑩溶解性鉄含有量 ⑪溶解性マンガン含有量 ⑫クロム含有量 ⑬大腸菌群数 ⑭窒素含有量 ⑮燐含有量
		貯油事業場等 (特定事業場以外の工場又は事業場で貯油施設を設置するもの) 貯油施設等 ㊦ 2 ㊧ ㊨ ㊦ 3 の 4		油 ㊦ 2 ㊧ ㊨ ㊦ 3 の 3	①原油 ②重油 ③潤滑油 ④軽油 ⑤灯油 ⑥揮発油 ⑦動植物油
	有害物質使用 特定事業場 (有害物質使用 特定施設を設置する工場又は事業場) 有害物質使用 特定施設 ㊦ 2 ㊧ ㊨ ㊦ 7	有害物質	法に定める物質		
	貯油事業場等 ㊦ 2 ㊧ ㊨ ㊦ 3 の 4	油	法に定める油		
	地下水				
	上水道 ㊦ 3 ㊦ ㊧ ㊨				
		有害物質	法に定める物質のうち①、②及び⑥		
		その他の項目	法に定める項目のうち②、③、④、⑥、⑦及び⑧		
富 山 県 公 害 防 止 条 例	公 共 用 水 域	特定施設を設置する工場又は事業場	有害物質 ㊪ 2 ㊫ ㊬	法に定める物質と同様	
		㊪ 2 ㊫ ㊬ ㊭ 2	その他の項目 ㊪ 2 ㊫ ㊬	法に定める項目のうち①～⑬	
	地 下 水	有害物質使用 特定事業場 ㊪ 2 ㊫ ㊬	水質関係 有害物質 ㊪ 2 ㊫ ㊬ ㊭ 2 の 2	法に定める有害物質と同様	

条 項 号

： ； ；

④ 1 ② ③

基準・規則	届 出 等	行 政 措 置	そ の 他
一般基準 ④ 3 ①② ④ 1 排出規則 ④ 12 ①	①施設設置届 ④ 5 ① ②施設使用届 ④ 6 ③構造等の変更届 ④ 7 ④氏名等の変更届及び使用廃止届 ④ 10 ⑤承継届 ④ 11 ③ ⑥事故時の措置 ④ 14 の 2 ①	①計画変更命令 ④ 8 ②改善、一時停止命令 ④ 13 ③事故時の措置命令 ④ 14 の 2 ③ ④緊急時の措置命令 ④ 18 ⑤罰則 ④ 30, 31, 32, 33, 34, 35	排水水の汚染状態の測定義務 ④ 14 ①
	事故時の措置 ④ 14 の 2 ① 事故時の措置 ④ 14 の 2 ②	①事故時の措置命令 ④ 14 の 2 ③ ②罰則 ④ 31	
(地下浸透基準) ④ 6 の 2 排出規則 ④ 12 の 3	①施設設置届 ④ 5 ② ②施設使用届 ④ 6 ③構造等の変更届 ④ 7 ④氏名等の変更届及び使用廃止届 ④ 10 ⑤承継届 ④ 11 ③ ⑥事故時の措置 ④ 14 の 2 ①	①計画変更命令 ④ 8 ②改善、一時停止命令 ④ 13 の 2 ③事故時の措置命令 ④ 14 の 2 ③ ④地下水の水質の浄化に係る措置命令 ④ 14 の 3 ① ⑤罰則 ④ 30, 31, 32, 33, 34, 35	排水水の汚染状態の測定義務 ④ 14 ①
	事故時の措置 ④ 14 の 2 ① 事故時の措置 ④ 14 の 2 ②	①事故時の措置命令 ④ 14 の 2 ③ ②罰則 ④ 31	
法の基準に替えて、県内全公共用水域を対象に適用			
法の基準に替えて、県内の各河川ごとに設定			
一般基準 ④ 8 ④ 3	①施設設置届 ④ 9 ①、③ ②施設使用届 ④ 10 ③構造等の変更届 ④ 11 ① ④使用開始の報告 ④ 13 の 2 ⑤氏名等の変更及び使用廃止届 ④ 14 ⑥承継届 ④ 15 ③ ⑦改善措置報告 ④ 17	①計画変更命令 ④ 12 ① ②直罰 ④ 15 の 4 ③改善命令等 ④ 16 ③ ④事故時の措置命令 ④ 18 の 2 ② ⑤緊急措置要請 ④ 19	①測定義務 ④ 18 ②事故時の措置 ④ 18 の 2 ①
一般基準 ④ 8 附則 ④ 3	①施設設置届 ④ 9 ①、③ ②施設使用届 ④ 10 ③構造等の変更届 ④ 11 ① ④使用開始の報告 ④ 13 の 2 ⑤氏名等の変更及び使用廃止届 ④ 14 ⑥承継届 ④ 15 ③ ⑦改善措置報告 ④ 17	①計画変更命令 ④ 12 ① ②改善命令等 ④ 16 ③ ③事故時の措置命令 ④ 18 の 2 ②	
(地下浸透基準) ④ 8 ④ 3	①施設設置届 ④ 9 ①、③ ②施設使用届 ④ 10 ③構造等の変更届 ④ 11 ① ④使用開始の報告 ④ 13 の 2 ⑤氏名等の変更及び使用廃止届 ④ 14 ⑥承継届 ④ 15 ③ ⑦改善措置報告 ④ 17	①計画変更命令 ④ 12 ① ②改善命令等 ④ 16 ③ ③事故時の措置命令 ④ 18 の 2 ②	

4 水質汚濁防止法に基づく届出について

届出の種類	届出を必要とする場合	届出様式	時期	届出を怠った場合等の罰則	届出者	提出部数
①特定施設の設置届 (法第5条)	工場等に特定施設を新たに設置しようとする場合	様式第1	特定施設の設置の工事着手予定日の60日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 3ヶ月以下の懲役 又は30万円以下の罰金 (法第32条)	工場等から公共用水域に水を排出する者、工場等から地下へ水を浸透させる者	正副 2部
②特定施設の使用届 (法第6条)	施設が特定施設となった際、既にその施設を設置している場合	様式第1	施設が特定施設となった日から30日以内	同上 20万円以下の罰金 (法第33条)	施設を設置している者、特定地下浸透水を浸透させる者	
③特定施設の構造等の変更届 (法第7条)	①又は②の届出に係る特定施設の構造、使用方法、処理の方法、排出水の汚染状態及び量等を変更しようとする場合	様式第1	特定施設の構造等変更の着手予定日の60日前まで	同上 3ヶ月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金 (法第32条)	①又は②の届出をした者	
④氏名等 (氏名、名称、住所、所在地、代表者氏名) の変更届 (法第10条)	①又は②の届出に係る氏名、名称、住所、所在地、代表者氏名に変更があった場合	様式第5	変更した日から30日以内	同上 10万円以下の過料 (法第35条)	①又は②の届出をした者	
⑤特定施設の使用廃止届 (法第10条)	①又は②の届出に係る特定施設の使用を廃止した場合	様式第6	廃止した日から30日以内	同上 10万円以下の過料 (法第35条)	①又は②の届出をした者	
⑥承継届 (法第11条)	①又は②の届出者の地位を継承した場合(譲受、借受、相続、合併によるもの)	様式第7	承継があった日から30日以内	同上 10万円以下の過料 (法第35条)	①又は②の届出者の地位を継承した者	

- 備考 1 届出書は、県環境保全課に提出してください。ただし、富山市については富山市環境保全課に提出してください。
- 2 届出書の用紙は、県環境保全課及び富山市環境保全課に備えてあります。
- 3 届出については、記載要領に不明な点は、提出先の県環境保全課または富山市環境保全課にお問い合わせください。
- 4 受理書は、審査のうえ届出者に交付します。

◎ 水質汚濁防止法に基づく特定施設

平成 13 年 7 月 1 日現在

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 抗水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
- 1 の 2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和 47 年 10 月 1 日追加）
イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設
ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設
ヘ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設
ホ 精製施設
- 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設
ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゅう施設
- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設
ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設
ニ 洗だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
- 16 めん類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18 の 2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和 57 年 1 月 1 日追加）
イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
- 18 の 3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和 57 年 1 月 1 日追加）
イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設

- 19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設
 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう
 ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設（昭和49年12月1日追加）
- 20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
- 21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー（昭和57年1月1日追加）
- 21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設（昭和57年1月1日追加）
- 21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和57年1月1日追加）
 イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設
 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設
 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設
 ル 廃ガス洗浄施設
- 23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和57年1月1日追加）
 イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設
 ホ 湿式集じん施設
- 25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設
 ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 湿式アセチレンガス発生施設
 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設
 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設
 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設

- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設
 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器
 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設
 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設
 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設
 ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設
 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 蒸りゆう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設
 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設
 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設
 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設
 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設
 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設
 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設
 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器
 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
 タ 廃ガス洗浄施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設 ロ 抽出施設

- 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
- 46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 ニ 廃ガス洗浄施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設
 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
 ホ 廃ガス洗浄施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設
 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
- 51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設（昭和57年1月1日追加）
- 51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設（昭和57年1月1日追加）
- 52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設
 ホ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
- 59 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設
 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設
 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設

- 63 の 2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設（昭和 57 年 1 月 1 日追加）
- 63 の 3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設（平成 13 年 7 月 1 日追加）
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 64 の 2 水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 （昭和 51 年 6 月 1 日追加）
 イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めっき施設
- 66 の 2 旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和 49 年 12 月 1 日追加）
 イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
- 66 の 3 共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）
- 66 の 4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）
- 66 の 5 飲食店（次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）
- 66 の 6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）
- 66 の 7 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）
- 67 洗たく業の用に供する洗浄施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 68 の 2 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの（昭和 54 年 5 月 10 日追加）
 イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
- 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 69 の 2 中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）（昭和 51 年 6 月 1 日追加）
 イ 卸売場 ロ 仲卸売場
- 69 の 3 地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。これらの総床面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 57 年 7 月 1 日追加）
 イ 卸売場 ロ 仲卸売場
- 70 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
- 70 の 2 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）（昭和 57 年 1 月 1 日追加）
- 71 自動式車両洗浄施設

- 71 の2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和49年12月1日追加）
- イ 洗浄施設
 - ロ 焼入れ施設
- 71 の3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設（昭和54年5月10日追加）
- 71 の4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの（昭和57年1月1日追加）
 - ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設（平成10年6月17日追加）
- 71 の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）（平成3年10月1日及び平12年3月1日追加）
- 71 の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）（平成3年10月1日及び平12年3月1日追加）
- 72 し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
- 73 下水道終末処理施設
- 74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

（注）水質汚濁防止法施行規則

第1条の2 令別表第1第71号の2の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。

- (1) 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- (2) 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- (3) 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
- (4) 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- (5) 保健所
- (6) 検疫所
- (7) 動物検疫所
- (8) 植物防疫所
- (9) 家畜保健衛生所
- (10) 検査業に属する事業場
- (11) 商品検査業に属する事業場
- (12) 臨床検査業に属する事業場
- (13) 犯罪鑑識施設

(参 考)

富山県公害防止条例に基づく特定施設（水質関係）

施 設 の 種 類		
項	用 途	施 設 の 名 称
1	農産保存食料品製造業の用に供するもの	浸せき施設
2	納豆製造業の用に供するもの	蒸煮施設
3	繊維工業の用に供するもの	(1) のり付施設 (2) ゴム引き施設
4	造作材、合板、建築用組立材料又は家具製造業の用に供するもの	(1) のり付施設（合板製造業の用に供する接着機洗浄施設を除く。） (2) 薬品等調合施設 (3) 塗装水洗ブース施設
5	加工紙、紙製品又は紙製容器製造業の用に供するもの	のり付施設
6	出版、印刷、同関連産業の用に供するもの	(1) 印刷版洗浄研磨施設 (2) 現像施設（新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設及び自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設を除く。）
7	化学工業の用に供するもの	(1) 反応施設 (2) 脱水施設 (3) 分離施設 (4) 精製施設 (5) 混合施設 (6) 廃ガス洗浄施設
8	舗装材料製造業の用に供するもの	アスファルトプラント
9	ゴム製品製造業の用に供するもの	(1) ゴム表面酸洗施設 (2) ゴム加硫施設（自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設を除く。） (3) 混練ロール施設
10	建設用粘土製品製造業の用に供するもの	(1) 成型加工施設 (2) 混和施設 (3) 調合施設
11	研磨材、同製品製造業の用に供するもの	(1) 洗浄施設 (2) 混合施設

施 設 の 種 類		
項	用 途	施 設 の 名 称
12	石工品製造業の用に供するもの	(1) 湿式研摩施設 (2) 成型加工施設
13	石膏製品製造業の用に供するもの	湿式集じん施設
14	非鉄金属製造業の用に供するもの	(1) 反応施設（還元槽を除く。） (2) 脱水施設 (3) 分離施設
15	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供するもの	(1) 溶剤又は洗剤洗浄施設 (2) 塗装水洗ブース施設 (3) 湿式集じん施設
16	染色機械用スクリーン製造業の用に供するもの	スクリーン定着洗浄施設
17	がん具、運動競技用具製造業の用に供するもの	のり付施設
18	プラスチック製品製造業の用に供するもの	(1) 油圧による成型施設 (2) 塗装水洗ブース施設
19	マッチ製造業の用に供するもの	原料回収施設
20	<p>飲食料品小売業又は集団給食の用に供するもの（1日の通常の排水量が50立方メートル以上のものに限る。）ただし、次に掲げる事業場に係るものを除く。</p> <p>(1) 弁当仕出屋にあつては、業務の用に供する部分の総床面積が360平方メートル以上である事業場</p> <p>(2) 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）にあつては、業務の用に供する部分の総床面積が500平方メートル以上である事業場</p>	給食用調理施設
21	<p>動物の飼養の用に供するもの（牛に係るものにあつては牛房の総面積が200平方メートル未満であり、かつ、5頭以上の飼養の用に供するもの、豚（生後2箇月未満のものを除く。）に係るものにあつては豚房の総面積が50平方メートル未満であり、かつ、50頭（はん殖豚にあつては5頭）以上の飼養の用に供するもの、鶏（30日未満のひなを除く。）に係るものにあつては1,000羽以上の飼養の用に供するものに限る。）</p>	(1) 飼養施設 (2) 飼料調理施設（加熱するものに限る。） (3) ふん尿処理施設
22	<p>獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場等に供給するもの</p>	原料貯蔵施設

5 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

(1) 有害物質

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/l	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l
シアン化合物	1 mg/l	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/l
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る)	1 mg/l	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
ひ素及びその化合物	0.1 mg/l	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/l	チウラム	0.06 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	シマジン	0.03 mg/l
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l	チオベンカルブ	0.2 mg/l
トリクロロエチレン	0.3 mg/l	ベンゼン	0.1 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l	セレン及びその化合物	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l	ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/l 海域 230 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/l 海域 15 mg/l
		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/l

- 備考 1 アルキル水銀の「検出されないこと」とは、0.0005mg/l未満をいう。
- 2 ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る排水基準は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量である。
- 4 別表1に掲げる有害物質の種類ごとに同表に掲げる業種に属する工場・事業場に係る排水基準は、平成18年1月31日までは同表のとおりとする。
- 5 別表2に掲げる有害物質の種類ごとに同表に掲げる業種その他区分に属する工場・事業場に係る排水基準は、平成19年6月30日までは同表のとおりとする。

別表 1

有害物質の種類	業 種	許容限度 (mg/l)
セレン及び その化合物 (単位 セレン の量に関して、 mg/l)	セレン化合物製造業	0.3

別表 2

有害物質の種類	業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度 (mg/l)	
ほう素及び その化合物 (単位 ほう素 の量に関して、 mg/l)	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)	50	
	うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造し、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)		
	貴金属製造・再生業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)		
	電気めっき業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)		
	下水道業 (旅館業に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のものであり、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	100	
	ほう酸製造業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)	150	
	金属鉍業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)		
	粘土かわら製造業 (うわ薬かわらを製造し、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)		
	うわ薬製造業 (うわ薬かわらの製造に供するものを製造し、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	500	
	旅館業 (温泉を利用するものに限る。)		
ふっ素及び その化合物 (単位 ふっ素 の量に関して、 mg/l)	貴金属製造・再生業 (排水量50m ³ /日未満で、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	12	
	プラスチック金属複合板製造業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)	13	
	非鉄金属精錬業・精製業 (海域以外の水域に排出するものに限り、貴金属製造・再生業を除く。)		
	化学肥料製造業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)	15	
	ふっ化水素酸製造業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)		
	ほうろう鉄器製造業 (排水量50m ³ /日以上で、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)		
	うわ薬製造業 (排水量50m ³ /日以上で、かつ、ほうろううわ薬を製造し、海域以外の水域に排出するものに限る。)		
	貴金属製造・再生業 (排水量50m ³ /日以上で、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)		
	電気めっき業 (排水量50m ³ /日以上で、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	25	
	旅館業 (排水量50m ³ /日以上で、昭和49年12月1日において現に湧出している温泉を利用する旅館業に属さず、かつ、温泉を利用し、海域以外の水域に排出するものに限る。)		
	ほうろう鉄器製造業 (排水量50m ³ /日未満に限る。)		
		うわ薬製造業 (排水量50m ³ /日未満で、かつ、ほうろううわ薬を製造するものに限る。)	50
		電気めっき業 (排水量50m ³ /日未満に限る。)	
	旅館業 (排水量50m ³ /日未満で、かつ、温泉を利用するもの及び昭和49年12月1日において現にゆう出する温泉を利用するものに限る。)		

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度 (mg/l)
アンモニア・ アンモニウム化 合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化 合物 (単位 アンモ ニア性窒素に0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及 び硝酸性窒素の 合計量に関し て、mg/l)	化学肥料製造業	140
	イットリウム酸化物製造業	200
	酸化銀製造業及び触媒製造業	250
	下水道業（モリブデン化合物製造業等一定の業種からの汚水等を受け入れる下水道 終末処理施設を有するものに限る。）	300
	電気めっき業	500
	酸化コバルト製造業	700
	畜産農業	900
	炭酸バリウム製造業	1,000
	黄鉛顔料製造業	1,300
	すず化合物製造業	2,000
	ジルコニウム化合物製造業、モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	2,400
	硝酸銀製造業	2,500
貴金属製造・再生業	5,000	
ネオジム化合物製造業		

暫定排水基準の適用については、業種等の詳細な状況について判断が必要ですので、必ず相談窓口を確認してください。

(2) その他の項目 (生活環境項目)

項 目	水素イオン濃度 (pH)		生物化学的 酸素要求量 (BOD)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	ノルマルヘキサン抽出物質		フェノール 類
	海域以外 河川・湖沼 (水素指数) 5.8~8.6	海 域 (水素指数) 5.0~9.0				鉍油類	動植物 油脂類	
許容限度			mg/l 160 (日間平均 120)	mg/l 160 (日間平均 120)	mg/l 200 (日間平均 150)	mg/l 5	mg/l 30	mg/l 5

項 目	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性 マンガン	クロム	大腸菌群数	窒素	りん 磷
許容限度	mg/l 3	mg/l 5	mg/l 10	mg/l 10	mg/l 2	個/cm ³ 日間平均 3,000	mg/l 120 (日間平均 60)	mg/l 16 (日間平均 8)

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉍業（硫黄と共存する硫化鉄鉍を掘採する鉍業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際（昭和49年12月1日）現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
6. 窒素及びりん磷含有量についての排水基準は、窒素及びりん磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

・環境大臣が定める湖沼（富山県分）

項 目	湖 沼 名
窒 素	な し
りん 磷	五位ダム、桑ノ院ダム、布施川ダム、子撫川ダム、有峰ダム（有峰湖）、熊野川ダム、祐延ダム、黒部ダム（黒部湖）、上市川第二ダム、上市川ダム、白岩川ダム、朝日小川ダム、室牧ダム、藤ヶ池、桜ヶ池、城端ダム、境川ダム、利賀川ダム、白中ダム、刀利ダム

・環境大臣が定める海域（富山県分）……………該当なし。

6 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(1) シアン化合物並びにヒ素、カドミウム及びその化合物に係る排水基準（別表1）

(1)-1 従来の基準

- ・シアン化合物並びにヒ素及びその化合物

公布日 昭和47年10月16日

施行日 昭和48年1月1日

適用日 昭和48年1月1日

- ・カドミウム及びその化合物

公布日 昭和48年9月29日

施行日 昭和49年3月1日

適用日 昭和49年3月1日

(1)-2 一部改正基準

- ・ヒ素及びその化合物

公布日 平成6年7月1日

施行日 平成6年7月1日

適用日 平成6年7月1日

(2) 小矢部川水域に係る排水基準（別表2）

(2)-1 従来の基準

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和46年10月1日

施行日 昭和46年12月1日

適用日 昭和46年12月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年12月21日

施行日 昭和48年6月24日

適用日 昭和48年6月24日

(2)-2 一部改正基準

- ・新設工場に係る排水基準

〔パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係る〕
〔BODにつき〕

公布日 昭和51年3月27日

施行日 昭和51年6月24日

適用日 昭和52年4月1日

- ・既設工場に係る排水基準

〔食料品製造業、染色整理業、クラフトパルプ製造業、サルファイトパルプ製造業及びケミグラントパルプ製造業に係るBODにつき〕

公布日 昭和51年3月27日

施行日 昭和51年6月24日

適用日 昭和52年4月1日

(3) 神通川水域に係る排水基準（別表3）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年3月28日

施行日 昭和47年5月1日

適用日 昭和47年5月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年3月28日

施行日 昭和47年5月1日

適用日 昭和48年5月1日

(4) 白岩川水域に係る排水基準（別表4）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年7月6日

施行日 昭和47年8月1日

適用日 昭和47年8月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年7月6日

施行日 昭和47年8月1日

適用日 昭和48年8月1日

(5) 庄川水域等に係る排水基準（別表5）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和48年9月26日

施行日 昭和49年3月1日

適用日 昭和49年3月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和48年9月29日

施行日 昭和49年3月1日

適用日 昭和49年9月1日

(6) 常願寺川水域等に係る排水基準（別表 6）

・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和 49 年 12 月 19 日

施行日 昭和 50 年 1 月 1 日

適用日 昭和 50 年 1 月 1 日

・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和 49 年 12 月 19 日

施行日 昭和 50 年 1 月 1 日

適用日 昭和 51 年 1 月 1 日

(7) 吉田川水域に係る排水基準（別表 7）

・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和 49 年 12 月 19 日

施行日 昭和 50 年 1 月 1 日

適用日 昭和 50 年 1 月 1 日

・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和 49 年 12 月 19 日

施行日 昭和 50 年 1 月 1 日

適用日 昭和 51 年 1 月 1 日

(8) 早月川水域等に係る排水基準（別表 8）

・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和 51 年 3 月 27 日

施行日 昭和 51 年 4 月 1 日

適用日 昭和 51 年 4 月 1 日

・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和 51 年 3 月 27 日

施行日 昭和 51 年 4 月 1 日

適用日 昭和 52 年 4 月 1 日

(9) 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る排水基準（別表 9）

・新設工場に係る排水基準

公布日 平成元年 3 月 25 日

施行日 平成元年 5 月 1 日

適用日 平成元年 5 月 1 日

・既設工場に係る排水基準

公布日 平成元年 3 月 25 日

施行日 平成元年 5 月 1 日

適用日 平成元年 11 月 1 日

(10) 黒部ダム貯水池（黒部湖）水域に係る排水基準（別表 10）

・新設工場に係る排水基準

公布日 平成 3 年 3 月 29 日

施行日 平成 3 年 5 月 1 日

適用日 平成 3 年 5 月 1 日

・既設工場に係る排水基準

公布日 平成 3 年 3 月 29 日

施行日 平成 3 年 5 月 1 日

適用日 平成 3 年 11 月 1 日

(11) 境川ダム貯水池（桂湖）水域に係る排水基準（別表 11）

・新設工場に係る排水基準

公布日 平成 13 年 3 月 26 日

施行日 平成 13 年 5 月 1 日

適用日 平成 13 年 5 月 1 日

・既設工場に係る排水基準

公布日 平成 13 年 3 月 26 日

施行日 平成 13 年 5 月 1 日

適用日 平成 13 年 11 月 1 日

別表1 シアン化合物並びにヒ素、カドミウム及びその化合物に係る排水基準

区 分	有害物質の種類及び許容限度			適用する 区 域
	カドミウム及び その化合物	シアン化合物	ヒ素及び その化合物	
1日当たりの平均的な排水の量(以下この表において「排水の量」という。)が10,000立方メートル以上50,000立方メートル未満の工場又は事業場	0.05 mg/ℓ	0.5 mg/ℓ		県内の全 公共用水域
排水の量が50,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の工場又は事業場	0.03 mg/ℓ	0.3 mg/ℓ		
排水の量が100,000立方メートル以上の工場又は事業場	0.01 mg/ℓ	0.1 mg/ℓ	0.05 mg/ℓ	

備考 この表に掲げる有害物質に係る許容限度の検定は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法によるものとする。

別表2 小矢部川水域に係る排水基準

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度					適用する区域
		生物化学的 酸素要求量 mg/l	浮遊物質量 mg/l	ホルマレキサン 抽出物含有量(動 植物油脂含有量) mg/l	フェノール 類含有量 mg/l	銅含有量 mg/l	
昭和46年12月1日において既に設置されている工場又は事業場(昭和46年12月1日において既に着工されているものを含む。)	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	120(日間平均100)	100(日間平均80)			小矢部川及びこれに流入する公共用水域
		染色整理業に係るもの	120(日間平均100)	90(日間平均70)			
		クラフトパルプ製造業に係るもの	昭和54年3月31日まで85(日間平均65) 昭和54年4月1日から80(日間平均60)	110(日間平均90)			
		サルファイトパルプ製造業に係るもの	昭和53年3月31日まで120(日間平均90) 昭和53年4月1日から昭和55年3月31日まで110(日間平均80) 昭和55年4月1日から100(日間平均70)	110(日間平均90)			
		ケミグランドパルプ製造業に係るもの	昭和54年3月31日まで125(日間平均95) 昭和54年4月1日から120(日間平均90)	110(日間平均90)			
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業(クラフトパルプ製造業、サルファイトパルプ製造業及びケミグランドパルプ製造業を除く。)に係るもの	130(日間平均100)				

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度					適用する区域
		生物化学的 酸素要求量 mg/l	浮遊物質 量 mg/l	ノルマルヘキサ ン抽出物含有量(動 植物油脂含有量) mg/l	フェノール 類含有量 mg/l	銅含有量 mg/l	
昭和46年12月1日 （昭和46年12月1日 において既に設置 されている工場又 は事業場を含む。）	一般地域に所在するもの	医薬品製造業又は染料医薬中間物製造業（次項において「医薬品製造業等」という。）に係るもの	120（日間平均100）	25（日間平均20）			小矢部川及びこれに流入する公共用水域
		化学工業（医薬品製造業及び染料医薬中間物製造業を除く。以下この項において同じ。）に係るもの又は化学工業及び医薬品製造業等に係るもの	50（日間平均30）	100（日間平均80）		1	
		セメント・同製品製造業又は鉱物・土石粉碎等処理業に係るもの		180			
		ガス供給業に係るもの	60（日間平均50）	50（日間平均40）			
		と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	80（日間平均60）				
		非鉄金属・非鉄金属合金圧延業、電線ケーブル製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、廃油処理業、自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業又は自動車整備業に係るもの	25（日間平均20）	120（日間平均100）	15		

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度					適用する区域	
		生物化学的 酸素要求量 mg/l	浮遊物質 質量 mg/l	ノルマルヘキサン 抽出物含有量(動 植物油脂含有量) mg/l	フェノール 類含有量 mg/l	銅含有量 mg/l		
昭和46年12月1日において既に設置されている工場又は事業場	一般地域に所在するもの	その他の業種 (鉱業、水洗炭業、砕石製造業、砂利採取業及び洗たく業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	120 (日間平均100)	15	1	1	小矢部川及びこれに流入する公共用水域
		水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令188号。以下「水質令」という。)別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30					
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70				
	下水道整備地域に所在するもの	すべての業種 (鉱業、水洗炭業、砕石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15		1	
昭和46年12月1日の後に新たに設置される工場又は事業場	一般地域に所在するもの	水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70				
		食料品製造業に係るもの	120 (日間平均100)	90 (日間平均70)				
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	80 (日間平均60)	110 (日間平均90)				
		と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	80 (日間平均60)					
昭和46年12月1日の後に新たに設置される工場又は事業場	一般地域に所在するもの	その他の業種 (鉱業、水洗炭業、砕石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1	1	

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度					適用する区域	
		生物化学的 酸素要求量 mg/l	浮遊物質 量 mg/l	ノルマルヘキサ ン抽出物含有量(動 植物油脂含有量) mg/l	フェノール 類含有量 mg/l	銅含有量 mg/l		
昭和46年12月1日の後において新たに設置される工場又は事業場 (昭和46年12月1日において既に着工されているものを除く。)	一般地域に所在するもの	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 30					小矢部川及びこれに流入する公共用水域
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 20	日間平均 70				
	下水道整備地域に所在するもの	すべての業種(鉱業、水洗炭業、碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	15	1	1	
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 20	日間平均 70				

- 備考
- 1 一般地域は、下水道整備地域に属さない地域の範囲とする。
 - 2 下水道整備地域は、下水道法(昭和33年法律79号)第2条第8号に規定する処理区域の範囲とする。
 - 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - 4 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
 - 5 この表に掲げる項目に係る許容限度の検定は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法によるものとする。
 - 6 この表における「その他の業種」及び「すべての業種」に係る排水基準は、昭和46年12月1日において、水質令別表第1に掲げられている施設に係る業種についてのみ適用する。

別表3 神通川水域に係る排水基準

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度				適用する区域	
		生物化学的 酸素要求量 mg/l	浮遊物質 量 mg/l	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量(動植 物油脂類含有量) mg/l	銅含有量 mg/l		
昭和47年5月1日において既に設置されている工場又は事業場	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの		100 (日間平均80)			神通川、富岩運河、岩瀬運河、住友運河及びこれらに流入する公共用水域
		染色整理業に係るもの		90 (日間平均70)			
		溶解サルファイトパルプ製造業に係るもの		180 (日間平均140)			
		染料医薬中間物製造業に係るもの	120 (日間平均100)	25 (日間平均20)			
		海水マグネシア製造業に係るもの		120 (日間平均90)			
		化学工業(染料医薬中間物製造業及び海水マグネシア製造業を除く。)に係るもの	60 (日間平均50)	120 (日間平均100)			
		生コンクリート製造業又は鉱物・土石粉碎等処理業に係るもの		180			
		ガス供給業に係るもの	60 (日間平均50)	50 (日間平均40)			
		と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	80 (日間平均60)				
		その他の業種(パルプ、紙又は紙加工品の製造業、砕石製造業、砂利採取業及び洗たく業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	120 (日間平均100)	15	1	
		水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30				
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均50	日間平均90			
		すべての業種に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1	
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均50	日間平均90			

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度				適用する区域	
		生物化学的 酸素要求量 mg/l	浮遊物質 量 mg/l	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量(動植 物油脂類含有量) mg/l	銅含有量 mg/l		
昭和47年5月1日の後において既に着工されている工場又は事業場	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	120 (日間平均100)	90 (日間平均70)			神通川、富岩運河、岩瀬運河、住友運河及びこれらに流入する公共用水域
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	90 (日間平均70)	110 (日間平均90)			
		染料医薬中間物製造業に係るもの	80 (日間平均60)	25 (日間平均20)			
		化学工業(染料医薬中間物製造業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	60 (日間平均50)			
		と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	80 (日間平均60)				
		その他の業種に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1	
		水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30				
	水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70				
	下水道整備地域の	すべての業種に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1	
水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの		日間平均20	日間平均70				

備考 別表2の備考と同じ。

別表4 白岩川水域に係る排水基準

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度				適用する区域
		生物化学的 酸素要求量 mg/l	浮遊物質 量 mg/l	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量(動植 物油脂類含有量) mg/l	銅含有量 mg/l	
昭設(着和置昭工47さ 和さ年れ47れ8て年て 月い8い1る月る日工1も に場日のお又にをい はお含て事いむ既業て に場既に	食料品製造業に係るもの		100 (日間平均80)			白岩川及びこれに流入する公共用水域
	生コンクリート製造業に係るもの		180			
	と畜業に係るもの	80 (日間平均60)				
	その他の業種(石灰わらパルプ製造業、砕石製造業、砂利採取業及び洗たく業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	120 (日間平均100)	15	1	
	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30				
昭新(着和た昭工47に 和さ年設47れ8置年て 月さ8い1れ月る日る1も の工日の後場にをに又 お除おはいく事て業 既場に	食料品製造業に係るもの	120 (日間平均100)	90 (日間平均70)			
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	90 (日間平均70)	110 (日間平均90)			
	染料医薬中間物製造業に係るもの	80 (日間平均60)	25 (日間平均20)			
	化学工業(染料医薬中間物製造業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	60 (日間平均50)			
	と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	80 (日間平均60)				
	その他の業種に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1	
	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30				

備考 別表2の備考第3項から第6項までと同じ。

別表5 庄川水域等に係る排水基準

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度						適用する区域
		生物化学的 酸素要求量 mg/l	化学的 酸素要求量 mg/l	浮遊物質量 mg/l	ノルマルヘキサ ン抽出物質 含有量(動植物 油脂類含有量) mg/l	フェノール 類含有量 mg/l	銅含有量 mg/l	
昭和49年3月1日において既に設置されている工場又は事業場 (昭和49年3月1日において既に着工されているものを含む。)	食料品製造業に係るもの	120(日間平均100)		90(日間平均70)				内川及びこれらに流入する公共用水域(3)富山新港海域及びこれに流入する公共用水域(前号に掲げる水域を除く。) 次に掲げる区域とする。(1)庄川及びこれに流入する公共用水域(境川ダム貯水池(桂湖)を除く。)(2)下条川、新堀川、
	染色整理業に係るもの	80(日間平均60)		90(日間平均70)				
	セメント・同製品製造業又は鉱物・土石粉碎等処理業に係るもの			180				
	染料医薬中間物製造業に係るもの	120(日間平均100)		25(日間平均20)				
	化学工業(染料医薬中間物製造業を除く。)に係るもの		50(日間平均30)			1		
	その他の業種(碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25(日間平均20)	25(日間平均20)	120(日間平均100)	15	1	1	
	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30	日間平均30					
	水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20		日間平均70				

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度						適用する区域	
		生物化学的 酸素要求量 mg/l	化学的 酸素要求量 mg/l	浮遊物質 mg/l	ノルマルヘキサ ン抽出物質 含有量(動植物 油脂類含有量) mg/l	フェノール 類含有量 mg/l	銅含有量 mg/l		
昭和49年3月1日の後において新たに設置される工場又は事業場 (昭和49年3月1日において既に着工されているものを除く。)	一般地域に所在するもの	すべての業種に係るもの	25(日間平均20)	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15	1	1	これらに流入する公共用水域 (3)富山新港海域及びこれに流入する公共用水域 次に掲げる区域とする。(1)庄川及びこれに流入する公共用水域 (2)下条川、新堀川、内川及び
		水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30	日間平均30					
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均20	日間平均70				
	下水道整備地域に所在するもの	すべての業種に係るもの	25(日間平均20)	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15	1	1	
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均20	日間平均70				

- 備考 1 別表2の表の備考と同じ。
- 2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。
- 3 この表の適用する区域の欄第3号中「富山新港海域」とは、富山新港の東防波堤先端と西防波堤先端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域をいう。

別表6 常願寺川水域等に係る排水基準

区 分			項 目 及 び 許 容 限 度				適用する区域
			生物化学的 酸素要求量 mg/l	浮遊物質 量 mg/l	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量(動植 物油脂類含有量) mg/l	銅含有量 mg/l	
昭和50年1月1日において既に設置されている工場又は事業場	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	120 (日間平均 100)	90 (日間平均 70)			常願寺川、及びこれらに流入する公共用水域(有峰ダム貯水池(有峰湖)及び黒部ダム貯水池(黒部湖)を除く。) 常願寺川、上市川、中川(滑川市に係るもの)、角川、鴨川、阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川、黒瀬川、黒部川
		染色整理業に係るもの	80 (日間平均 60)	90 (日間平均 70)			
		医薬品製造業又は染料医薬中間物製造業に係るもの	120 (日間平均 100)	25 (日間平均 20)			
		セメント・同製品製造業又は鉱物・土石粉碎等処理業に係るもの		180			
		洗たく業に係るもの	120 (日間平均 100)				
		その他の業種(碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25 (日間平均 20)	120 (日間平均 100)	15	1	
		水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 30				
下水道整備地域に所在するもの	すべての業種に係るもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	15	1		
	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 30					
昭和50年1月1日の後に設置された工場又は事業場(昭和50年1月1日において既に着工されているものを除く。)	一般地域に所在するもの	すべての業種に係るもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	15	1	
		水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 30				
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 20	日間平均 70			
	下水道整備地域に所在するもの	すべての業種に係るもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	15	1	
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 20	日間平均 70			

備考 別表2の備考と同じ。

別表7 吉田川水域に係る排水基準

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度				適 用 する 区域
		生物化学的 酸素要求量 mg/l	浮遊物質 量 mg/l	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量(動植 物油脂類含有量) mg/l	銅含有量 mg/l	
昭和50年1月1日において既に設置されている工場又は事業場(昭和50年1月1日において既に着工されているものを含む。)	すべての業種に係るもの	昭和53年12月31日まで25(日間平均20) 昭和54年1月1日から15(日間平均10)	120(日間平均100)	15	1	吉田川及びこれに流入する公共用水域
昭和50年1月1日の後において新たに設置される工場又は事業場(昭和50年1月1日において既に着工されているものを除く。)	すべての業種に係るもの	15(日間平均10)	90(日間平均70)	15	1	
	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30				

備考 別表2の備考第3項から第6項までと同じ。

別表 8 早月川水域等に係る排水基準

区 分			項 目 及 び 許 容 限 度				適用する区域
			生物化学的 酸素要求量 mg/l	化 学 的 酸素要求量 mg/l	浮遊物質量 mg/l	ノルマルヘキサン 抽出物含有量(動 植物油脂類含有量) mg/l	
昭和51年4月1日において既に設置されている工場又は事業場 (昭和51年4月1日において既に着工されているものを含む。)	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	120(日間平均100)		90(日間平均70)		早月川、片貝川、高橋川、入川、小川、木流川、笹川、境川及びこれらに流入する公共用水域並びに富山湾海域
		化学工業に係るもの	50(日間平均30)	50(日間平均30)			
		セメント・同製品製造業に係るもの			180		
		洗たく業に係るもの	120(日間平均100)				
		その他の業種(碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25(日間平均20)	25(日間平均20)	120(日間平均100)	15	
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの		日間平均20	日間平均70		
	下水道整備地域に所在するもの	すべての業種に係るもの	25(日間平均20)	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15	
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの		日間平均20	日間平均70		
昭和51年4月1日の後に設置される工場又は事業場(昭和51年4月1日において既に着工されているものを除く。)	一般地域に所在するもの	すべての業種に係るもの	25(日間平均20)	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15	
		水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30	日間平均30			
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均20	日間平均70		
	下水道整備地域に所在するもの	すべての業種に係るもの	25(日間平均20)	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15	
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均20	日間平均70		

備考 1 別表2の備考及び別表5の備考第2項と同じ。
 2 この表の適用する区域の欄中「富山湾海域」とは、石川県と富山県の境界である陸岸の地点から、富山県と新潟県の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域であって、別表5の備考第3項に規定する富山新港海域に係る部分を除いたものをいう。

別表9 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る排水基準

区 分	項 目 及 び 許 容 限 度			適用する 区 域
	化学的酸素要求量 mg/ℓ	浮遊物質 mg/ℓ	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量（動 植物油脂類含有量） mg/ℓ	
すべての業種に係る工場又は事業場	25（日間平均 20）	90（日間平均 70）	15	有峰ダム 貯水池 （有峰湖）
水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置する工場又は事業場	日 間 平 均 30			

備考 1 別表2の備考第3項から第5項までと同じ。

2 この表における「すべての業種」に係る排水基準は、平成元年5月1日において、水質令別表第1に掲げられている施設に係る業種についてのみ適用する。

別表10 黒部ダム貯水池（黒部湖）水域に係る排水基準

区 分	項 目 及 び 許 容 限 度			適用する 区 域
	化学的酸素要求量 mg/ℓ	浮遊物質 mg/ℓ	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量（動 植物油脂類含有量） mg/ℓ	
すべての業種に係る工場又は事業場	25（日間平均 20）	90（日間平均 70）	15	黒部ダム 貯水池 （黒部湖）
水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置する工場又は事業場	日 間 平 均 30			

備考 1 別表2の備考第3項から第5項までと同じ。

2 この表における「すべての業種」に係る排水基準は、平成3年5月1日において、水質令別表第1に掲げられている施設に係る業種についてのみ適用する。

別表 11 境川ダム貯水池（桂湖）水域に係る排水基準

区 分	項 目 及 び 許 容 限 度			適用する 区 域
	化学的酸素要求量 mg/ℓ	浮遊物質 mg/ℓ	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量（動 植物油脂類含有量） mg/ℓ	
すべての業種に係る工場又は事業場	25（日間平均 20）	90（日間平均 70）	15	境川ダム 貯水池 （桂湖）
水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置する工場又は事業場	日 間 平 均 30			

- 備考 1 別表2の備考第3項から第5項までと同じ。
 2 この表における「すべての業種」に係る排水基準は、平成13年5月1日において、水質令別表第1に掲げられている施設に係る業種についてのみ適用する。

7 水質汚濁防止法に基づく地下浸透基準

○施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年8月21日環境庁告示第39号）

項 目	浸透基準値	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/l	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法（ただし、規格55.1に定める方法にあっては、規格55の備考1に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	0.1 mg/l	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.1 mg/l	昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法
鉛及びその化合物	0.005 mg/l	規格54に定める方法（ただし、規格54.1に定める方法にあっては規格54の備考1に定める操作を、規格54.3に定める方法にあっては規格54の備考3に定める操作を行うものとする。）
六価クロム化合物	0.04 mg/l	規格65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格65の備考15のb）（第1段を除く。）及び規格65.1定める方法）
砒素及びその化合物	0.005 mg/l	規格61に定める方法
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/l	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/l	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/l	環境基準告示付表3に掲げる方法
トリクロロエチレン	0.002 mg/l	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/l	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
ジクロロメタン	0.002 mg/l	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.0002 mg/l	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/l	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/l	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/l	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/l	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/l	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.0002 mg/l	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.0006 mg/l	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.0003 mg/l	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.002 mg/l	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.001 mg/l	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン及びその化合物	0.002 mg/l	規格67.2又は67.3に定める方法
ほう素及びその化合物	0.2 mg/l	規格47に定める方法又は環境基準告示付表7に掲げる方法
ふっ素及びその化合物	0.2 mg/l	規格34に定める方法又は規格34.1C）（注 ⁽⁶⁾ 第3文を除く。）に定める方法及び環境基準告示付表6に掲げる方法
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 mg/l	規格42.2、42.3又は42.5に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法
	亜硝酸性窒素 0.2 mg/l	規格43.1に定める方法により、検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法
	硝酸性窒素 0.2 mg/l	規格43.2.5に定める方法により、検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法

8 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出について

届出の種類	届出を必要とする場合	届出様式	時期	届出を怠った場合等の罰則	届出者	提出部数
①特定施設の設置届 (法第12条)	工場等に特定施設を新たに設置しようとする場合	様式第1	特定施設の設置の工事着手予定日の60日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 3ヶ月以下の懲役 又は30万円以下の罰金 (法第46条)	施設を設置しようとする者	正副 2部
②特定施設の使用届 (法第13条)	施設が特定施設となった際、既にその施設を設置している場合	様式第1	施設が特定施設となった日から30日以内	同上 20万円以下の罰金 (法第47条)	施設を設置している者	
	水質施設が大気施設となった際、既にその施設を設置している場合、又は、大気施設が水質施設となった際、既にその施設を設置している場合	様式第1	水質施設が大気施設となった日、又は、大気施設が水質施設となった日から30日以内	同上 10万円以下の罰金 (法第49条)		
③特定施設の構造等の変更届 (法第14条)	①又は②の届出に係る特定施設の構造、使用方法、処理の方法等を変更しようとする場合	様式第1	特定施設の構造等変更の着手予定日の60日前まで	同上 3ヶ月以下の懲役 又は30万円以下の罰金 (法第46条)	①又は②の届出をした者	
④氏名等(氏名、名称、住所、所在地、代表者氏名)の変更届 (法第18条)	①又は②の届出に係る氏名、名称、住所、所在地、代表者氏名に変更があった場合	様式第3	変更した日から30日以内	同上 10万円以下の過料 (法第49条)	①又は②の届出をした者	
⑤特定施設の使用廃止届 (法第18条)	①又は②の届出に係る特定施設の使用を廃止した場合	様式第4	廃止した日から30日以内	同上 10万円以下の過料 (法第49条)	①又は②の届出をした者	
⑥承継届 (法第19条)	①又は②の届出者の地位を継承した場合(譲受、借受、相続、合併によるもの)	様式第5	承継があった日から30日以内	同上 10万円以下の過料 (法第49条)	①又は②の届出者の地位を継承した者	

- 備考 1 届出書は、県環境保全課に提出してください。ただし、富山市については富山市環境保全課に提出してください。
- 2 届出書の用紙は、県環境保全課及び富山市環境保全課に備えつけてあります。
- 3 届出については、記載要領に不明な点は、提出先の県環境保全課または富山市環境保全課にお問い合わせください。
- 4 受理書は、審査のうえ届出者に交付します。

◎ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設

○ 大気基準適用施設(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1)

号番号	施設の種類
1	焼結鋳(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉、乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉であつて、火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの

○ 水質基準対象施設(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2)

号番号	施設の種類
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設(H14.8.15 追加)
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設(H13.12.1 追加)
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設(H14.8.15 追加)
5	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
6	カプロラクタムの製造(塩化二トロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(H13.12.1 追加) イ 硫酸濃縮施設、ロ シクロヘキサン分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設
7	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(H13.12.1 追加) イ 水洗施設、ロ 廃ガス洗浄施設
8	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(H16.1.1 追加) イ ろ過施設、ロ 乾燥施設、ハ 廃ガス洗浄施設
9	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(H16.1.1 追加) イ ろ過施設、ロ 廃ガス洗浄施設
10	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3,2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(H14.8.15 追加) イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設、ニ 熱風乾燥施設
11	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設
12	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(H14.8.15 追加) イ 精製施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設
13	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設
14	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設(廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設)
15	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
16	第1号から第14号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第14号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

9 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準

○ 水質基準適用事業場の水質排出基準値（施行規則別表第2）

号番号	施設の種類の	水質排出基準
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10 pg - TEQ/L
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
6	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
7	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
8	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H16.1.1 追加） イ ろ過施設、ロ 乾燥施設、ハ 廃ガス洗浄施設	
9	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H16.1.1 追加） イ ろ過施設、ロ 廃ガス洗浄施設	
10	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
11	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
12	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
13	別表第1第5号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
14	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設	
15	下水道終末処理施設（上記及び下記に掲げる施設から排出される汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
16	上記（下水道終末処理施設を除く。）に掲げる施設を設置する工事又は事業場から排出される水の処理施設	

備考 排水水を測定する場合にあつては日本工業規格 K0312 によること。

10 その他の基準等

(1) 海水浴場の水質判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA (検出限界 2 個/100 ml)	油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	全透 (1m 以上)
	水質 A	油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質 B	常時は油膜が認められない	5mg/l以下	1m 未満～ 50cm 以上
	水質 C	常時は油膜が認められない	8mg/l以下	1m 未満～ 50cm 以上
不適	1,000 個/100 ml を超えるもの	常時は油膜が認められない	8mg/l超	50cm 未満*
測定方法	付表 1 の第 1 又は第 2 に定める方法	目視による観察	日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法	付表 2 に定める方法

注 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

1 判定については、上記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを、「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質 C」とする。

2 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質 B」又は「水質 C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100 ml を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

(2) 底質の暫定除去基準 (昭和 50 年 10 月 28 日付け環水管第 119 号 環境庁水質保全局長通達)

項 目	水 域	基 準
PCB (底質の乾燥重量当たり)	全水域	10 ppm 以上
水銀 (底質の乾燥重量当たり)	河川及び湖	25 ppm 以上
	海域	次式により算出した値 (C) 以上 (注) $C = 0.18 \cdot (\Delta H / J) \cdot (1 / S)$ (ppm) $\Delta H =$ 平均潮差 (m) $J =$ 溶出率 $S =$ 安全率

注 富山湾 25 ppm 以上、富山港 (運河を含む。) 30 ppm 以上、伏木港 25 ppm 以上

(3) 土壌の汚染に係る環境基準 (平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号)

項 目	環境上の条件	測 定 方 法
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法 (規格 38.1.1 に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 4 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 定める方法
砒素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法

項 目	環境上の条件	測 定 方 法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シ マ ジ ン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
ふ っ 素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほ う 素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

- 備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及び EPN をいう。

(4) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る基準

(単位：mg/ℓ)

農薬名	暫定指導指針値	県指導値	農薬名	暫定指導指針値	県指導値
(殺虫剤)			(殺菌剤)		
アセフェート	0.8	0.08	ペンシクロン	0.4	0.04
イソキサチオン	0.08	0.008	ホセチル	23	—
イソフェンホス	0.01	0.001	ポリカーバメート	0.3	—
エトフェンプロックス	0.8	—	メタラキシル	0.5	0.05
クロルピリホス	0.04	0.004	メプロニル	1	0.1
ダイアジノン	0.05	0.005	(除草剤)		
チオジカルブ	0.8	—	アシュラム	2	0.2
トリクロルホン(DEP)	0.3	0.03	ジチオピル	0.08	0.008
ピリダフェンチオン	0.02	0.002	シデュロン	3	—
フェニトロチオン(MEP)	0.03	0.003	シマジン(CAT)	0.03	0.003
(殺菌剤)			テルブカルブ(MBPMC)	0.2	0.02
アズキシストロビン	5	—	トリクロピル	0.06	0.006
イソプロチオラン	0.4	0.04	ナプロパミド	0.3	0.03
イプロジオン	3	0.3	ハロスルフロンメチル	0.3	—
イミノクタジン酢酸塩	0.06	—	ピリブチカルブ	0.2	0.02
エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	0.004	ブタミホス	0.04	0.004
オキシシン銅(有機銅)	0.4	0.04	フラザスルフロン	0.3	—
キャプタン	3	0.3	プロピザミド	0.08	0.008
クロロタロニル(TPN)	0.4	0.04	ベンスリド(SAP)	1	0.1
クロロネブ	0.5	0.05	ペンディメタリン	0.5	0.05
チウラム(チラム)	0.06	0.006	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.8	0.08
トルクロホスメチル	0.8	0.08	メコプロップ(MCPP)	0.05	0.005
フルトラニル	2	0.2	メチルダイムロン	0.3	0.03
プロピコナゾール	0.5	—			

備考 ・「環境省指針値」：ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針
(平成 2 年 5 月 24 日付け環水土第 77 号、平成 3 年 7 月 30 日付け環水土第 109 号、平成 4 年 12 月 21 日付け環水土第 187 号、平成 9 年 4 月 24 日付け環水土第 100 号環境庁水質保全局長通達、平成 13 年 12 月 28 日付け環水土第 234 号環境省環境管理局水環境部長通達)

・「富山県指導値」：富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱

(5) 公共用水域等における農薬の水質評価指針

(平成6年4月15日付け環水土第86号環境庁水質保全局長通達)

農薬名	種類	評価指針値 (mg/l)
イプロジオン	殺菌剤	0.3 以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006 以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 以下
シメトリン	除草剤	0.06 以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 以下
トリクロルホン	殺虫剤	0.03 以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 以下
フサライド	殺菌剤	0.1 以下
ブタミホス	除草剤	0.004 以下
ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 以下
プレチラクロール	除草剤	0.04 以下
プロペナゾール	殺菌剤	0.05 以下
プロモブチド	除草剤	0.04 以下
フルトラニル	殺菌剤	0.2 以下
ペンシクロン	殺菌剤	0.04 以下
ベンスリド(SAP)	除草剤	0.1 以下
ペンディメタリン	除草剤	0.1 以下
マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01 以下
メフェナセツト	除草剤	0.009 以下
メプロニル	殺菌剤	0.1 以下
モリネート	除草剤	0.005 以下
(以上 27 農薬)		

(6) 下水道基準 (下水道法 昭和 33 年 4 月 24 日 法律第 79 号)

ア 下水道終末処理場 放流水基準

区 分	活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により、下水を処理する場合	高速散水濾床法、モデファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により、下水を処理する場合	沈殿法により、下水を処理する場合	その他の場合
pH	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD (mg/l)	20 以下	60 以下	120 以下	150 以下
SS (mg/l)	70 以下	120 以下	150 以下	200 以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下

注 水質汚濁防止法 (昭和 45 年 法律第 138 号) 第 3 条第 1 項の規定による省令により、又は同条第 3 項の規定による条例その他の条例により、この表に掲げる項目については厳しい排水基準が定められ、又はこの項目以外の項目についても排水基準が定められている場合には、その排水基準をもって水質基準とする。

イ 特定事業場 放流水基準

(ア) 有害物質等

物 質	基 準 値	物 質	基 準 値
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l 以下
シアン化合物	1 mg/l 以下	チウラム	0.06 mg/l 以下
有機燐化合物	1 mg/l 以下	シマジン	0.03 mg/l 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/l 以下	チオベンカルブ	0.2 mg/l 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/l 以下	ベンゼン	0.1 mg/l 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/l 以下	セレン及びその化合物	0.1 mg/l 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/l 以下	ほう素及びその化合物 (海域以外) (海域)	10 mg/l 以下 230 mg/l 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	ふっ素及びその化合物 (海域以外) (海域)	8 mg/l 以下 15 mg/l 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l 以下		
トリクロロエチレン	0.3 mg/l 以下	フェノール類	5 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	銅及びその化合物	3 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/l 以下	亜鉛及びその化合物	5 mg/l 以下
四塩化炭素	0.02 mg/l 以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l 以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/l 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l 以下	クロム及びその化合物	2 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l 以下	ダイオキシン類	10 pg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l 以下		

注 水質汚濁防止法（昭和 45 年 法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定による省令により、又は同条第 3 項の規定による条例その他の条例により、この表に掲げる項目については厳しい排水基準が定められ、又はこの項目以外の項目についても排水基準が定められている場合には、その排水基準をもって水質基準とする。

(イ) 生活環境項目

下水道法の規定により、条例で定められることがある。

(7) し尿浄化槽及び合併処理浄化槽における処理性能基準

(建築基準法 昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号)

し尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域	処理対象人員 (人)	性 能	
		BOD 除去率 (%)	浄化槽からの 放流水の BOD (mg/l)
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域 (富 山 県)	50 以下	65 以上	90 以下
	51 以上 500 以下	70 以上	60 以下
	501 以上	85 以上	30 以下
特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規則で指定する区域		55 以上	120 以下
その他の区域	500 以下	65 以上	90 以下
	501 以上 2,000 以下	70 以上	60 以下
	2,001 以上	85 以上	30 以下
1 この表における処理対象人員の算定は、国土交通大臣が定める方法により行うものとする。 2 この表において、生物化学的酸素要求量 (BOD) の除去率とは、し尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値からし尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値をし尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合をいうものとする。			

(8) 飲料水基準等

ア 水道法に基づく水質基準 (平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令 101 号)

	項 目	基 準 値
1	一般細菌	1mℓの検水で形成される集落数が 100 以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.01 mg/ℓ以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/ℓ以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/ℓ以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/ℓ以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/ℓ以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05 mg/ℓ以下
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/ℓ以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/ℓ以下
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/ℓ以下
13	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
19	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
20	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
21	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下
22	クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/ℓ以下
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下
25	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下
26	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン及びプロモホルム のそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/ℓ以下
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/ℓ以下
28	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下
29	プロモホルム	0.09 mg/ℓ以下
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下

	項 目	基 準 値
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/l以下
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/l以下
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/l以下
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/l以下
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/l以下
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/l以下
37	塩化物イオン	200 mg/l以下
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l以下
39	蒸発残留物	500 mg/l以下
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下
41	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/l以下
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	5 mg/l以下
46	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
47	味	異常でないこと
48	臭気	異常でないこと
49	色度	5 度以下であること
50	濁度	2 度以下であること

イ 水質管理目標設定項目

(平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号 厚生労働省健康局長通達)

	項 目	目 標 値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.015mg/l以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/l以下（暫定）
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.01mg/l以下（暫定）
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/l以下（暫定）
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
6	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
7	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
8	トルエン	0.2mg/l以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/l以下
10	亜塩素酸	0.6mg/l以下
11	塩素酸	0.6mg/l以下
12	二酸化塩素	0.6mg/l以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.04mg/l以下（暫定）
14	抱水クロラール	0.03mg/l以下（暫定）
15	農薬類（101農薬）	検出値と目標値の比の和として、1以下
16	残留塩素	1mg/l以下
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/l以上100mg/l以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/l以下
19	遊離炭酸	20mg/l以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下
21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02mg/l以下
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/l以下
23	臭気強度（TON）	3以下
24	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける

ウ おいしい水道水の水質要件（昭和 60 年 4 月 24 日 厚生省おいしい水研究会）

水 質 項 目	数 値	水 質 項 目	数 値
蒸発残留物	30～200mg/l	遊離炭酸	3～30mg/l
過マンガン酸カリウム消費量	3mg/l以下	臭気度	3 以下
残留塩素	0.4mg/l以下	水温	最高 20℃以下
硬度	10～100mg/l		

(9) 水産用水基準 ((社) 日本水産資源保護協会 平成 12 年 12 月)

項目	基準値		
	淡水域		海域
	河川	湖沼	
有機物 COD BOD	BOD ①自然繁殖条件 3mg/l以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 2mg/l以下) ②成育条件 5mg/l以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 3mg/l以下)	COD _{Mn} (酸性法) ①自然繁殖条件 4mg/l以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 2mg/l以下) ②成育条件 5mg/l以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 3mg/l以下)	COD _{OH} (アルカリ性法) ①一般海域 1mg/l以下 ②ノリ養殖場、閉鎖性内湾の沿岸域 2mg/l以下
全窒素		<ul style="list-style-type: none"> ・コイ、フナを対象とする場合 1.0mg/l以下 ・ワカサギを対象とする場合 0.6mg/l以下 ・サケ科、アユ科を対象とする場合 0.2mg/l以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準が定める水産 1種、水産 2種、水産 3種 ・ノリ養殖に最低必要な栄養塩濃度 無機態窒素 0.07-0.1mg/l
全リン		<ul style="list-style-type: none"> ・コイ、フナを対象とする場合 0.1mg/l以下 ・ワカサギを対象とする場合 0.05mg/l以下 ・サケ科、アユ科を対象とする場合 0.01mg/l以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準が定める水産 1種、水産 2種、水産 3種 ・ノリ養殖に最低必要な栄養塩濃度 無機態リン 0.007-0.014mg/l
溶存酸素 (DO)	6mg/l以上 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 7mg/l以上)	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・6mg/l以上 ・内湾漁場の夏季底層においては 4.3mg/lを最低限維持
pH	<ul style="list-style-type: none"> ・6.7~7.5 ・急激な変化がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6.7~7.5 ・急激な変化がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7.8~8.4 ・急激な変化がないこと。
懸濁物質 (SS)	<ul style="list-style-type: none"> ・25mg/l以下 (ただし、人為的に加えられるものは 5mg/l以下) ・忌避行動などの原因とならないこと。 ・水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ①貧栄養湖で、サケ、マス、アユなどの生産に適する湖沼は 1.4mg/l以下、透明度は 4.5m 以上 ②温水性魚類の生産に適する湖沼は 3.0mg/l以下、透明度は 1.0m 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・人為的に加えられるもの 2mg/l以下 ・海藻類の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。
着色	<ul style="list-style-type: none"> ・光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。 ・忌避行動の原因とならないこと。 		
水温	<ul style="list-style-type: none"> ・水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。 		
大腸菌類	<ul style="list-style-type: none"> ・大腸菌群数 (MPN) が 100ml当たり 1,000 以下であること。ただし、生食用のカキを飼育するためには 100ml当たり 70 以下であること。 		

項目	基準値		
	淡水域		海域
	河川	湖沼	
油分	<ul style="list-style-type: none"> ・水中には油分が検出されないこと。 ・水面には油膜が認められないこと。 		
有害物質	<ul style="list-style-type: none"> ・別表に掲げる物質ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおり。 		
底質	<ul style="list-style-type: none"> ・河川及び湖沼では、有機物などにより汚泥床、ミズワタなどの発生をおこさないこと。 ・海域では乾泥としてCOD_{OH}（アルカリ性法）20mg/g以下、硫化物0.2mg/g以下、ノルマルヘキサン抽出物0.1%以下であること。 ・微細な懸濁物が岩面、礫、又は砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 ・溶出試験により得られた検液中の有害物質のうち、水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の10倍を下回ること。ただしカドミウム、全シアン、アルキル水銀、PCBについては、溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の定量限界を下回ること。 		

別表 有害物質の基準値

項目	基準値 (mg/l)		項目	基準値 (mg/l)	
	淡水域	海水域		淡水域	海水域
カドミウム	検出されないこと	検出されないこと	ダイアジノン	0.00004	0.0001
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	フェニトロチオン (MEP)	0.00001	0.00001
鉛	0.001	0.003	イソプロチオラン	0.01	0.04
六価クロム	0.003	0.01	オキシシン銅	0.008	—
砒素	0.01	0.01	クロロタロニル (TPN)	0.002	0.002
総水銀	検出されないこと	検出されないこと	プロピザミド	0.008	—
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	EPN	検出されないこと	0.0002
PCB	検出されないこと	検出されないこと	ジクロロボス (DDVP)	0.00003	0.0004
ジクロロメタン	0.02	—	フェノブカルブ (BPMC)	0.0003	0.003
四塩化炭素	0.002	0.002	イプロベンホス (IBP)	0.0001	0.008
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004	クロロニトロフェン (CNP)	0.06	0.08
1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.02	トルエン	0.6	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	0.5	キシレン	0.4	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	—	フタル酸ジエチルヘキシル	0.001	0.06
トリクロロエチレン	0.03	0.03	ニッケル	検出されないこと	検出されないこと
テトラクロロエチレン	0.01	0.01	モリブデン	0.07	0.07
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002	アンチモン	検出されないこと	0.4
チウラム	0.006	—	全アンモニア	0.2	0.3
シマジン (CAT)	0.003	—	残留塩素 (残留オキシダント)	検出されないこと	検出されないこと
チオベンカルブ	0.02	0.02	硫化水素	検出されないこと	検出されないこと
ベンゼン	0.01	0.01	銅	0.001	0.0001
セレン	0.002	0.01	亜鉛	0.001	0.005
硝酸態窒素	10	10	アルミニウム	検出されないこと	0.1
亜硝酸態窒素	0.03	0.06	マンガン	1	0.6
ふっ素	0.8	1.4	鉄	0.1	2
ほう素	検出されないこと	4.5	陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ダイオキシン	1 pgTEQ/l	1 pgTEQ/l	非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
クロロホルム	0.01	0.06	ベンゾ(a)ピレン	0.00001	0.00001
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.06	トリブチルスズ化合物	0.0001	0.000002
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.1	フェノール	1	1
イソキサチオン	0.00002	0.00003			

備考 ・「検出されないこと」とは、項目ごとに定められた分析方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

・「—」については、基準値が設定されていない。

(10) 農業用水基準 (農林省 昭和 45 年 3 月…かんがい用水の水質指標)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
pH	6.0~7.5	電気伝導度 (ms/cm)	0.3 以下
COD (ppm)	6 以下	ヒ素 (ppm)	0.05 以下
SS (ppm)	100 以下	亜鉛 (ppm)	0.5 以下
DO (ppm)	5 以上	銅 (ppm)	0.02 以下
全窒素 (ppm)	1 以下		

(11) 食品中の PCB 暫定的規制値

(昭和 47 年 8 月 24 日付け環食第 442 号 厚生省環境衛生局長通達)

項 目		規 制 値
魚介類	遠洋沖合魚介類	0.5 ppm
	内海内湾 (内水面を含む。) 魚介類 (可食部)	3 ppm

(12) 魚介類の水銀暫定的規制値

(昭和 48 年 7 月 23 日付け環乳第 99 号 厚生省環境衛生局長通達)

項 目	規 制 値
総 水 銀	0.4 ppm
メ チ ル 水 銀	0.3 ppm (水銀として)

ただし、マグロ類 (マグロ、カジキ及びカツオ) 及び内水面水域の河川産の魚介類 (湖沼産の魚介類は含まない。)、並びに深海性魚介類等 (メヌケ類、キンメダイ、ギンダラ、ベニズワイガニ、エッチュウバイガイ及びサメ類) については適用しない。

(13) 悪臭防止法に基づく排出水中における特定悪臭物質の規制基準

(昭和 48 年 3 月 31 日富山県告示第 271 号、平成 16 年一部改正)

ア 規制地域

以下の市町名の欄に掲げる市町の区域のうち、同表の基準日の欄に掲げる日において都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による都市計画に定められている同法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

市町名	基準日	市町名	基準日
高岡市	平成 14 年 4 月 1 日	南砺市	平成 14 年 4 月 1 日
新湊市	同 上	(旧井波町の区域に限る。)	
魚津市	同 上	大沢野町	同 上
氷見市	同 上	大山町	同 上
滑川市	同 上	上市町	同 上
黒部市	同 上	立山町	同 上
砺波市	平成 16 年 11 月 1 日	入善町	同 上
(旧砺波市の区域を除く。)		朝日町	同 上
砺波市	平成 14 年 4 月 1 日	八尾町	同 上
(旧砺波市の区域に限る。)		婦中町	同 上
小矢部市	同 上	小杉町	同 上
南砺市	平成 16 年 11 月 1 日	大門町	同 上
(旧井波町の区域を除く。)		大島町	同 上
		福岡町	同 上

備考 ・この表における「旧」をつけた市町の名称は、平成 16 年 10 月 31 日におけるものを示す。
 ・富山市については、規制地域の指定及び規制基準の設定を独自に行っている。

イ 規制基準

排出水中における特定悪臭物質の規制基準 $C_{L,m} = k \times C_m$

$C_{L,m}$: 排出水中における特定悪臭物質の濃度 (単位: mg/l)

k : 定数 (悪臭防止法施行規則別表第 2) (単位: mg/l)

C_m : 事業場の敷地境界線の地表における規制基準 (単位: ppm)

定数 k 及び事業場の敷地境界線の地表における規制基準 C_m

特定悪臭物質	定数 k (単位: mg/l)			事業場の敷地境界線の地表における規制基準 C_m (単位: ppm)	
	排水量 0.001 m ³ /s 以下	排水量 0.001 m ³ /s を超え、 0.1 m ³ /s 以下	排水量 0.1 m ³ /s を超える	工業専用地域	その他の 用途地域
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71	0.004	0.002
硫化水素	5.6	1.2	0.26	0.06	0.02
硫化メチル	32	6.9	1.4	0.05	0.01
二硫化メチル	63	14	2.9	0.03	0.009

注 工業専用地域とは、規制地域のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域をいい、その他の用途地域とは規制地域のうち工業専用地域以外の区域をいう。

排出水中に含まれる特定悪臭物質の規制基準 C_{Lm} (単位: mg/l)

排水量 規制地域 特定悪臭物質	0.001 m ³ /s 以下		0.001 m ³ /s を超え、 0.1 m ³ /s 以下		0.1 m ³ /s を超える	
	工業専用地域	その他の 用途地域	工業専用地域	その他の 用途地域	工業専用地域	その他の 用途地域
メチルメルカプタン	0.06	0.003	0.01	0.007	0.003	0.001
硫化水素	0.3	0.1	0.07	0.02	0.02	0.005
硫化メチル	2	0.3	0.3	0.07	0.07	0.01
二硫化メチル	2	0.6	0.4	0.1	0.09	0.03

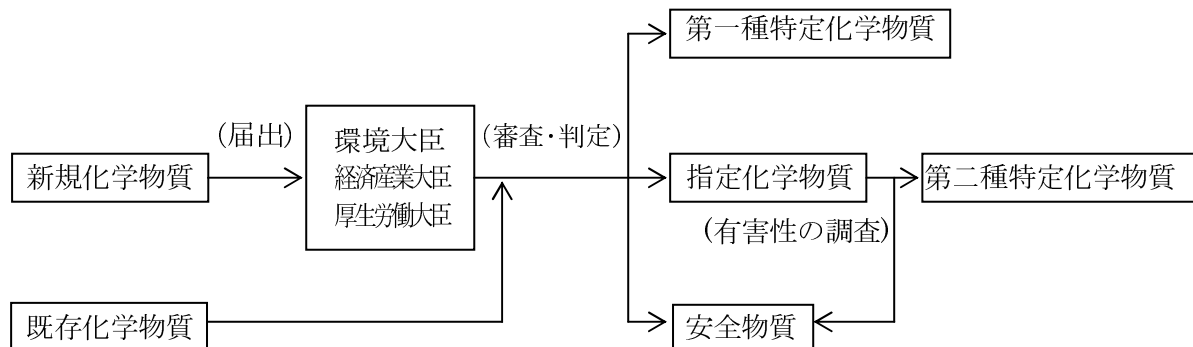
注 工業専用地域とは、規制地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域をい
い、その他の用途地域とは規制地域のうち工業専用地域以外の区域をいう。

(14) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

PCB による環境汚染問題を契機として、PCB 類似の性状（難分解性、高蓄積性、長期毒性）を有する化学物質の規制を目的として昭和 48 年に制定された。

同法は、その後、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンによる地下水汚染問題等を契機に昭和 61 年に改正されている。

ア 化審法の仕組み



イ 化審法による化学物質の規制区分及び指定状況

化学物質の区分	定 義	規 制 内 容	指定された化学物質	
第一種特定化学物質	難分解性、高蓄積性の性状を有し、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある化学物質で政令で定めるもの。	許可外製造、輸入の禁止特定用途以外の使用禁止等 (一部を除いて原則的に、製造輸入使用は認められない。)	13 物質	表 1
第二種特定化学物質	蓄積性は低いものの難分解性の性状を有し、かつ、継続的に摂取される場合には、人の健康を損なう恐れがある化学物質であって、その製造等の状況からみて、相当広範な地域の環境において相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人の健康に係る被害を生ずる恐れがあると認められるもので政令で定めるもの。	製造、輸入の予定数量の届出等が義務付けられ、必要があれば数量を制限することができる。	23 物質	表 2
指定化学物質	蓄積性は低いものの難分解性の正常を有し、かつ、継続的に摂取される場合には、人の健康を損なう恐れがある化学物質である疑いがあり、厚生大臣及び経済産業大臣が指定するもの。	製造、輸入の実績数量の届出が義務づけられ、その数量及び環境汚染の状況から必要と認められる場合には、長期毒性の詳細な調査を指示する。その結果に基づき必要な場合には、第二種特定化学物質に指定する。	676 物質	(略)
上のいずれの区分にも該当しないもの		規制なし。		

表 1 第一種特定化学物質

通し番号	化 学 物 質 名	指 定 年 月 日
1	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	昭和 49 年 6 月 7 日
2	ポリ塩化ナフタレン (PCN、塩素数が 3 つ以上のものに限る。)	昭和 54 年 8 月 14 日
3	ヘキサクロロベンゼン (HCB)	〃
4	アルドリン	昭和 56 年 10 月 2 日
5	ディルドリン	〃
6	エンドリン	〃
7	DDT	〃

通し番号	化 学 物 質 名	指 定 年 月 日
8	クロルデン類 (クロルデン又はヘプタクロル)	昭和 61 年 9 月 17 日
9	ビス (トリブチルスズ) =オキシド	平成元年 12 月 27 日
10	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン、又は N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	平成 12 年 12 月 27 日
11	TTBP	〃
12	トキサフェン	平成 14 年 9 月 4 日
13	マイレックス	〃

表 2 第二種指定化学物質

通し番号	化 学 物 質 名	指 定 年 月 日
1	トリクロロエチレン	平成元年 3 月 29 日
2	テトラクロロエチレン	〃
3	四塩化炭素	〃
4	トリフェニルスズ=N,N-ジメチルジチオカルバマート	平成元年 12 月 27 日
5	トリフェニルスズ=フルオリド	〃
6	トリフェニルスズ=アセタート	〃
7	トリフェニルスズ=クロリド	〃
8	トリフェニルスズ=ヒドロキシド	〃
9	トリフェニルスズの脂肪酸塩 (脂肪酸の炭素数が 9、10 又は 11 のものに限る。)	〃
10	トリフェニルスズ=クロロアセタート	〃
11	トリブチルスズ=メタクリラート	平成 2 年 9 月 12 日
12	ビス (トリブチルスズ) =フマラート	〃
13	トリブチルスズ=フルオリド	〃
14	ビス (トリブチルスズ) =2,3-ジブプロモスキナート	〃
15	トリブチルスズ=アセタート	〃
16	トリブチルスズ=ラウラート	〃
17	ビス (トリブチルスズ) =フタラート	〃
18	アルキル=アクリラート・メチル=メタクリラート・トリブチルスズ=メタクリラート共重合体 (アルキル=アクリラートのアルキル基の炭素数が 8 のものに限る。)	〃
19	トリブチルスズ=スルファート	〃
20	ビス (トリブチルスズ) =マレアート	〃
21	トリブチルスズ=クロリド	〃
22	トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物 (別名トリブチルスズ=ナフテナート)	〃
23	トリブチルスズ=1,2,3,4,4a,4b,5,6,10,10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1,4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物 (別名トリブチルスズロジン塩)	〃

(15) 内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質

(環境ホルモン戦略計画 SPEED'98(2000年11月版))

物質名	環境調査	用途	規制等
1. ダイキシン類		(非意図的生成物)	大防法、廃掃法、大気・土壌・水質環境基準、ダイキシン類対策特別措置法、POPs、PRTR法一種
2. ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	●	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品	水濁法、地下水・土壌・水質環境基準、74年化審法一種、72年生産中止、水濁法、海防法、廃掃法、POPs、PRTR法一種
3. ポリ臭化ビフェニール類(PBB)	—	難燃剤	
4. ヘキサクロロヘキセン(HCB)	◎	殺菌剤、有機合成原料	79年化審法一種、わが国では未登録、POPs
5. ペンタクロロフェノール(PCP)	◎	防腐剤、除草剤、殺菌剤	90年失効、水質汚濁性農薬、毒劇法、PRTR法一種
6. 2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸	—	除草剤	75年失効、毒劇法、食品衛生法
7. 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	●	除草剤	登録、PRTR法一種
8. アミトロール	◎	除草剤、分散染料、樹脂の硬化剤	75年失効、食品衛生法、PRTR法一種
9. アトラジン	◎	除草剤	登録、PRTR法一種
10. アラコロール	◎	除草剤	登録、海防法、PRTR法一種
11. CAT	◎	除草剤	登録、水濁法、地下水・土壌・水質環境基準、水質汚濁性農薬、廃掃法、水道法、PRTR法一種
12. ヘキサクロロシクロヘキサン、 エチルパラチオン	◎	殺虫剤	ヘキサクロロシクロヘキサンは71年失効・販売禁止、エチルパラチオンは72年失効
13. NAC	◎	殺虫剤	登録、毒劇法、食品衛生法、PRTR法一種
14. クロルテン	◎	殺虫剤	86年化審法一種、68年失効、毒劇法、POPs
15. オキシクロルテン	◎	クロルテンの代謝物	
16. Trans-ノタクロル	●	殺虫剤	ノタクロルは本邦未登録、トランスノタクロルは72年失効
17. 1,2-ジブプロモ-3-クロロプロパン	—	殺虫剤	80年失効
18. DDT	●	殺虫剤	81年化審法一種、71失効・販売禁止、食品衛生法、POPs
19. DDEandDDD	●	殺虫剤(DDTの代謝物)	わが国では未登録
20. ケルセン	◎	殺菌剤	登録、食品衛生法、PRTR法一種
21. アルトリン	—	殺虫剤	81年化審法一種、75年失効、土壌残留性農薬、毒劇法、POPs
22. エントリン	—	殺虫剤	81年化審法一種、75年失効、作物残留性農薬、水質汚濁性農薬 毒劇法、食品衛生法、POPs
23. ティルトリン	◎	殺虫剤	81年化審法一種、75年失効、土壌残留性農薬、毒劇法 食品衛生法、家庭用品法、POPs
24. エントスルファン(ヘンゾエヒン)	◎	殺虫剤	登録、毒劇法、水質汚濁性農薬、PRTR法一種
25. ヘブタクロル	—	殺虫剤	86年化審法一種、75年失効、毒劇法、POPs
26. ヘブタクロルエポキシイタ	◎	ヘブタクロルの代謝物	
27. マラチオン	◎	殺虫剤	登録、食品衛生法、PRTR法一種
28. ミソミル	●	殺虫剤	登録、毒劇法

物質名	環境調査	用途	規制等
29.トキシクロル	—	殺虫剤	60年失効
30.マイレックス		殺虫剤	わが国では未登録、POPs
31.ニトロフェン	—	除草剤	82年失効
32.トキサフェン		殺虫剤	わが国では未登録、POPs
33.トリブチルスズ	◎	船底塗料、漁網の防腐剤	90年化審法(TBTOは第一種、残り13物質は第二種)、家庭用品法、PRTR法一種
34.トリフェニルスズ	◎	船底塗料、漁網の防腐剤	90年化審法二種、90年失効、家庭用品法、PRTR法一種
35.トリフルタリン	●	除草剤	登録、PRTR法一種
36.アルキルフェノール(C5からC9)、 ノニルフェノール、4-オクチルフェノール	●	界面活性剤の原料/分解生成物	海防法、PRTR法一種(ノニルフェノール、オクチルフェノールのみ)
37.ビスフェノールA	●	樹脂の原料	食品衛生法、PRTR法一種
38.フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	◎	プラスチックの可塑剤	水質関係要監視項目、PRTR法一種
39.フタル酸ブチルベンジル	◎	プラスチックの可塑剤	海防法、PRTR法一種
40.フタル酸ジ-n-ブチル	◎	プラスチックの可塑剤	海防法、PRTR法一種
41.フタル酸ジシクロヘキシル	◎	プラスチックの可塑剤	
42.フタル酸ジエチル	◎	プラスチックの可塑剤	海防法
43.ベンゾ(a)ピレン	◎	(非意図的生成物)	
44.2,4-ジクロロフェノール	◎	染料中間体	海防法
45.アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	◎	プラスチックの可塑剤	海防法、PRTR法一種
46.ベンゾフェノン	●	医薬品合成原料、保香剤等	
47.4-ニトロトルエン	●	2,4ジニトロトルエンなどの中間体	海防法
48.オクタクロスチレン	◎	(有機塩素系化合物の副生成物)	
49.アルデイカーブ		殺虫剤	わが国では未登録
50.ベノミル	◎	殺菌剤	登録、PRTR法一種
51.キーボン(ケルデコン)		殺虫剤	わが国では未登録
52.マンセブ(マンコセブ)	◎	殺菌剤	登録、PRTR法一種
53.マンネブ	◎	殺菌剤	登録、PRTR法一種
54.メチラム		殺菌剤	75年失効
55.トリブジン	—	除草剤	登録、食品衛生法
56.シペルメトリン	—	殺虫剤	登録、毒劇法、食品衛生法、PRTR法一種
57.エスフェンバレート	—	殺虫剤	登録、毒劇法
58.フェンバレート	—	殺虫剤	登録、毒劇法、食品衛生法、PRTR法一種
59.ベルメトリン	◎	殺虫剤	登録、食品衛生法、PRTR法一種
60.ピンクロゾリン	—	殺菌剤	98年失効
61.ジネブ	◎	殺菌剤	登録、PRTR法一種
62.ジラム	◎	殺菌剤	登録、PRTR法一種
63.フタル酸ジペンチル	◎		わが国では生産されていない
64.フタル酸ジヘキシル	◎		わが国では生産されていない
65.フタル酸ジプロピル	◎		わが国では生産されていない

備考

- (1) 上記中の化学物質のほか、ホ르몬、鉛、水銀も内分泌攪乱作用が疑われている。
- (2) 環境調査は、平成10年度及び11年度全国一斉調査において、-:全媒体で未検出、◎:いずれかの媒体で検出されたもの、●:いずれかの媒体で最大値が過去(10年度調査を含む)に環境庁が行った測定値を上回ったもの、無印:調査未実施
- (3) 規制等の欄に記載した法律は、それら法律上の規制等の対象であることを示す。化審法は「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、大防法は「大気汚染防止法」、水濁法は「水質汚濁防止法」、海防法は「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」、廃掃法は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、毒劇法は「毒物及び劇物取締法」、家庭用品法は「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」、PRTR法は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」を意味する。地下水、土壌、水質の環境基準は、各々環境基本法に基づく「地下水の水質汚染に係る環境基準」「土壌の汚染に係る環境基準」「水質汚濁に係る環境基準」をさす。
- (4) 登録、失効、本邦未登録、土壌残留性農薬、作物残留性農薬、水質汚濁性農薬は農薬取締法に基づく。
- (5) POPs は、「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画」において指定された残留性有機汚染物質である。
- (6) 11.CAT、13.NACについては一般名に改めた。

出典 内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の取り組み方針について
—環境ホルモン戦略計画 SPEED'98— (2000年11月版)

11 水質環境計画の概要

水質環境計画(クリーンウォーター計画)は、昭和 62 年 2 月に策定されてから今日に至るまで、本県の水質環境の保全を総合的かつ計画的に推進するための指針としての役割を果たしてきた。

これまでの計画は、平成 9 年 9 月に改定されたものであり、その後、平成 13 年 4 月に 21 世紀初頭における県づくりの目指すべき方向を定めた「富山県民新世紀計画」が策定されたほか、富山湾の水質汚濁の顕在化、ダイオキシン類対策特別措置法の制定など、水質環境を取り巻く状況が変化してきたことから、これに対応するため、平成 14 年 3 月に所要の改定を行った。

1 計画の基本的考え方

(1) 趣旨

本計画は、これまで実施してきた施策の推進状況や各種の調査結果等をもとに、新たな環境問題への対応についても考慮のうえ、環境の世紀と言われる 21 世紀の、その初頭における本県の水質環境を保全する指針を示し、将来にわたって「水の王国とやま」を引き継いでいくための施策を明らかにするものである。

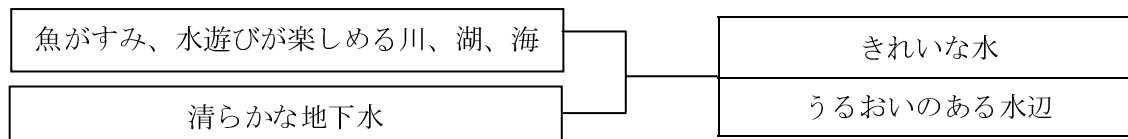
(2) 性格

「富山県環境基本条例」に定める環境基本計画に基づく水質汚濁防止に関する個別計画であり、水質環境の保全を総合的かつ計画的に推進し、目標を実現するための施策を示すとともに、水環境を利用する際の指針となるものである。

(3) 目標

計画の目標は、“魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水”とする。具体的な目標は、次のとおり設定する。

<目標>



<具体的な目標>

きれいな水	公共用水域	有害物質	環境基準
		河川の水質	環境基準の B 類型相当以上※
		湖沼の水質	環境基準の A 類型相当以上
	海域の水質	環境基準の B 類型相当以上※	
	地下水域	有害物質	環境基準
うるおいのある水辺	水辺空間	周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然と触れ合うことができ、散策など憩いの場が確保されていること	

※環境基準が A 類型や AA 類型に指定されている水域については、その環境基準の達成維持を目標とする。

(4) 期間

計画の期間は、特に定めないものとする。なお、計画の円滑な推進を図るため、概ね 5 年を目途に、施策等の見直しを図るものとする。

(5) 対象水域

県下全域の公共用水域及び地下水域を対象とする。

2 計画の施策

次頁の施策体系のとおり。

<主な改定施策>

① 河川水質目標のレベルアップ

河川の水質がこれまでの目標（環境基準のC類型（BOD：5 mg/l））をすべて達成したことから、21世紀初頭における本県のよりよい水質環境の確保を目指し、目標を1ランクレベルアップする。（B類型（BOD：3 mg/l）相当以上）

② 富山湾の水質改善対策の推進

富山湾に汚濁の原因である窒素、りんの水質環境目標を設定し、海域へ流入する窒素、りんの削減（生活排水、産業排水、農業排水等）対策を総合的・計画的に推進する。

富山湾海域における窒素、りんの水質環境目標

水域名	窒素	りん
小矢部川河口海域（乙）	0.17 mg/l以下	0.016 mg/l以下
神通川河口海域（乙）	0.23 mg/l以下	0.017 mg/l以下
その他の富山湾海域	0.14 mg/l以下	0.010 mg/l以下

③ 有害化学物質対策

有害化学物質による汚染実態を把握するためのダイオキシン類や環境ホルモン調査の実施や水質汚染等の浄化対策を実施するとともに、化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）に基づき工場・事業場における化学物質の適正管理を推進する。

④ 国際環境協力の推進

富山湾の水質保全及び「日本海学」を確立、推進するという理念のもとに環日本海地域における国際環境協力を行うとともに、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）と連携を図り、日本海及びその周辺地域における海洋環境の保全を推進する。

3 計画の推進

（1）行政、事業者、県民の役割

- ① 県は、長期的な展望に立って施策の展開を図るとともに、各種事業計画の策定に当たっては、この計画を指針とする。
- ② 市町村は、住民とともに水質環境の保全に努め、各種事業計画の策定に当たっては、地域の特性に配慮する。
- ③ 事業者は、水質環境に配慮した事業行動を行うとともに、開発行為を行うに当たっては、本計画の施策に配慮する。
- ④ 県民は、身近な水質環境の保全に努めるとともに、本計画の施策の推進に協力する。

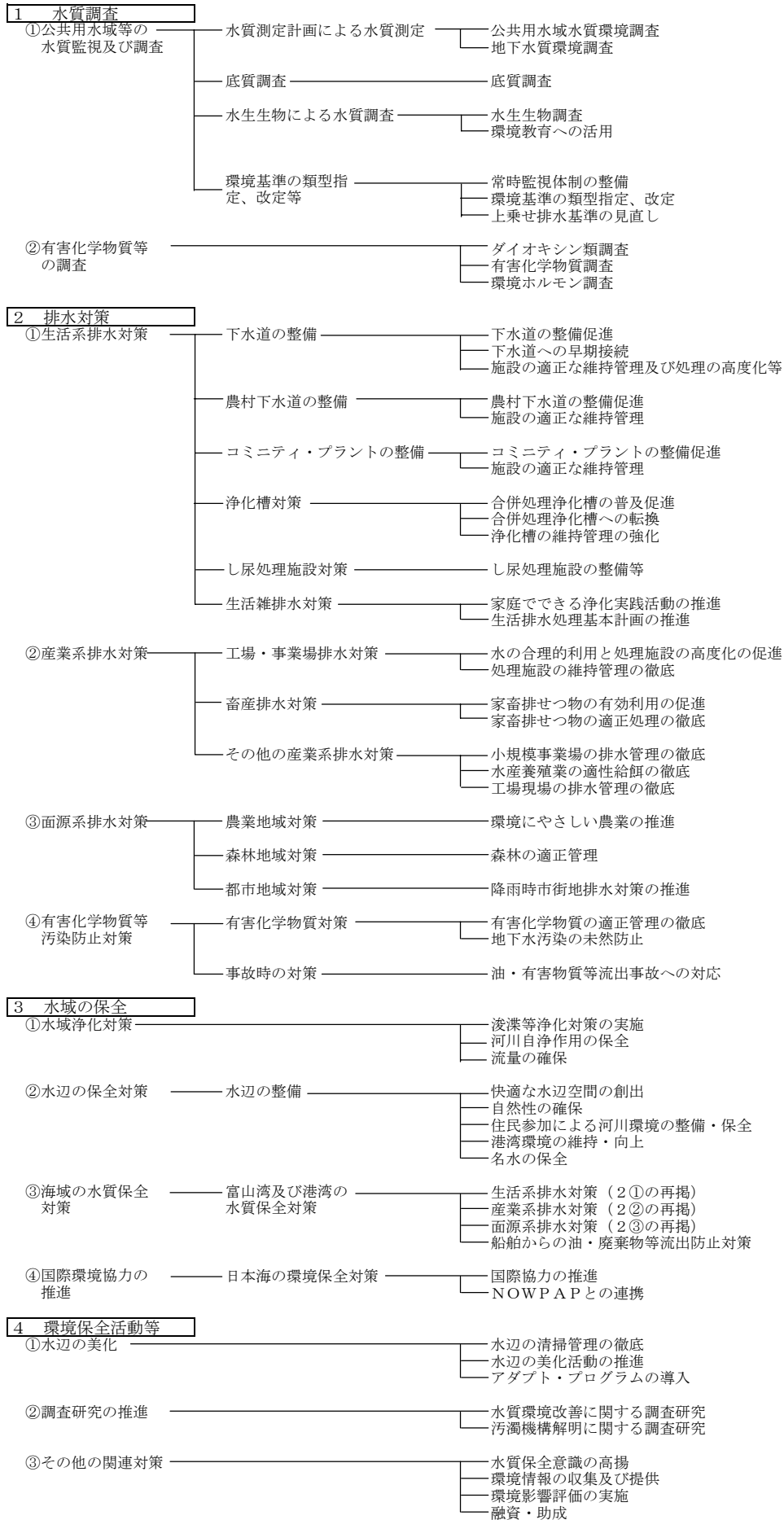
（2）計画の推進体制

計画の施策を、適正かつ効果的に推進するため、水質環境計画推進協議会において施策の実施状況や実施計画について協議する。

（3）計画の進行管理

公共用水域及び地下水の水質調査等を実施し、水質環境の実態や施策の効果などを評価するとともに、施策を実施するうえで必要な情報の収集、整備に努める。

《施策体系》



12 窒素・りん削減対策技術マニュアルの概要

工場・事業場からの産業系排水、生活系排水による窒素、りんの排出負荷量の削減を推進するため、削減のための基本的な考え方や生産プロセス、排水処理における改善などの事例を紹介したマニュアルを平成15年2月に作成した。

1 窒素・りん排出負荷量削減の基本的考え方

窒素、りんの排出負荷量を削減する方法として3つの方法があります。

①生産プロセス対策

排水中に窒素、りんが排出されないように製造方法、プロセス管理を改善する方法

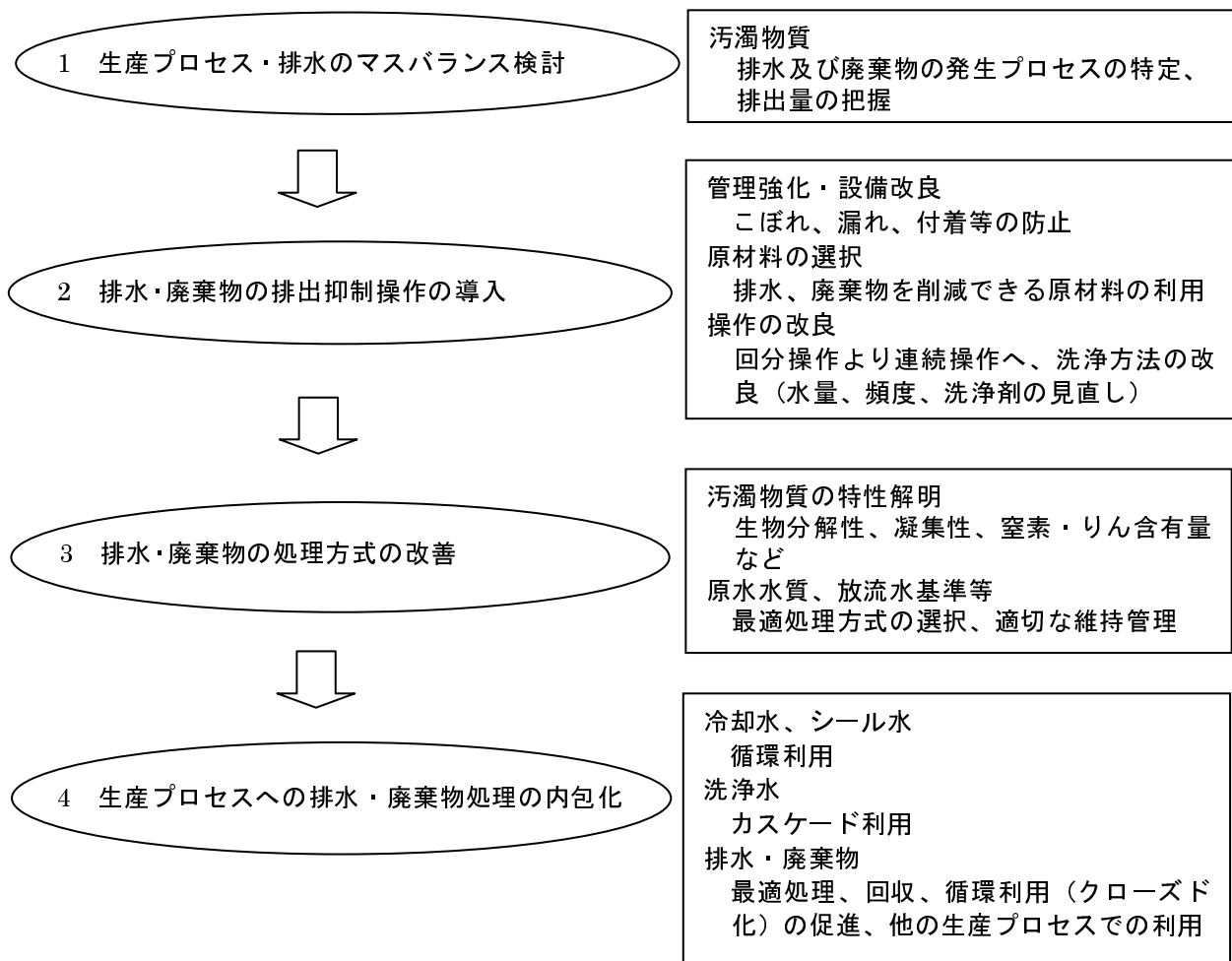
②排水処理対策

排水中の窒素、りんを除去してから排出する方法

③生産プロセスネットワークの構築

プロセスから使用されずに排出された窒素、りんを含む未利用物質を別の工場・事業場の生産プロセスの原料として利用する方法

排出負荷量削減フロー



2 生産プロセス対策

生産プロセス対策には3つの方法があり、インプットアウトプットモデルを活用し、オンサイト処理を考慮した処理水リサイクルの導入など窒素、リンの負荷量の削減対策について検討します。

①インプット対策

窒素、リンを含まない原料、使用薬品への転換、使用量の適正化

②生産プロセス内対策

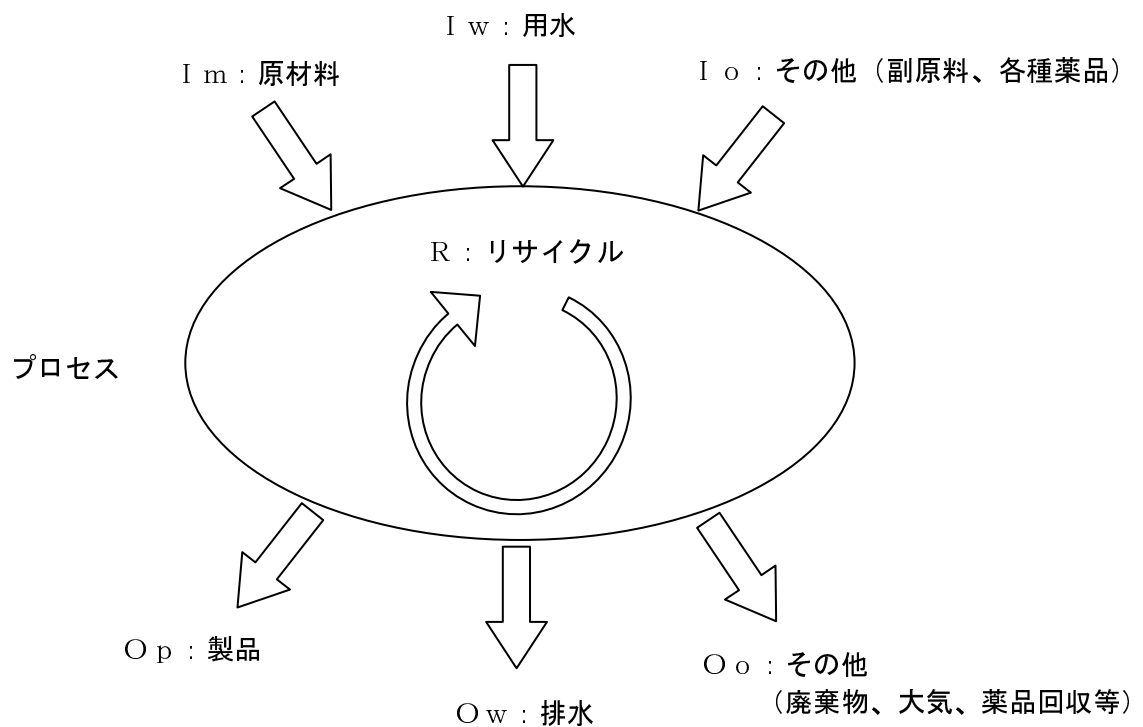
前処理、加工、仕上げ後処理、作業場・製造施設の洗浄プロセスにおける洗浄方法、製品の歩留等の改善による排水系への負荷の削減

③リサイクル対策

水の合理化、有効成分の回収、再利用による排水系への負荷削減

インプットアウトプットモデル

インプット



アウトプット

3 排水処理対策

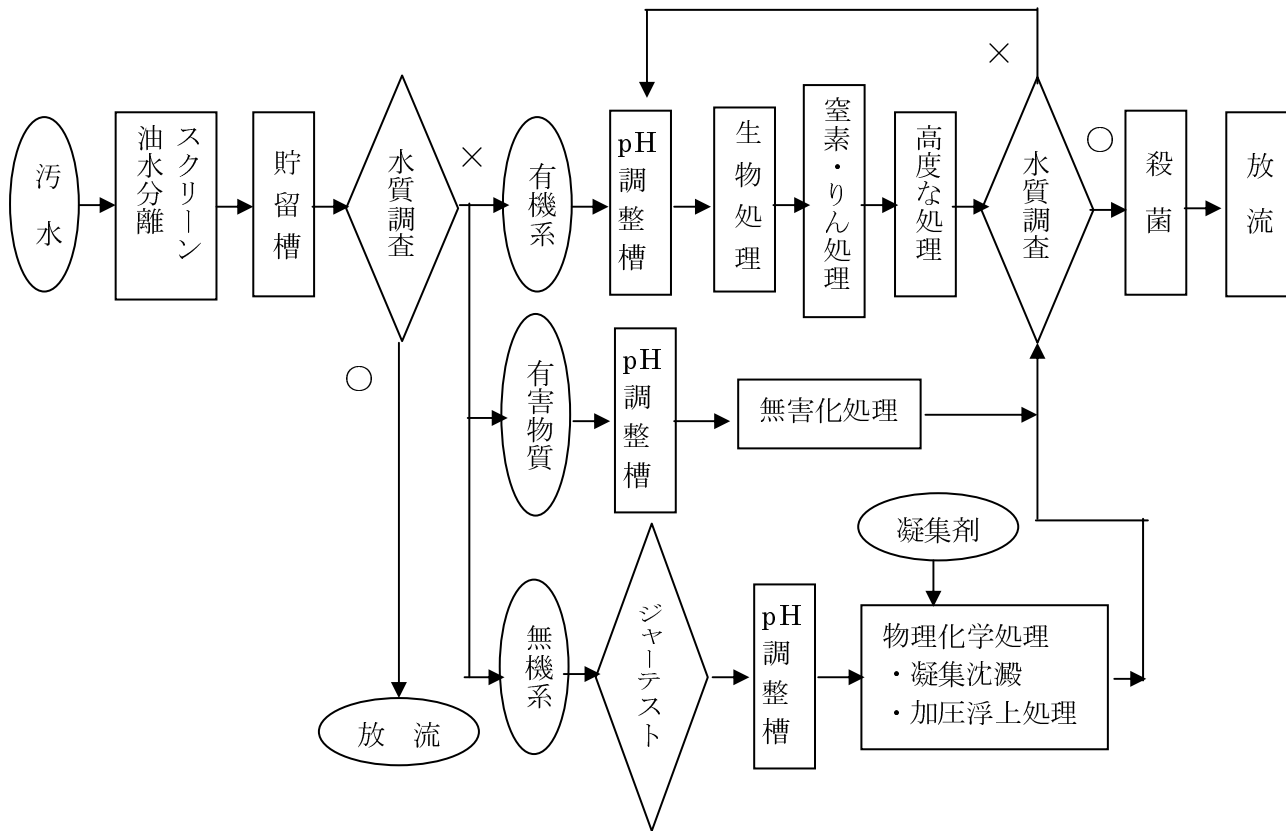
排水処理プロセスには、物理化学的処理法と生物学的処理法があり、排水処理システムの検討フローに従って排水の性状に応じた有機系処理、無機系処理、有害物質処理対策を考慮の上、処理の高度化について検討します。

また、既設の処理施設は、維持管理の改善や窒素、りん除去率の向上について検討します。

主な窒素・りんの排水処理方法

窒素・りん排水処理プロセス		BOD	窒素	りん	規模：用途
物理化学的処理法	アンモニアストリッピング法		◎		大規模：産業系排水
	不連続点塩素処理法		◎		小規模：産業系排水
	触媒湿式酸化法	○	◎		中～小規模：産業系排水
	イオン交換法		◎	○	小規模：産業系排水
	凝集沈殿法	○		◎	大～小規模：産業系排水
	晶析法			◎	中～小規模：産業系排水
	吸着法	○		◎	中～小規模：産業系排水
	MAP法 (りん酸マグネシウムアンモニウム法)		○	◎	大～小規模：生活系排水
	フォストリップ法			◎	大～小規模：生活系・産業系排水
生物学的処理法	循環式硝化脱窒法	◎	◎		大～小規模：生活系・産業系排水
	間欠ばっ気式活性汚泥法	◎	○	○	中～小規模：生活系・産業系排水
	包括固定化活性汚泥法	◎	◎	○	中～小規模：生活系・産業系排水
	回分式活性汚泥法	◎	○	○	中～小規模：生活系・産業系排水
	オキシデーションディッチ法	◎	○	○	中～小規模：生活系排水
	嫌気好気活性汚泥法（AO法）	◎	○	◎	大～小規模：生活系・産業系排水
	嫌気無酸素好気活性汚泥法 （A ₂ O法）	◎	◎	◎	大～小規模：生活系・産業系排水
凝集剤併用生物学的脱窒法	◎	◎	◎	大～小規模：生活系排水	

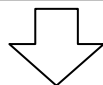
注 ◎（除去効果が大）及び○（除去可能）は、汚濁物質の除去程度を一応の目安として示したものである。



一般的な排水処理システムの検討フロー

既設排水処理施設の検討

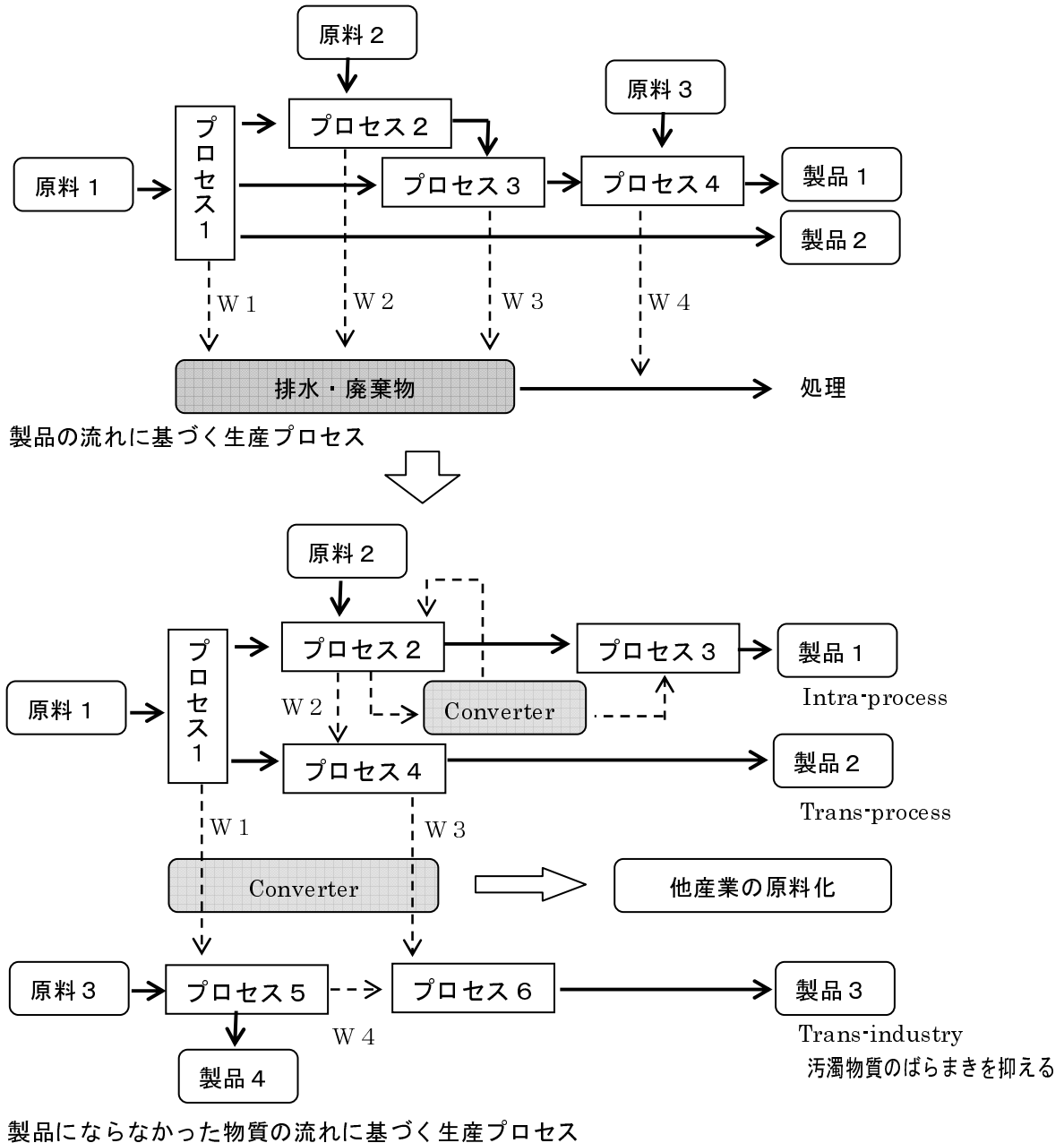
既設排水処理施設における窒素・りん除去率向上の検討		
窒素	既設の活性汚泥処理施設がある場合 ↓ ・循環式生物学的脱窒素法の検討 ・間欠ばっ気式生物学的脱窒素法導入の検討	
りん	既設の凝集処理がある場合 (沈殿又はろ過施設) ↓ ・りん除去率向上の検討	既設の活性汚泥処理施設がある場合 ↓ ・りん除去率向上の検討 ↓ ・嫌気好気法導入の検討



排水処理施設の改造・増設の検討

4 生産プロセスネットワークの構築

廃水、廃棄物という概念を改め、生産プロセスで排出された未利用物質を利用価値がある資源として認識し、生産プロセス内での利用（Intra-process）から他部門生産プロセスでの利用（Trans-process）へ、そして他の産業での利用（Trans-industry）へと窒素・りん含有排水、廃棄物の有効利用を目指し、業種内・業種間のネットワークの構築を検討します。



※ 環境省水環境部閉鎖性海域対策室監修：第5次水質総量規制対応版、小規模事業場排水処理対策全科(2002)より抜粋

5 自主管理の推進

窒素、りんの影響への排出負荷量の現状や改善効果を把握するためには、放流水の水質測定や生産プロセスのマスマランスの点検等について自主管理が必要です。

13 とやまの名水

注 は、「全国名水百選」の選定名水

名 称		区 分	説 明	
1	しゅちやだき 七重滝	下新川郡朝日町笹川	滝	約300 mの断層崖を七段に落下する雄大な滝。名勝として、古くから人々に親しまれています。
2	すぎきわ 杉沢	下新川郡入善町吉原	湧水	黒部川扇状地扇端部の湧水地帯。沢杉が生い茂り、沢には地下水が白砂を上げて湧き出しています。
3	いくじ 生地 <small>の</small> 共同洗い場	黒部市生地	湧水	黒部川扇状地の豊富な湧水を利用し、地域住民が共同で管理している洗い場。主婦たちの語らいの場ともなっています。(6か所)
4	しょうず さと 清水の里	黒部市生地	湧水	北陸本線生地駅前に湧き出る清らかで冷たい水。御影石で作られた水飲み場が整備され、乗降客や市民ののどを潤しています。
5	じゅうにかんの 十二貫野用水	下新川郡宇奈月町 黒部市	農業用水	江戸時代に、椎名道三が高度な技術で開削した用水。今も十二貫野を潤しています。
6	くろべきやうこく 黒部峡谷	下新川郡宇奈月町 中新川郡立山町 上新川郡大山町	河川	大小無数の溪流が黒部の本流となり、岩を削り、日本で最も深く、そして幽玄な峡谷美を形作っています。
7	てんこ水	魚津市諏訪町、本町	湧水	ちょうどごはんをてんこ盛りにしたように、川の底から水が湧き出てくるので、この名が付いたといわれます。
8	うおづえきまゑ 魚津駅前の「うまい水」	魚津市釈迦堂	井戸	日本一うまい水と池田弥三郎教授が折り紙をつけた魚津の水。旅行者や市民に親しまれています。
9	かたかいがわ 片貝川の清流	魚津市	河川	万葉の歌人、大伴家持が「可多加比の川の瀬清く行く水の絶ゆることなくあり通ひ見む」と歌った清流です。
10	こまあら いけ 駒洗い池	黒部市嘉例沢	湧水	戦国時代の武将たちが馬を洗い清めた池と伝えられ、今も美しい清水をたたえています。
11	ぎょうでん さわしみず 行田の沢清水	滑川市上小泉	その他	早月川の伏流水が沸き出した清水。付近一帯は、自然林に囲まれ、市民が水と緑に親しむ格好の散策場所となっています。
12	はやつきがわ 草月川の清流	中新川郡上市町 滑川市 魚津市	河川	全国屈指の急流河川。劔岳から流れる清らかな水は、かんがい用水やイワナの養殖に利用されています。
13	あなんたん れいすい 穴の谷の霊水	中新川郡上市町黒川	湧水	行者が霊水として利用していたもので、近年では、万病に効くと多くの人に用いられるようになりました。
14	こうぼうだいし しみず 弘法大師の清水	中新川郡上市町護摩堂	湧水	弘法大師ゆかりの清水で、地域の人々に利用されてきました。これを飲むと頭がよくなるといわれています。
15	おおいわにっせきじ ふしみず 大岩日石寺の藤水	中新川郡上市町大岩	湧水	古くから北陸の霊場として知られている大岩の不動。岩を回り出る藤水は、眼病に霊験有りといわれ、多くの信者が訪れます。
16	じょうがんじがわ 常願寺川の清流	富山市 上新川郡大山町 中新川郡立山町	河川	万年雪を頂く立山・薬師岳に源を発し、日本海に注ぐ、我が国屈指の急流河川です。
17	いわむろ 岩室の滝	中新川郡立山町虫谷	滝	落差24 m、白布を垂れたような滝。谷川が岩石の軟弱部を浸食後退してできたもので地質学上貴重です。
18	しょうみょうだき 称名滝	中新川郡立山町 芦峯寺ブナ坂	滝	落差350 mを誇る日本一の滝。4段になって落ちるその豪快さは、訪れる人を驚嘆させます。

名 称		区 分	説 明	
19	たてやまたまどの 立山玉殿の湧水	中新川郡立山町室堂	湧水	立山黒部アルペンルートの立山トンネルの開通により噴出した湧水。2～5℃と非常に冷たく、水量も豊富です。
20	みくりが池	中新川郡立山町室堂	湖沼	標高2,400m、立山黒部アルペンルートにある伝説を秘めた神秘的な湖。青々とした水面に映える立山の雄姿は美しい。
21	くろべこ 黒部湖	中新川郡立山町 上新川郡大山町	湖沼	日本一の高さを誇るアーチ式ダムによる人造湖。エメラルドグリーン湖水に周囲の雄大な山々を映します。
22	まつかわ 松川	富山市	河川	富山市の中心部を流れます。ニシキゴイが群泳し、桜並木と彫刻が川べりを彩る市民の憩いの川となっています。
23	いしくらまち えんめいじぞう 石倉町の延命地蔵の水	富山市石倉町	井戸	延命地蔵の御手洗水で、冷たくておいしいと評判です。地域の人々は、飲料水として利用しています。
24	じょうさいごうくちようすい 常西合口用水	上新川郡大山町 富山市	農業用水	明治時代に常願寺川左岸（西側）の12の用水が合併合口化してできた用水です。富山市の水道水源となっています。
25	なかのてら 中ノ寺の霊水	上新川郡大山町上滝	湧水	弘法大師が祭られている祠の下から湧いている水。不老長寿、皮膚病に効く霊水とされています。
26	ありみねこ 有峰湖	上新川郡大山町有峰	湖沼	県内随一の貯水量をほこる人造湖。四季を通じてほとんど濁らず、美しい山々の姿を湖面に映します。
27	やきやま 八木山の滝	上新川郡大沢野町 八木山	湧水	八木山の不動尊の前、湧水の滝がひっそりと落ちています。
28	とのさましょうづ 殿様清水	上新川郡大沢野町春日	湧水	昔、殿様が好んでこの湧水を飲んだことからこの名が付いたといわれます。今も茶人などに愛用されています。
29	じんづうきょう 神通峡	婦負郡細入村 上新川郡大沢野町	河川	飛騨盆地から富山平野に抜ける風光明媚な渓谷。新緑、紅葉が水面に映え、訪れる人々の目を楽しませます。
30	かじすい 加持水	婦負郡婦中町千里	湧水	常願寺観音堂地内の湧水。聖観音が山田村から常楽寺へ移された時に湧き出てきたものと伝えられています。珍しい「ヒカリモ」があります。
31	かざんじ 花山寺の霊水	婦負郡山田村若土	湧水	谷川沿いの岩間から湧き出る水。花山寺では水かけ地蔵を建立し、霊水として利用しています。
32	かつら しみず 桂の清水	婦負郡八尾町大玉生	湧水	大玉生八幡社横にある樹令千年といわれる桂の大木。その根元から沸き出す清冽な水で、人々の生活水として守られてきました。
33	やくしょうじいけ 薬勝寺池	射水郡小杉町中太閤山	湖沼	かんがい用のため池として、約500年前に作られたと伝えられています。現在は薬勝寺池公園として、地域住民の憩いの場となっています。
34	たんじょうじ たんじょうすい 誕生寺の誕生水	射水郡大島町島	井戸	約600年前、法華宗の開祖日隆聖人が誕生の際に湧出した清泉。聖人の産湯とされたことから「誕生水」と名付けられました。
35	じょうにちじ かんのおんぼろつれいすい 上日寺の観音菩薩霊水	氷見市朝日本町	湧水	古くより、眼病、長寿に効く霊水として飲用されてきました。側には、国の天然記念物の大イチョウがそびえ立っています。
36	けたじんじや せいせん 気多神社の清泉	高岡市伏木一宮	湧水	大伴家持が住んだ万葉の里。杉木立にかこまれた岩壁から清泉が出ています。
37	たかあかてじょうこうえん すいごう 高岡古城公園の水濠	高岡市古城	その他	前田利長の築いた城で設計者は高山右近と伝えられています。約67,000m ² の水濠は満々と水をたたえ、四季を通じて美しい景観を映しています。

名 称		区 分	説 明
38	かげなし井戸 高岡市末広町	井戸	高岡市の中心部にあり、約230年前、親孝行な六兵衛が掘ったと伝えられています。市民により大切に保存されています。
39	ゆみしろうづ 弓の清水 高岡市中田常国	湧水	木曾義仲が、平家との戦いのとき、部下の進言により弓矢を射ったところ湧き出した清水と伝えられています。
40	やべようりち 矢部の養鯉池 西砺波郡福岡町矢部	その他	庄川の伏流水が湧く矢部地内では、豊富な地下水を利用して、観賞用や食用のコイが盛んに養殖されています。
41	みやしまきょう 宮島峡 小矢部市宮島	河川	小矢部川の支流、子撫川の清流に沿った谷間。小さなナイアガラといわれる。「一の滝」をはじめ、多くの滝や淵からなっています。
42	はとしみず 鳩清水 小矢部市埴生	湧水	埴生護国八幡宮の境内にあり御手洗水などに利用されています。年中枯れることなく、参拝者に潤いを与えています。
43	おおしろうづ 大清水 小矢部市白谷	湧水	底から清水が白砂を上げて沸き出しています。池には、市の天然記念物に指定されているアシツキが自生しています。
44	またべえしみず 又兵衛清水 砺波市増山	湧水	増山城築城の折、家臣の山名又兵衛が発見したと伝えられます。城跡を訪れるハイカーに親しまれています。
45	ひしろうづ 妃の清水 東砺波郡福野町安居	湧水	安居寺の下を流れる御手洗川の川沿い、切り立った岩壁の割れ目から枯れることなく湧出しています。
46	あかそぶいけ 赤祖父池 東砺波郡井口村上中	湖沼	赤祖父川の水をせき止めてできたかんがい用の貯水池。フナが放流され釣り大会等により親しまれています。
47	うりわりしろうづ 瓜裂清水 東砺波郡庄川町 金屋字岩黒	湧水	緯如上人の馬のひづめが陥没してできたという故事があります。瓜をひやしたところ、冷たくて自然に裂けたことから命名されました。
48	ふどうだま 不動滝の霊水 東砺波郡井波町大谷	湧水	岩から清らかな水が噴出しています。古くから、地域の人々や旅人に霊水として飲用されています。
49	おきち 脇谷の水 東砺波郡利賀村栗当	湧水	脇谷橋の橋詰にある御地藏様の祠から湧き出しています。住民やドライバーに飲用され親しまれています。
50	しょうがわきょう 庄川峡 東砺波郡庄川町 利賀村、平村、上平村	河川	小牧ダム湖を中心とする周辺一帯は県定公園に指定されています。四季織りなす景観は見事です。
51	なごえ 中江の霊水 東砺波郡平村東中江	湧水	「水神様の水」とも呼ばれ、村の祭神「水波廻女神」を祭った社の床下から湧出している神聖な水です。
52	まるいけ 丸池 東砺波郡上平村新屋	湧水	合掌造りで知られる越中五箇山の上平村。浄土真宗を広めた赤尾道宗の信心による湧水の池です。
53	なわがいは 縄ヶ池 東砺波郡城端町蓑谷	湖沼	原生林に囲まれ、伝説を秘めた池。四季を通じて清澄な水を満々とたたえ、天然記念物のミスバショウが群生しています。
54	さくらがいは 桜ヶ池 東砺波郡城端町立野原	湖沼	池の周囲に桜の木が多いことからこの名が付けられました。春の新緑、秋の紅葉など水と緑に恵まれた自然を満喫できます。
55	おやべがわ 小矢部川の長瀬 西砺波郡福光町中河内	河川	小矢部川上流の峡谷。奇岩がそそり立ち、岩肌に松、桧が盆栽のように生える光景は水墨画を思わせます。

14 下水道の普及状況

普及率

(単位：%)

年度 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
富山県	35	37	40	42	44	49	52	54	59	63.1	65.2	67.6
全国	47	49	51	54	55	56	58	60	62	63.5	65.2	66.7

普及状況

(平成 15 年度末現在)

都市名	着手 年度	供用 開始 年度	認可 計画面積 (ha)	污水管渠 整備面積 (ha)	処理面積 (ha)	認可計画 人口 (千人)	処理人口 (千人)	備考
富山市	S27	S37	7,775	6,463	6,463	311.8	277.9	公共、特環
高岡市	S24	S40	4,552	3,159	3,147	199.7	141.0	公共、特環
新湊市	S34	S49	892	689	689	35.1	32.0	公共、特環
魚津市	S60	H1	1,158	652	652	40.8	27.0	公共、特環
氷見市	S50	S58	1,288	819	819	48.9	29.4	公共、特環
滑川市	S54	H1	790	506	506	19.6	15.3	公共、特環
黒部市	S61	H3	891	566	566	27.1	19.6	公共、特環
砺波市	S59	H2	799	613	613	18.5	14.3	公共、特環
小矢部市	S57	H1	834	541	541	28.2	16.0	公共、特環
大沢野町	S61	H3	602	458	458	19.2	15.7	公共、特環
大山町	S54	S62	440	229	229	28.6	7.9	公共、特環
上市町	H3	H4	117	98	98	4.9	3.3	特環
宇奈月町	S52	S61	63	60	60	13.3	1.5	特環
入善町	H8	H13	506	322	322	19.1	11.1	公共、特環
朝日町	H8	H13	264	104	104	7.9	4.2	公共、特環
八尾町	H5	H13	401	295	153	14.7	8.9	公共、特環
婦中町	H5	H12	550	381	308	19.7	13.3	公共、特環
山田村	S60	H1	71	71	71	10.2	1.2	特環
細入村	H10	H15	46	30	20	4.2	0.7	特環
小杉町	S42	S45	895	722	722	35.2	25.4	公共、特環
大門町	S63	H4	264	237	237	9.9	8.3	公共、特環
大島町	H5	H9	213	118	118	8.8	5.4	公共、特環
城端町	S63	H6	339	237	237	8.4	5.8	公共、特環
平村	H4	H9	13	13	13	4.4	0.3	特環
上平村	H3	H6	17	17	17	4.5	0.1	特環
庄川町	S60	H3	192	139	139	5.1	4.9	公共、特環
井波町	S60	H3	360	317	317	11.2	9.2	公共、特環
井口村	H2	H5	47	47	47	1.5	1.4	特環
福野町	S59	H1	445	407	402	14.2	12.5	公共、特環
福光町	S46	H1	627	514	514	18.8	14.4	公共、特環
福岡町	S58	H1	325	220	189	7.7	5.2	公共、特環
中新川*	S62	H6	1,378	760	754	39.0	23.0	公共、特環
計			27,152	19,803	19,524	1,040.2	756.1	

* 中新川広域行政事務組合（舟橋村、上市町、立山町）

15 水質年表

(昭和 33 年～昭和 47 年)

年 月	内 容
33. 12	・「公共用水域の水質保全に関する法律」、「工場排水等の規制に関する法律」制定
41. 12	・小矢部川下流の底質から有機水銀検出、県、追跡調査を実施
42. 8	・「公害対策基本法」制定（水質保全の行政上の目標として環境基準を設定することとされた。）
43. 8	・厚生省、水銀による環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
44. 2	・国、魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河を水質保全法のメチル水銀規制水域に指定
45. 1	・神通川の水銀汚染が表面化、発生源は福寿製薬(株)富山工場と判明
4	・「水質汚濁に係る環境基準について」閣議決定
6	・国、魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、熊野川下流部を水質保全法のアルキル水銀規制水域に指定
12	・国、小矢部川を水質保全法の指定水域に指定
12	・公害国会（第 64 回臨時国会）開会 （従前の法制では対処し得ないような公害の状況の中で公害関係法令の抜本的整備を図ることを主目的として召集され、公害問題に関する集中的な討議が行われた。）
12	・「水質汚濁防止法」制定（46 年 6 月施行） （水質保全法と工場排水規制法を一元化するとともに、指定水域制を廃止し全公共用水域を対象として排水規制を行うこと、排水基準違反に対しては直罰を導入すること等水質保全対策の強化を図るものとして制定された。）
46. 5	・国、小矢部川に水質汚濁に係る環境基準を設定
7	・富山県水質審議会設置
10	・県、有害物質に係る上乗せ排水基準及び小矢部川水域に係る上乗せ排水基準を設定
12	・県、小矢部川水質常時監視所を設置
12	・「水質汚濁に係る環境基準について」を環境庁告示
47. 4	・県、神通川水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び神通川水域に係る上乗せ排水基準設定

(昭和 47 年～昭和 50 年)

年 月	内 容
47. 6	・ 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正 (公害被害について円滑な被害者の救済を図るために、公害に係る事業者の無過失損害賠償責任制度を導入した。)
6	・ 県、白岩川水域に係る環境基準の水域類型の指定
7	・ 県、白岩川水域に係る上乘せ排水基準設定
9	・ 水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加 (豚房施設、牛房施設、馬房施設)
10	・ 県、シアン及びヒ素に係る上乘せ排水基準設定
12	・ 県、小矢部川水域に係る上乘せ排水基準設定
48. 6	・ 県、富山湾一帯の魚介類の水銀調査開始
6	・ 厚生省、魚介類に係る水銀の暫定的基準発表
6	・ 環境庁、9 水域 (水俣、八代、有明、徳山、新居浜、水島、氷見、魚津、酒田) を水銀汚染について環境調査を実施する水域として指定
7	・ 国及び県、富山湾海域産業公害総合事前調査開始
9	・ 県、庄川水域等に係る環境基準の水域類型の指定
9	・ 県、カドミウムに係る上乘せ排出基準及び排水基準設定
9	・ 県、庄川水域等に係る上乘せ排水基準設定
49. 5	・ 富山市、水質汚濁防止法に基づく政令市に指定
9	・ 国、総水銀、アルキル水銀の環境基準及び排水基準を追加
11	・ 水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加 (旅館業、試験研究施設等)
12	・ 県、常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型の指定
12	・ 県、常願寺川水域等に係る上乘せ排水基準設定
50. 2	・ 国、PCB に係る環境基準及び排水基準を追加
5	・ 水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加 (水道施設及び中央卸売市場)

(昭和 51 年～昭和 59 年)

年 月	内 容
51. 3	・ 県、早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定（小矢部川水域の一部改正を含む。）
3	・ 県、早月川水域等及び富山湾海域に係る上乗せ排水基準設定（小矢部川水域の一部改正を含む。）（51年4月1日施行）
53. 6	・ 水質汚濁防止法の一部改正（総量規制の導入）（54年6月施行）
54. 5	・ 水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（病院、一般廃棄物処理施設）
56. 2	・ 県、小矢部川水質常時監視所（機器）更新
11	・ 水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（冷凍調理食品製造業等 8 業種 11 施設）
57. 1	・ 県、松川に係る環境基準の水域類型の指定
3	・ 「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（測定方法の変更）告示
6	・ 水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（地方卸売市場）
12	・ 国、湖沼の窒素及び磷にかかる環境基準の設定
58. 10	・ 海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）が発効
59. 1	・ 厚生省、水道水中に含まれるトリクロロエチレン等 3 物質について、暫定水質基準を設定
7	・ 湖沼水質保全特別措置法制定
8	・ 国、環境影響評価実施要綱を閣議決定
8	・ 国、トリクロロエチレン等の排出について暫定指導指針を設定 （化学物質による広範な地下水汚染が顕在化してきたため、当面の措置としてトリクロロエチレン等 3 物質を取り扱う工場・事業場に対し、これらの物質の地下浸透の防止及び公共用水域への排出の抑制について指導することとした。）
10	・ 厚生省、ダイオキシン、水銀、トリクロロエチレン等調査研究委員会を設置
10	・ 県、水質環境管理計画策定研究会を設置し、同計画の策定について検討開始（61年3月報告）
11	・ 松川への浄化用水取水施設完成
12	・ 「湖沼水質基本方針」閣議決定（今後の湖沼水質保全施策の基本的方向等を示した。）

(昭和 60 年～昭和 62 年)

年 月	内 容
60. 3	・環境庁の「名水百選」(最終)に、本県の「穴の谷の霊水」、「黒部川扇状地湧水群」、「瓜裂の清水」、「立山玉殿の湧水」を選定
4	・厚生省の「おいしい水研究会」がおいしい水道水の水質要件を公表
5	・湖沼の窒素、磷に係る排水基準を設定 (湖沼の富栄養化を防止するため、磷については 1,022 湖沼、窒素についてはそのうち 45 湖沼について排水規制を実施した。)
5	・国、黒部湖、有峰湖等の県内 10 湖沼について磷の排水基準適用を告示
7	・都道府県水質審議会が都道府県公害対策審議会に統合される (61 年 1 月施行)
12	・「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼及び指定地域の指定を閣議決定
61. 1	・水質汚濁防止法の一部改正により富山県水質審議会を富山県公害対策審議会に併合
2	・県、「とやまの名水」として 55 件を選定
4	・県、「とやまの名水」マップ発行
4	・県、「富山県「とやまの名水」環境整備事業費補助金交付要綱」を制定、各市町村に通知 (61 年 4 月)
6	・県、「水の王国とやま」出版
7	・知事、公害対策審議会に「水質環境管理計画」を諮問
9	・国、中央薬事審議会、シロアリ駆除剤クロルデン等の使用全面禁止を答申
9	・国、クロルデン及びヘプタクロルを化学物質審査規正法の特定物質に指定
62. 1	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等有機塩素系溶剤 6 物質を化学物質審査規正法により特定化学物質に指定
2	・県公害対策審議会、「水質環境管理計画」を知事に答申
2	・知事、県公害対策審議会に「神通川流域農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除」を諮問(同日、答申)
2	・県、「水質環境管理計画(クリーンウォーター計画)」を策定
2	・県、水質環境管理計画を推進するため、関係団体等からなる協議会を設置

(昭和 62 年～平成元年)

年 月	内 容
62. 5	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを化学物質審査規正法の指定化学物質に指定
12	・県自然保護協会（黒部川汚濁調査委員会）、黒部川の汚濁の原因調査結果について報告
63. 3	・小矢部川流域下水道二上浄化センター一部共用開始
3	・県、「富山県合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱」を制定、各市町村に通知（63年4月1日より適用）
7	・知事、「有峰湖及び栃津川下流水域に係る環境基準の水質類型及び排水基準について」を公害対策審議会に諮問（63年12月15日答申）
8	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（弁当製造業等4業種5特定施設）（63年10月1日施行）
9	・環境庁、「底質調査方法」を改定、全窒素、全りんの影響調査方法追加・改正
10	・環境庁、「生活雑排水対策推進指導指針」を公表
11	・環境庁、中央公害対策審議会に「地下水保全対策のあり方と事故の措置について」諮問（元年2月15日答申）
11	・県、「生活排水を考えるシンポジウム」を、新湊市で開催
元. 1	・県、ゴルフ場の農薬使用状況調査及び水質調査結果を公表
2	・環境庁、中央公害対策審議会に「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問（元年2月18日答申）
3	・県、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域及び栃津川下流水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び改正
3	・県、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る上乘せ排水基準設定
3	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を化学物質審査規制法の第2種特定化学物質に指定
3	・国、水質汚濁防止法施行令の一部改正、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に追加
4	・国、排水基準を定める総理府令の一部改正、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの排水基準を設定

(平成元年～平成2年)

年 月	内 容
元. 4	・国、四塩化炭素の地下浸透及び排水に係る指導指針を通知
6	・国、水質汚濁防止法を改正し、有害物質の地下浸透を禁止
7	・国、熊野川ダム、上市川第2ダムをりんの規制対象湖沼に追加指定
8	・第5回全国水環境保全市町村シンポジウム（全国名水シンポ）を黒部市で開催
10	・井波町において、テトラクロロエチレンによる地下水汚染が深刻化
11	・県、土地対策要綱を改正し、50 ha以上の開発行為に環境影響評価を義務付け
2. 2	・県、公害対策審議会に、地下水の水質測定計画の策定にあたっての基本的な考え方について、諮問（2年3月27日答申）
3	・県、「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を制定（2年4月1日施行）
3	・中央公害対策審議会、生活排水対策に関する制度のあり方について、答申
3	・県環境保健健康調査協議会、井波町のテトラクロロエチレンによる地下水汚染に係る住民健康調査では、「テトラクロロエチレンの健康影響を疑う根拠となるものは認められなかった」と発表
3	・県、環境保全基金条例を制定
3	・県公害対策審議会、環境影響評価制度の基本的な考え方について、答申
3	・県公害対策審議会、地下水の水質測定について、答申
3	・知事、公害対策審議会に、富山県公害防止条例の改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの排水基準の設定等）について、諮問（同日、答申）
5	・国、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針を設定
6	・知事、公害対策審議会に、黒部ダム貯水池（黒部湖）水域に係る環境基準の水域類型及び排水基準について、諮問（2年12月17日答申）
6	・県、富山県環境影響評価要綱を制定（2年10月1日施行）
6	・国、水質汚濁防止法を改正し、生活排水対策を推進するための制度的枠組みを、水質汚濁防止法の体系の中に取り入れる。

(平成2年～平成5年)

年 月	内 容
2. 6	・ 県、公害防止条例を改正し、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に追加するとともに、有害物質の地下浸透を禁止（2年8月10日施行規則改正、10月1日施行）
3. 3	・ 県、「黒部ダム貯水池（黒部湖）水域に係る上乘せ排水基準」を設定する条例を公布
3	・ 「黒部ダム貯水池（黒部湖）水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について」告示
5	・ 知事、公害対策審議会に「水質環境管理計画の改正」を諮問（4年3月答申）
7	・ 水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設）（3年10月施行）
7	・ 国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を一部改正し、対象農薬を追加
8	・ 国、土壌の汚染に係る環境基準を設定
4. 3	・ 八尾町におけるトリクロロエチレンによる地下水汚染を発見
3	・ 「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を一部改正し、排出水中の農薬濃度の指導値を設定（同日施行）
3	・ 県、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）」を策定
5	・ 県、「地下水指針」を策定
9	・ 環境庁、中央公害対策審議会に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について」及び「海域の窒素及びリンに係る環境基準等の設定について」諮問
12	・ 国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を一部改正し、排水中のフェニトロチオン濃度の指針値を改正
5. 2	・ 県、「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を一部改正し、排出水中のフェニトロチオン濃度の指導値を改定（同日施行）
3	・ 国、「水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、トリクロロエチレン等15物質を水質環境基準健康項目に追加
8	・ 国、「水質汚濁に係る環境基準について」及び水質汚濁防止法施行令を一部改正し、海域の窒素及びリンに係る環境基準と排水基準を設定

(平成5年～平成8年)

年 月	内 容
5. 11	・内川浄化用水導入事業着工
11	・環境基本法制定
12	・国、水質汚濁防止法施行令を一部改正し、有害物質としてジクロロメタン等13物質を追加 (6年2月1日施行)
6. 1	・知事、公害対策審議会に「神通川流域農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除(第3回)について」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」諮問 (6年3月28日答申)
2	・環境庁、「土壌の汚染に係る環境基準について」を一部改正し、トリクロロエチレン等15物質を追加するとともに、鉛、砒素の基準を強化
3	・国、「特定水道利水障害の防止のための水道水源地域の水質の保全に関する特別措置法」制定
4	・国、公共用水域等における農薬の水質評価指針について通知(殺虫剤、殺菌剤及び除草剤の27農薬に指針値を設定)
4	・国、農薬取締法施行令の一部改正(シマジンを水質汚濁性農薬に指定、6年7月1日施行)
4	・国、「悪臭防止法施行規則」及び「悪臭物質の測定の方法」を改正(メチルメルカプタン等の排出水中における規制基準の設定及び測定方法の追加、7年4月1日施行)
7. 8	・知事、環境審議会に「富山県公害防止条例に基づく汚水又は廃液に係る規制基準の設定等について」を諮問(同日答申)
10	・北西太平洋の環境海洋モニタリングに関するワークショップを開催
11	・県、「富山県公害防止条例施行規則」を一部改正(汚水または廃液に係る規制項目の追加等、8年1月1日施行)
11	・県、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について」を一部改正(酢酸エチル等悪臭10物質の追加及び排出水中における悪臭物質の規制基準の設定、8年1月1日施行)
12	・県、「富山県環境基本条例」を制定(同日施行)
8. 3	・県、「富山県公害防止条例施行規則」を一部改正(従業員が10人以上の工場等に係る事務を富山市長に委任、8年4月1日施行)
5	・環境庁、中央環境審議会に「地下水の水質の汚濁に係る環境基準の設定について」を諮問(9年3月6日答申)

(平成8年～平成11年)

年 月	内 容
8. 6	・国、水質汚濁防止法を一部改正（地下水の水質浄化のために必要な措置及び油流出事故時の措置に関する規定の整備、9年4月1日施行）
9. 2	・知事、環境審議会に「水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について」を諮問（9年7月答申）
3	・県、「工場または事業場の事故に関する措置要綱」を一部改正（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく事故の範囲が拡大されたため、事故の範囲を拡大し、適用地域から富山市を除外、9年4月1日施行）
9	・県、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）」を改定
10. 3	・環境庁、「日本の水浴場55選」に本県の島尾・松田江浜（氷見市）を選定
6	・県、「富山湾水質保全研究会」を設置
7	・国、環境ホルモン緊急全国一斉調査を開始
9	・県、「富山県水質環境基準検討会」を設置
11. 2	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目を環境基準健康項目に追加
5	・県、「環境ホルモン対策庁内連絡会議」を設置
7	・国、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）を公布（12年3月30日施行）
7	・国、「ダイオキシン類対策特別措置法」を公布（12年1月15日施行）
12	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（ジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設、12年3月1日施行）
12	・国、ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準を設定（12年1月15日から適用）
12	・国、ダイオキシン類対策特別措置法施行令により、ダイオキシン類を含む汚水または廃液を排出する特定施設を指定（7号に分類、延べ14施設）
12	・国、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則により、ダイオキシン類の水質排出基準を設定（12年1月15日施行）

(平成 12 年～平成 16 年)

年 月	内 容
12. 6	・ 県、環境審議会に「境川ダム貯水池（桂湖）に係る環境基準水域類型の指定及び排水基準の設定について」諮問
11	・ 環境審議会、「境川ダム貯水池（桂湖）に係る環境基準水域類型の指定及び排水基準の設定について」答申
12	・ 中央環境審議会、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」答申（11 年 2 月 22 日諮問）
12	・ 中央環境審議会、「土壌の汚染に係る環境基準の項目追加等について」答申（11 年 7 月 14 日諮問）
13. 3	・ 県、「境川ダム貯水池（桂湖）に係る上乘せ排水基準」を設定
3	・ 国、土壌の汚染に係る環境基準についての一部改正について」を告示
3	・ 県、「境川ダム貯水池（桂湖）に係る環境基準の水域類型」を指定
6	・ 国、水質汚濁防止法施行令の一部を改正し、有害物質としてほう素等 3 物質を追加するとともに、排水基準を設定（13 年 7 月 1 日施行）
11	・ 県、環境審議会に「水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について」諮問
12	・ 国、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針を一部改正（対象農薬を 10 農薬追加）
14. 3	・ 環境審議会、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について」答申
3	・ 県、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）」を改定
5	・ 小矢部川の国条橋等における水質調査で、ダイオキシン類が環境基準を超えて検出
6	・ 国土交通省、県及び高岡市、小矢部川ダイオキシン類調査の実施
12	・ 県、小矢部川及び横江宮川で水質環境基準を超過するダイオキシン類が検出された主原因は、小矢部市にある染色整理業の工場であると判断
15. 11	・ 国、「水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、水生生物及びその生息又は生育環境を保全する視点から、全亜鉛の基準値を設定
16. 3	・ 国、水質汚濁に係る環境基準等を見直し、要監視項目 5 項目を追加するとともに、要監視項目 2 項目の指針値を改定

(平成 16 年)

年 月	内 容
16. 5	・ 県、海上保安庁（第九管区海上保安本部）と連携し、富山湾沿岸部の流入河川水の拡散状況、栄養塩類の挙動を把握することを目的として、「富山湾共同環境調査」を実施



〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 富山県生活環境部環境保全課
TEL076-444-3146 FAX076-444-3481

HP : <http://www.pref.toyama.jp/> E-mail : kankyohozen3@pref.toyama.lg.jp
平成17年1月発行

(この印刷物は、再生紙を使用しています。)